

成果目標の 達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	認知症介護指導者養成研修修了者数	40人	42人	42人	達成

イ 成果の状況及び今後の方向性

認知症介護実践者研修及び認知症介護指導者養成研修の修了者数は、概ね目標どおり達成している。ただし、受講生からは、講義のスピードや量に関する要望が多数あり、今後の認知症高齢者に対する介護サービスのさらなる充実を図るためにも、県は、研修体系及びカリキュラム、研修規模等を見直しつつ事業を実施するとしている。

ウ 監査の結果及び意見

1) 研修のフォローについて(意見)

県は、介護支援専門員研修と認知症介護実践者等養成研修を行っている。これらの研修は、県社協などが指定研修実施機関としての立場で、若しくは受託事業として実施されている。

研修の成果を把握する方法の一つとして、研修受講者の傾向（年齢、居住地、勤務する団体や施設の種類の種類、勤務年数等）などを把握、分析して今後の研修に活かす試みも考えられる。このことについて、認知症介護実践者等養成研修は研修受講者の傾向を分析しているが介護支援専門員研修では分析までに至っていない状況であった。

県においては、高齢者福祉にかかる施策が、適切な予算のもと有効な事業として『施策目標』を実現するよう効率的に執行されているかを明確にするために、研修のフォローとして介護支援専門員研修については、研修受講者の傾向の分析を行い、今後の研修に活かす試みを行うことが望ましい。

2) 介護支援専門員等研修の受講料について(意見)

介護支援専門員研修は、介護保険法、政令等に基づき、介護支援専門員の資格取得・更新に際し本人に義務付けられた研修である。

介護支援専門員等研修について県社協は毎年度県に事業実績報告書を提出しており、この事業実績報告書から研修種別ごとの収支を把握することが可能である。

次表は、平成28年度の事業実績報告書より介護支援専門員研修の収支をまとめたものである。

(単位:円)

研修名	収入	支出	収支
介護支援専門員実務研修	14,720,000	15,901,944	△ 1,181,944
介護支援専門員更新研修(実務経験者)	7,872,000	8,739,409	△ 867,409
介護支援専門員更新研修(実務未経験者)	1,838,200	2,534,223	△ 696,023
介護支援専門員専門研修(専門Ⅰ及びⅡ)	6,464,000	5,549,678	914,322
主任介護支援専門員研修	3,240,000	3,454,382	△ 214,382
主任介護支援専門員更新研修	3,483,000	3,516,887	△ 33,887

研修名	収入	支出	収支
介護支援専門員再研修	2,658,000	2,658,000	0
合計	40,275,200	42,354,523	△ 2,079,323

上表より、平成 28 年度の介護支援専門員研修全体の収支は 2,079 千円の赤字となっていることがわかる。研修種別単位で見ると黒字なのは介護支援専門員専門研修（専門Ⅰ及びⅡ）のみで、収支が均衡している介護支援専門員再研修を除き他の研修は赤字となっている。

介護支援専門員研修は従来から行われていたが、平成 26 年の介護保険法改正に伴い、介護支援専門員には地域包括ケアの推進などその専門性から求められる役割が大きくなることから研修制度が見直され、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について（平成 27 年 2 月 12 日老発 0212 第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に、平成 28 年度から研修カリキュラムが改正されている。カリキュラム改正後の平成 28 年度の介護支援専門員研修の収支は、人件費と事業費の増加により 2,079 千円の赤字となり、平成 29 年度も大幅な赤字となる見込みである。そのため県社協は、受講料の適正化等について県と協議を行っているとのことである。

介護支援専門員研修は、介護保険法等で都道府県が行うものとして規定されていることから、各都道府県で実施されている。そこで、長野県に隣接している県のうち、ホームページ等で介護支援専門員研修の受講料が確認できた県と長野県の 1 人あたり受講料を比較したところ、その結果は次表のとおり（平成 29 年 12 月 3 日現在）であり、長野県の受講料単価は他県よりも比較的安く設定されている状況であった。

県社協が実施している介護支援専門員研修の受講料単価は県が条例等で定めており、県社協は、その受講料単価にしたがって研修を実施する。県社協は研修のコストを受講料収入で賄う必要があるが、コストを賄いきれずに赤字になっても県の補てんはなく、県社協自身がその赤字を負担することになる。

県社協における介護支援専門員研修事業の赤字について、受講料単価がどの程度影響を及ぼしているのか、県社協自身のコスト削減努力は十分といえるかどうかなど不明確な点を明らかにする必要があるが、他県と比較した限りでは受講料単価を見直す余地はあると考える。

県においては、高齢者福祉にかかる施策が、適切な予算のもと有効な事業として『施策目標』を実現するよう経済的に執行されているかを明確にするために、介護支援専門員等に対する研修により生じる赤字を県社協が負担している現状の是非を含め、受講料単価のあり方を検討することが望ましい。

都道府県名	長野県	群馬県	新潟県	山梨県
介護支援専門員実務研修	46,000 円	48,000 円	52,200 円	53,000 円
実務経験者(初回更新者)	40,000 円	—	—	—
実務経験者(2 回目更新者)	14,000 円	—	—	—
実務未経験者	32,000 円	33,000 円	39,600 円	38,000 円
介護支援専門員専門研修	40,000 円	—	—	—
専門研修課程Ⅰ	26,000 円	33,000 円	43,600 円	35,000 円
専門研修課程Ⅱ	14,000 円	22,000 円	23,800 円	20,000 円

都道府県名	長野県	群馬県	新潟県	山梨県
主任介護支援専門員研修	36,000 円	47,000 円	43,800 円	54,320 円
主任介護支援専門員更新研修	43,000 円	37,000 円	36,900 円	45,320 円
介護支援専門員再研修	32,000 円	33,000 円	39,600 円	38,000 円

都道府県名	岐阜県	静岡県	愛知県
介護支援専門員実務研修	59,000 円	68,000 円	51,000 円
実務経験者(初回更新者)	—	—	—
実務経験者(2回目更新者)	—	—	—
実務未経験者	36,000 円	54,000 円	34,700 円
介護支援専門員専門研修	—	83,400 円	61,100 円
専門研修課程Ⅰ	28,000 円	48,800 円	36,000 円
専門研修課程Ⅱ	20,000 円	34,600 円	25,100 円
主任介護支援専門員研修	58,000 円	50,000 円	55,000 円
主任介護支援専門員更新研修	43,000 円	40,000 円	53,000 円
介護支援専門員再研修	36,000 円	54,000 円	34,700 円

3) 介護支援専門員研修の収支報告について(意見)

介護支援専門員研修の一つである介護支援専門員再研修は、収入、支出とも 2,658 千円で収支が均衡している。

この介護支援専門員再研修は、介護支援専門員更新研修(実務未経験者)と合わせての開催となっているが、介護支援専門員更新研修(実務未経験者)は収入が 1,838 千円、支出が 2,534 千円で 696 千円の赤字となっている。そのため、実際は介護支援専門員再研修でも赤字が発生しているところ、その分を介護支援専門員更新研修(実務未経験者)が負担している可能性が考えられる。

介護支援専門員再研修以外の介護支援専門員研修は県が県社協を指定研修実施機関に指定して実施されているが、介護支援専門員再研修のみ県からの委託事業となっており、このことが収支報告の方法に影響を与えている可能性が考えられる。しかしながら、指定研修実施機関としての業務と委託業務で収支報告の方法が異なるのは望ましくなく、また、そのような報告は業務の実態を明確にしておらず、県社協だけではなく県においても説明責任の履行という観点から課題がある。業務の実態を明確にするためにも、そして、その実態を踏まえて委託料のあり方の妥当性を明確にする意味からも、さらにそのことによって、高齢者福祉にかかる財務事務が経済的・効率的・効果的に執行されているかを明確にするためにも、県においては、介護支援専門員再研修についても実際の収支を報告するよう、県社協に要請する必要がある。

⑤ 福祉大学運営事業（福祉人材係）

県は、時代の要請に対応した福祉人材養成施設として長野県保育専門学院を改組し長野県福祉大学校（以下「福祉大学校」という。）として、地域福祉をリードすることができる保育士及び介護福祉士の養成を行っている。

ア 事業概要

目 的	地域福祉をリードする専門的な福祉人材としての保育士及び介護福祉士を養成する。				
事業内容 決算額	(単位:千円)				
	項目	実施方法	事業実績	決算額	
	福祉大学校運営事業	直接	保育学科(51名)及び介護福祉学科(14名)の福祉人材を養成した	37,812	
	保育実習室運営事業	直接	福祉大学校学生が幼児と関わる場を提供するとともに、幼児(49名)を保育し、その健全な成長を図った	9,683	
		合計	47,495		
成果目標の 達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	卒業生の福祉施設関係就職率 (除く進学者)	94%	90%以上	98%	達成

イ 成果の状況及び今後の方向性

将来の地域福祉のリーダーを養成する役割を担うため、進学者を除いた卒業生の福祉施設関係への就職率を90%以上とすることを成果目標として、平成28年度の数値は98%で目標を上回ったことにより、将来の地域福祉のリーダーとしての人材を輩出することができたとしている。

今後について県は、少子高齢社会において、介護福祉士、保育士の養成は社会的ニーズが高いため、引き続き事業を実施し、国等の動向や、保育所、社会福祉施設等の職員採用意向等を踏まえた地域福祉の向上に貢献していくとしている。

ウ 監査の結果及び意見

1) 福祉大学校のあり方検討会の報告書の取り扱いについて(意見)

平成18年度に長野県福祉大学校あり方検討会が設置され、当検討委員会から「長野県福祉大学校あり方検討会報告書（以下「報告書」という。）」がまとめられている。この報告書の現在の取り扱いを所管課に確認したところ、「時代の要請を踏まえて、福祉大学校が今後取り組まなければならないことを明らかにするとともに、需要動向などにより廃止等を検討するうえでの目安」として活用しているとのことであった。

報告書では、福祉大学校の廃止を検討する目安を次のとおりとしている。

学科	廃止を検討する目安
保育学科	①民間養成校の平均応募倍率 ②採用数と離職数の比較 ③採用者数の推移
介護福祉学科	①県内民間養成校の定員と新たに必要となる介護職員数の比較 ②県内民間養成校の定員と増加した介護職員数との比較

(報告書より抜粋)

しかし、福祉大学校運営費を評価の対象とした事業改善シートの中では報告書の存在やその取り扱いについては触れられていない。報告書は内部資料とされているが、福祉大学校の事業の存続やあり方のベースとなっていることや、県が実施する事業評価の仕組みを機能させるために、事業改善シート等において情報を開示しておくことが望ましい。

また、所管課と福祉大学校との間で報告書の取り扱いや位置づけなどに対する認識に違いが生じてしまうことがないように配慮していく必要がある。

さらに、報告書は、福祉大学校に対して、「今後も、状況の変化を的確に把握しながら、適切な時期に学校のあり方について抜本的な見直しを図ることが求められる。」としているが、高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえると、策定から10年近くが経過している報告書そのもののあり方も検討する余地があると考ええる。

(3) 介護支援課

介護支援課は、1) 介護保険の運営支援（計画業務）、2) 介護保険事業者の指定・指導（サービス業務）、3) 老人福祉施設の整備（施設業務）を担当しており、計画係、サービス係及び施設係の3係で構成されている。各係の主な業務は以下のとおりである。

係名	主な業務
計画係	介護保険の円滑な運営のための保険者(市町村)に対する助言・情報提供等 所得の低い方のための介護保険サービス利用料の軽減に対する支援 市町村が適正な要介護・要支援認定を行うための支援・助言 ○高齢者虐待防止のための市町村、養護者等に対する支援・助言
サービス係	介護保険の事業者の指定・適正化支援、介護支援専門員の資格管理に関することなど 介護サービスの質の向上 ○介護サービス事業者の指定 ○介護職員の処遇改善 ○介護支援専門員の資格管理
施設係	高齢者福祉施設等の新設や改築に対する支援・助言 ○特養など高齢者施設の整備・運営支援

介護支援課が担当する上記業務のうち、監査人が高齢者福祉政策に係りが深いと判断し今回の監査の対象とした事業に関し以下に詳述する。

① 介護給付費負担金(計画係)

1) 事業概要

目的	高齢期における適切な介護を確保し、住み慣れた地域で高齢者が生活できるよう福祉の増進を図る。 市町村の介護保険給付に要する経費について定率負担し、介護保険制度の適切かつ円滑な運用を図っている。					
事業内容 予算額	市町村の介護給付費等に対する定率負担を行う。負担割合：居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%である。なお、介護給付費は介護費用額から自己負担分1割(2割)を控除したものである。					
	(単位:千円)					
		介護 費用費	介護 給付費	平成29年度 負担金 A	平成28年度 負担金 B	増減 A—B
	居宅サービス	124,344,061	111,909,655	13,988,707	13,627,092	361,6159
	施設サービス	80,851,144	72,766,299	12,734,103	12,581,791	152,3122
	合計	205,195,205	184,675,954	26,722,810	26,208,883	513,927
成果目標の 達成状況	介護保険法第123条、介護保険の国庫負担の算定等に関する政令第2条及び介護給付費負担金交付要綱に基づいて定率負担をしている。成果目標はない。					

2) (参考)市町村の介護保険の財源

保険料 50%	第1号保険料 22% (65歳以上対象)	
	第2号保険料 28% (45~64歳対象)	
公費 50%	居宅給付費	施設等給付費
	国 25%(うち 5%は調整交付金)	国 20%(うち 5%は調整交付金)
	都道府県 12.5%	都道府県 17.5%
	市町村 12.5%	市町村 12.5%

② 保険者支援事業(計画係)

法令等に基づく適正な事業の実施、介護保険財政の健全化、総合的な高齢者福祉の向上等を推進するため、保険者に対する支援及び市町村への高齢者福祉行政事務に係る助言、説明会の開催、事業年報の作成等を行う事業である。

介護保険法第5条2項では「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。」と定めており、県は全国会議の伝達会議等の開催や、保険者に対する実地支援等を実施している状況にある、加えて、年々増加する公的負担等の課題があることから、介護給付の適正化という側面からも保険者を支援している。

1) 事業概要

目 的	介護保険法に基づき、保険者である市町村等に対し県が必要な助言及び適切な援助を実施し、保険者の適切な事務処理や介護給付の適正化を目指す。			
	(単位:千円)			
事 業 内 容 決 算 額	項目	実施方法	事業実績	決算額
	1. 全国会議の伝達・介護支援課管理経費	直接	・全国会議の伝達会議等開催 ・保険者実地支援(53 保険者) ・介護保険事業状況報告システムの管理 ・県内保険者の介護保険事業月報・年報の作成	2,311
	2. 介護給付適正化推進事業	直接・委託	・国保連システム活用研修会の開催(実地 4 回) ・介護支援専門員派遣によるケアプラン点検の支援及びケアプラン点検研修会の開催(派遣保険者数9 保険者、研修会 2 回) ・介護支援専門員地域同行型研修の実施(8 事業者)及びアドバイザーのための研修会の実施(1 回)	2,251
			合計	4,562

成果目標の 達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	ケアプラン作成指導・ 点検	10 保険者	10 保険者	9 保険者	未達成
介護支援専門員地域 同行型研修	11 事業者	50 事業者	8 事業者	未達成	

2) 成果の状況及び今後の方向性

ア ケアプラン作成指導・点検

実施予定保険者自らが同様の事業を行ったことにもない、県として実施しなかったため、結果的に目標数には達しなかったが、保険者自らで事業を行った結果も含めて、全体として介護給付適正化の推進を図ることができたと県は評価している。

ケアプラン作成指導・点検は、保険者・事業者ともに資質向上につながる有効な取組みであると評価し、引き続き県としても支援を継続していく方針である。

イ 介護支援専門員地域同行型研修

介護支援専門員地域同行型研修は、受講者・アドバイザーともに日程調整等の負担が大きいため、申し込みが少なく8事業者の実施にとどまったものの、実施した研修では受講者からは研修内容に対する評価が高く、実務能力向上を図ることができたと県は評価している。事業者にも周知を図り、研修に参加する事業者を増やしていくことを今後の目標に掲げている。

3) 監査の結果及び意見

1. 介護給付適正化推進事業「介護給付費通知」の保険者支援について(意見)

県は、「介護給付適正化事業」を「①介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、②受給者が真に必要とするサービスを、③事業者がルールに従って適正に提供するように促すこと」と定義した上で、「第3期長野県介護給付適正化計画目標」において、(表1)で掲げる5事業の観点からそれぞれの事業目標値を設定して事業を推進している状況にある。

(表1)介護給付適正化の実施状況と目標

(単位:%)

	県内実施状況				県目標	全国
	H25	H26	H27	H28	H29	H26
適正化事業の実施 (下記5事業のいずれかを実施)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.4
要介護認定の適正化	95.2	95.2	100	100	100.0	92.2
ケアマネジメント等の適切化						
ケアプランの点検	55.6	66.7	50.8	57.1	100.0	62.4
住宅改修等の点検	77.8	85.7	55.6	58.7	100.0	79.6
事業者のサービス提供体制 及び介護報酬請求の適正化						

			県内実施状況				県目標	全国
			H25	H26	H27	H28	H29	H26
		医療情報突合・縦覧点検	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.2
		介護給付費通知	23.8	30.2	27.0	31.7	40.0	71.1

上記5事業のうち、「介護給付費通知」率については、平成29年度は40.0%を目標に掲げている状況にあるが、全国平均71.1%と比較すると大きく下回っている状況にある。介護支援課担当者へのインタビューによると、県の数値が低いのは、介護給付費通知の実施は各保険者が実施するもので、その必要性は認識しているものの人員の体制や予算の制約によりなかなか実施できていないところであり、県としては保険者向けの研修会や国保連が行う研修会の機会を捉えてその実施を促しているが、上記の保険者の理由により実施率が伸びない状況にあるとのことであった。

「介護給付費通知」は、利用者本人（又は家族）に対してサービスの請求状況及び費用等について通知し、利用者に対する適切なサービスを確保するとともに、寄せられた架空請求・過剰請求等の情報をもとに、県が適切に介護事業者の指導を実施することを目的として、全国的に取り組まれている事業の1つであり、目標値及び全国平均値に比較して低水準の実績が継続していることから県として具体的施策を検討することが望ましい。

③ 介護認定審査会委員等研修事業(計画係)

1) 事業概要

目 的	要介護認定における公平・公正な調査を実施するため、介護認定審査会委員、認定調査員及び主治医に対する研修を行い、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を目指す。 「認定調査員等研修事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知)によって実施している。			
事 業 内 容 決 算 額	(単位:千円)			
	項目	実施方法	事業実績	決算額
	1. 介護認定審査会委員研修	直接	介護認定審査会委員に対し、要介護認定に関する最新情報を提供するとともに、公正・公平で適切な審査判定を実施するために必要な知識・技能を習得できるよう研修を行う。	170
	2. 認定調査員研修	直接	認定調査員に対し、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識・技能の修得及び向上ができるように研修を行う。	149
	3. 主治医研修	直接	要介護認定等に係る主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、主治医意見書の記載方法等について研修を行う。	128
			合計	447

成果目標の 達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	1.介護認定審査会委員研修	10回	10回	18回	達成
2.認定調査員新規研修受講	330人	330人	337人	達成	
3.主治医研修	10回	10回	14回	達成	

2) 成果の状況及び今後の方向性

介護認定審査会委員、認定調査員及び主治医に対し、必要な知識・技能習得及び向上のための研修を当初目標どおりに実施することができた。全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な要介護認定が行えるように、保険者のニーズを踏まえながら引き続き研修を実施する。

④ 生活支援・介護予防推進サポート事業(計画係)

1) 事業概要

目的	市町村が中心となって、地域実情に応じて、住民等多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する介護予防及び生活支援サービスの効果的かつ効率的支援等が行えるようにする。				
事業内容 決算額	(単位:千円)				
	項目	実施方法	事業実績	決算額	
	1.介護予防市町村支援事業	直接	事業評価の方法や介護予防プログラム実施方法の実施方法(実習を含む)を学ぶ研修会を開催(1回)	97	
	2.介護予防ケアマネジメント研修事業	直接	自立支援に資するケアマネジメント能力の向上等を図るための研修会を開催(2回)	94	
	3.介護予防リハビリ専門職育成事業	補助金	介護予防の推進に資する指導者となるリハビリテーション専門職の育成を支援する(2事業者)	687	
	4.生活支援コーディネーター養成研修事業	直接	生活支援体制整備のために市町村が設置する生活支援コーディネーターの養成及び地域における生活支援体制整備が円滑に行えるよう研修会の開催	540	
			合計	1,418	
成果目標の 達成状況	項目	H27	H28		達成状況
	介護保険サービスを必要としない高齢者の割合(65歳~70歳)	—	97.70	97.72	達成

	新しい総合事業 実施保険者	2	20	20	達成
	生活支援コーディネー ターの設置市町村数	9	18	26	達成

2) 成果の状況及び今後の方向性

平成 28 年度から「生活支援・介護予防推進サポート事業」に事業を再編して体系的に行い、介護予防・生活支援サービスの充実・新しい総合事業の推進を強化している。

新しい総合事業については、平成 28 年度までに 20 保険者で開始され、平成 29 年 4 月から全 63 保険者で開始されている。総合事業を開始するため研修会や情報交換会を開催して、全保険者の円滑な事業開始を支援した。

生活支援コーディネーター配置においては受け皿づくりをサポートして 26 市町村で行われている。生活支援コーディネーター養成研修や、ネットワーク研修、市町村担当者向け生活支援体制整備事業研修を行い、人材養成や、目的浸透が図られている。

今後は、新しい総合事業開始後のサービス実施状況や単価等を注視していく必要があるため、実態調査、研修実施等支援する。

また、生活支援コーディネーター配置等を行う生活支援体制整備事業について、平成 30 年度中に全市町村で実施する必要があるため、円滑な取組に向けて支援する。

【介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン抜粋】

市町村、都道府県及び国の役割

都道府県は、国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、市町村で配置を予定している人材の研修を実施する。更に県内のコーディネーターのネットワーク化を進めるとともに、配置状況の偏在や地域事情等に配慮し、適宜市町村と調整する。

(介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより)

【介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン抜粋】

4 都道府県による市町村への支援:

○ 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その地域の実情に応じて、例えば以下のような市町村支援の取組を実施。

- ・総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査等の現状把握
- ・相談への助言・支援や好事例などの収集・情報提供
- ・総合事業において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーターなどに対する研修、保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・人材確保
- ・市町村間や各団体・組織との連絡調整、ネットワーク化等の広域調整等

(介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより)

3) リハビリテーション専門職育成事業及び広域派遣調整

介護予防の推進に資するリハビリテーション専門職育成事業及び広域派遣調整については以下のように補助金が交付される。

(i) リハビリテーション専門職育成事業(県補助事業)

1 事業名	介護予防の推進に資するリハビリテーション専門職育成事業
2 事業の実施主体	一般社団法人長野県理学療法士会 一般社団法人長野県作業療法士会
3 基準額	—
4 補助対象経費	介護予防の推進に資する指導者の育成研修に要する経費
5 補助率等	10/10 以内

(長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保分)補助金交付要綱 別表より抜粋)

(ii) リハビリテーション専門職の広域派遣調整(国補助事業)

1 趣旨	高齢者の生活機能の低下を予防するためには、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なリハビリテーション専門職等について、都道府県医師会等関係団体の協力を得て、広域派遣調整を行う
2 広域派遣調整の内容	(1)リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整 (2)派遣にあたり、市町村事業等の支援に必要な知識を習得するための研修会の開催
3 実施上の留意事項	(1)リハビリテーション専門職等は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士等が想定される (2)市町村事業等の支援に必要な知識とは、地域ケア会議における助言方法や、地域支援事業における通いの場への支援方法等に関するものである (3)(4)省略

(介護予防市町村支援事業実施要綱 第4より抜粋)

なお、新しい総合事業の推進の一つとして、地域リハビリテーション支援体制の構築が厚生労働省においても施策推進が強調されている。これは、従来から示されていたが、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインを一部改正(平成29年4月1日から適用)によって、前述のように「4 都道府県による市町村への支援」の1つの章を設けて実施することになっている。

4) 生活支援コーディネーター養成研修事業

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者をいう。具体的な役割には、生活支援の担い手の養成、サービスの開

発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等がある。

コーディネーター機能は、以下の3層で展開され、生活支援体制整備事業は第1層・第2層を対象としている。長野県の設置状況は、第1層は地域包括支援センターに、第2層は社会福祉協議会又は個人に委託されていることが多い。

- ・第1層 市町村区域
- ・第2層 日常生活圏域（中学校区域等）
- ・第3層 個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

第1層及び第2層のコーディネーターの活動は、各層において利用者のニーズに合った生活支援等のサービスが行われる体制を整備することである。

- ・既存の資源を把握
- ・資源開発（地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等）
- ・関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築などに重点が置かれている。

生活支援コーディネーターに係る人件費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業（生活支援体制整備事業）の対象とされている。

都道府県の役割は、国が作成した生活支援コーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、市町村で配置を予定している人材の研修を実施する。更に県内の生活支援コーディネーターのネットワーク化を進めるとともに、配置状況の偏在や地域事情等に配慮し、適宜市町村と調整することが示されている（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン参照）。

5) 監査の結果及び意見

ア 地域リハビリテーション支援体制構築の必要性について(意見)

県では、介護予防の推進に資するリハビリテーション専門職を養成するために、次のように研修会に補助している。

(i) 地域包括ケア・介護予防推進リーダー研修会

開催者	(一般財団法人)長野県理学療法士会
開催日時	平成28年11月12日(土)～13日(日)
開催場所	信州大学医学部地域保健推進センター講義室
参加費	無料
参加対象	県内の理学療法士
参加人数	1日目:19名、2日目21名
研修内容	地域包括ケア全般及び介護予防に対するリハビリテーション専門職の役割を理解し、介護予防事業を推進できる人材を育成する。

(ii) 地域包括ケア・介護予防推進リーダーステップアップ研修会

開催者	(一般社団法人)長野県理学療法士会
開催日時	平成29年2月26日(日)

開催場所	富士見町グリーンカルチャーセンター
参加費	無料
参加対象	地域包括ケア・介護予防推進リーダー資格取得者
参加人数	52名
研修内容	地域ケア会議について理解し、介護予防に基づいたリハビリテーション専門職の専門的な意見を提供できるようにする。 地域包括ケア・介護予防推進リーダーの役割の理解を深める。

(iii) 生活行為向上マネジメント基礎研修研修会

開催者	(一財)長野県作業療法士会
開催日時	①平成28年8月6日(土)～7日(日)(①②共通) ②平成29年2月4日(土)～5日(日)
開催場所	信州大学医学部地域保健推進センター、講義室
参加費	無料
参加対象	県内のリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)
参加人数	①47名、②49名
研修内容	日常生活行為マネジメント概論(意味のある作業実施を支援し、自立した日常生活を営むことを促進する。)

このように、県はリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士)を対象に、介護予防や地域包括ケアの推進、地域リハビリテーションの推進を図る人材を育成するため及び介護予防の推進に資する指導者を育成するための研修会を支援しているものの、実際の現場で介護予防を実践する機会が少ない。そこで、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士)が研修会で得た介護予防の知識を実践する場をより多く設定することが求められる。県は介護予防の知識を実践する場としての地域リハビリテーションの支援体制を構築することが望まれる。このことは研修の効果を高めることにも繋がると考える。

他県での実践例として、埼玉県による地域リハビリテーション支援体制を示すことにする。埼玉県地域リハビリテーション支援体制は、県総合リハビリテーションセンター及び(医療機関に設置された)地域リハビリテーション・ケアサポートセンター又は協力医療機関等が中心になって、リハビリテーション専門職の派遣、相談、研修等を市町村の地域包括支援センター等への支援として行う仕組みである。埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける派遣件数は以下のとおりである。

埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける派遣件数

	1 介護予防ボ ランティア養成 講座等	2 介護予防教 室等（体操教 室等）	3 地域ケア会 議・事例検討 会等	その他会議・ 研修会等	合計
A 協力病院	76	275	57	77	485
B 協力病院	30	83	28	41	182
(以下省略)					
合計	198	609	210	201	1,218

イ 生活支援コーディネーターへの情報提供について(意見)

県では、生活介護・介護予防推進サポート事業の1つの細事業として、市町村が配置する生活支援コーディネーターの養成及びネットワーク化を図るための研修を開催している。

○生活支援コーディネーター養成研修

研修目的	地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて取組を推進するために市町村等に配置する生活支援コーディネーターを養成し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることのできる体制整備の推進を目的とする。
日程及び会場	平成 28 年 12 月 2 (松本市総合社会福祉センター 大会議室)
受講料	無料
受講対象者	第 1 層又は第 2 層の生活支援コーディネーターとして配置された者、第 1 層又は第 2 層の生活支援コーディネーターとして今後配置される者として、市町村の推薦を受けた者、市町村職員又は市町村地域包括支援センター職員、その他関心のある者
参加人数	97 名
研修内容	(1) 講義「生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割」 (2) 演習「地域資源把握演習～生活支援コーディネーターの第一歩～」 講師 平成 26 年度、27 年度、28 年度の生活支援コーディネーター指導者養成研修を修了した者

○長野県生活支援コーディネーターネットワーク研修

研修目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活動する生活支援コーディネーターの活動に必要な地域アセスメントの手法を提供することにより資質向上及び生活支援コーディネーター同士のネットワーク化を図り地域における活動を充実・強化 ● 生活支援サービスの構築の旗振り役となる生活支援コーディネーター及び市町村と、生活支援サービスの提供主体となりうる NPO・宅幼老所等が双方の取組みについて情報交換を行い、生活支援体制の充実を図るきっかけづくり
日程及び会場	平成 28 年 8 月 23 日(長野県社会福祉総合センター) 平成 28 年 8 月 30 日(長野県松本勤労者福祉センター)
参加費	無料
参加対象者	生活支援コーディネーター、生活支援サービスの提供主体、自治体職員、社協職員、その他関心のある方
参加人数	1 回目:112 名、2 回目:164 名
研修内容	(1) 講義「つながりを大切にする地域づくり～生活支援コーディネーターに必要な地域をみる力～」 講師 (公財)身体教育医学研究所 研究部長 朴 相俊 氏 (2) 生活支援サービスの充実に向けての情報交換会(お見合い会)

生活支援コーディネーターの設置は市町村が中心になって推進するものではあるが、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン 改正版」によれば、都道府県には国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用して市町村で配置を予定している人材の研修を実施し、更に県内の生活支援コーディネーターのネットワーク化を進めるとともに、配置状況の偏在や地域事情等に配慮し、適宜市町村と調整することが求められている。一方、市町村には平成 30 年度中に生活支援コーディネーターの配置等を行う生活支援体制整備事業を実施することが求められている。

これに従い、県は生活支援コーディネーター養成研修及び長野県生活支援コーディネーターネットワーク研修による生活支援コーディネーターの養成及び情報提供を行い、また、随時の相談・助言等による支援を行っている。例えば、長野県生活支援コーディネーターネットワーク研修において、県内各市町村の実践例（既存資源の把握、資源開発、ネットワーク構築などの実践例）を参考資料として提供し、また、生活支援コーディネーター指導者養成研修受講者名簿を市町村に提供して、各市町村等の事業・研修等において生活支援コーディネーター指導者養成研修受講者からの助言を希望する際に直接依頼してもらうなどの取り組みを行っている。

このように取り組みは推進しているものの、県が実施した生活支援コーディネーター配置状況等に関する調査（平成 29 年 4 月 1 日現在）によると、第 1 層（市町村区域）の生活支援コーディネーターは多くの市町村で配置されているものの、第 2 層（日常生活圏域（中学校区域等））の生活支援コーディネーターの配置が必要な市町村のうち、松本市、上田市、飯田市、塩尻市、千曲市において配置されていない状況が明らかとなった。

第 2 層（日常生活圏域（中学校区域等））の生活支援コーディネーターが配置されていない市町村が多いことから、情報提供や随時の相談・助言等に関し、県はより一層積極的に関わっていく必要があり、県内の生活支援コーディネーターのネットワーク化の推進や地域事情等に配慮しつつ配置状況の偏在の解消を働きかけていくことなどが求められる。

⑤ 介護サービス利用者負担額軽減事業(計画係)

1) 事業概要

目 的	介護保険サービスを利用する際に生じる利用料等負担を軽減し、低所得者が円滑に介護保険サービスを利用できるようにする。 介護保険サービスを利用する際、利用者費用1割と食費・居住費等を負担する。低所得者へ配慮した措置として高額介護サービス費等があるが、低所得者が円滑に介護保険サービスを利用できるようにするために、更に低所得者負担を軽減する必要がある。			
事業内容 決算額	(単位:千円)			
	項目	実施方法	事業実績	決算額
	1. 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業	補助金	・社会福祉法人等が行う生計困難者等へ利用者負担軽減に取り組む保険者へ助成 (38 保険者、63 法人)	11,066
	2. 訪問介護利用者負担軽減事業	補助金	・障害者ホームヘルプサービスを利用していた人うち、低所得者自己負担額免除を行っている保険者へ助成 (2保険者)	111
	3. 振興山村等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	補助金	振興山村等の特別加算地域における割り増し分の利用者負担を軽減する保険者へ助成 (12 保険者)、18 法人)	1,300
	4. 中山間地域等地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	補助金	・中山間地域等加算に係る割り増し分利用者負担を軽減する保険者へ助成 (0 保険者、0 法人)	0
	5. 国庫返還	直接	・平成 27 年度事業精算に伴う国庫返還	5,995
			合計	18,472
成果目標の 達成状況	項目	H27	H28	達成状況
			目標	成果
	軽減実施	91.6%	93.1%	93.6%
	社会福祉法人の割合	185 法人	188 法人	189 法人
				達成

2) 成果の状況及び今後の方向性

事業主体は市町村・広域連合（保険者）であり、負担内容は国庫補助事業（国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）である。

保険者から軽減事業の周知を図ったことにより、社会福祉法人 4 法人から新たに加わり、軽減事業を実施する社会福祉法人は 189 法人となった（H28. 4. 1 現在 185 法人）。

利用者負担軽減事業を、保険者の要望どおり実施し、低所得者負担を軽減した。

低所得者が円滑にサービスを利用できるようにするために、引き続き事業を実施し、低所得者負担を軽減する。

3) 補助金の内容

ア 根拠

介護保険事業補助金交付要綱、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の実施について（平成12年5月1日老発第474号）、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（最終改正平成28年7月6日）

イ 実施主体

市町村、広域連合

ウ 実施方法

項目	実施方法
申出	利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、知事及び市町村長に対して社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書により申出を行う。
軽減の対象となる費用	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護等に係る利用者負担額並びに食費及び居住費(滞在費)に係る利用者負担額
軽減の対象者	市町村民税世帯非課税であって年間収入、預貯金等の要件を満たす者のうち、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者
確認証の交付	市町村は対象者であるか決定したうえで確認証を交付する
軽減の程度	軽減の程度は、利用者負担の 1/4(老齢福祉年金受給者は 1/2)を原則とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者については利用者負担額の全額とする。

⑥ 軽費老人ホーム事務費補助金(施設係)

1) 事業概要

目的	軽費老人ホームに事務費を補助することにより、家庭環境や住宅事情等の理由で居宅において生活することが困難な低所得の高齢者が低額な料金で入居できるようにする。また、低所得者向けの施設を運営する社会福祉法人等の経営の安定化を図る。				
事業内容 決算額	(単位:千円)				
	項目	実施方法	事業実績	決算額	
	軽費老人ホーム事務費補助金	補助金	入所者の収入に応じて減免した事務費分を補助(29施設、利用者延べ人員13,235人)	724,711	
		合計	724,711		
成果目標の達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	利用者延べ人員	13,246	13,644	13,235	未達成

2) 成果の状況及び今後の方向性

高齢者向けの住まいや利用者のニーズも多様化しているため、利用者の延べ人員は目標数値に達しなかったが、対象施設である 29 施設すべてに補助することにより、多くの低所得高齢者に低額な料金で入居できる生活の場を提供することができた。これらの施設は高齢者の多様な生活の場として必要な施設であり、低所得高齢者の自己負担を軽減し、施設で安心して生活を送ることができるよう、引き続き支援していくこととしている。

3) 補助金の内容

ア 根拠

長野県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

軽費老人ホーム設置運営要綱

イ 対象経費及び補助率

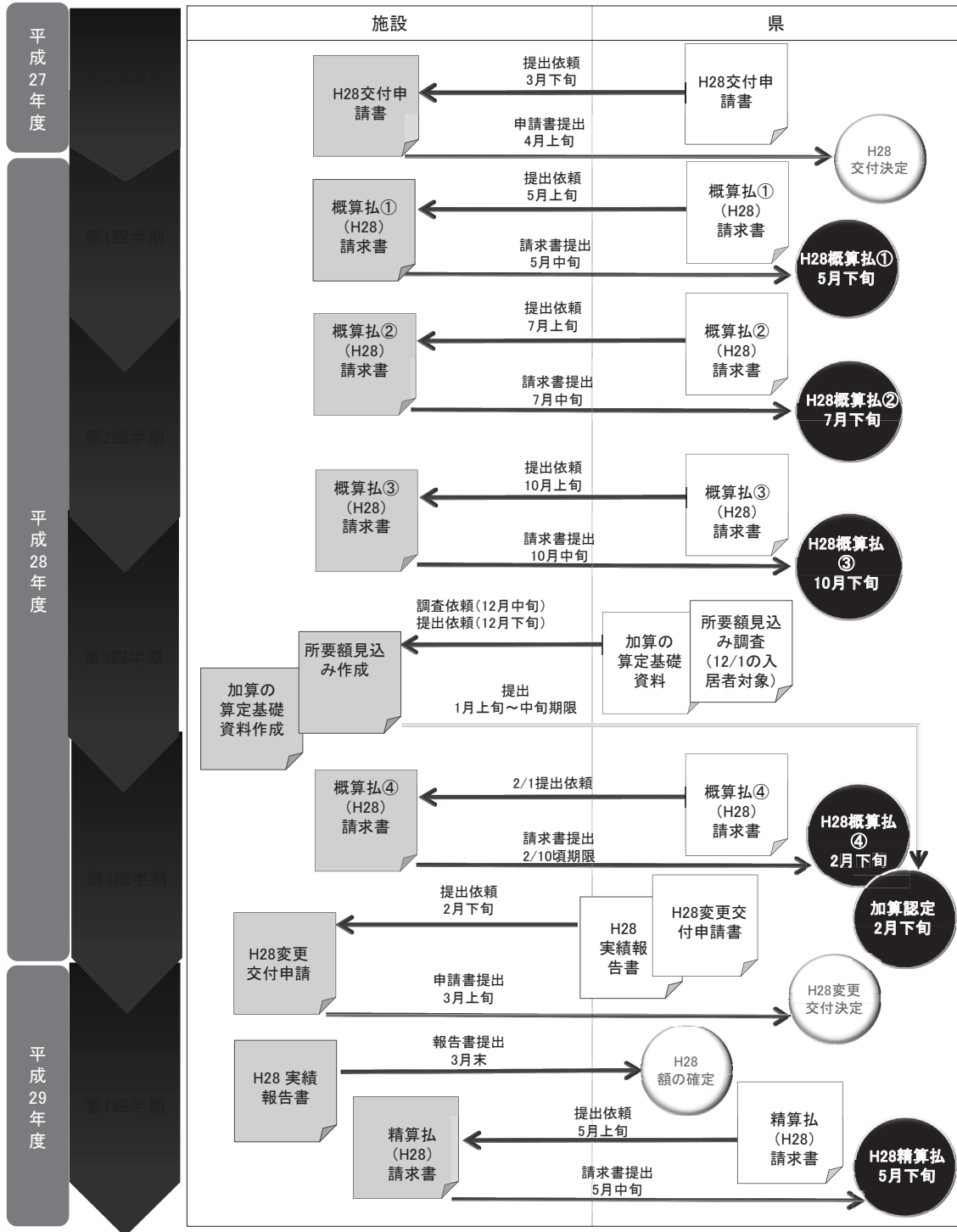
対象経費	補助率
○「軽費老人ホーム設備運営要綱」に基づいて徴収すべき事務費の一部を免除した経費で次の内容のもの 施設を運営するために必要な、人件費支出(役員報酬支出を除く)、事務費支出、事業費支出のうち保健衛生費支出、固定資産取得支出(利用者に係る器具及び備品取得支出に限る)、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入費積立資産支出、拠点区分間繰入金支出(本部会計への繰入金に限る)及びサービス区分間繰入金支出(本部会計への繰入金に限る)に充当する経費	10 分の 10 以内

ウ 補助金の算定方法

経費に対する補助額は、事務費実支出額と設置運営要綱に定める事務費基準額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費本人徴収額を控除して得た額とする。

エ 補助金の事務フロー

軽費老人ホーム事務費補助金（補助金申請事務フロー）



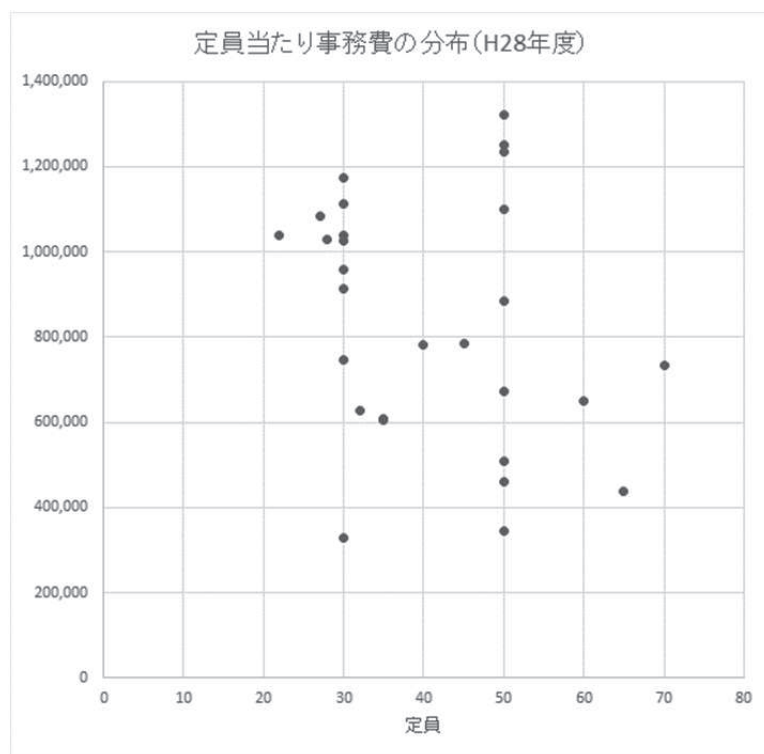
オ 補助金の支給実績

施設名	定員	総事業費	事務費支出額	事務費基準額	事務費本人徴収額	補助基本額 (減免額)	確定額
		A 円	B 円	C 円	D 円	E= MIN(B,C)-D 円	F 千円未満切り捨て 円
施設A	50	136,154,000	76,044,000	69,227,888	6,691,000	62,536,888	62,536,000
施設B	50	102,959,000	71,452,000	70,569,980	9,238,120	61,331,860	61,331,000
施設C	50	101,816,000	76,712,000	70,652,985	9,135,280	61,517,705	61,517,000
施設D	45	68,453,000	40,853,000	37,918,400	10,428,000	27,490,400	27,490,000
施設F	50	198,546,606	73,751,527	23,167,584	10,433,800	12,733,784	12,733,000
施設G	70	104,260,000	65,100,000	48,263,580	17,060,400	31,203,180	31,203,000
施設H	30	61,913,000	40,810,000	32,761,622	5,464,000	27,297,622	27,297,000
施設I	28	47,551,713	33,184,099	29,767,095	5,921,000	23,846,095	23,846,000
施設J	27	47,507,585	33,755,289	29,999,484	5,785,800	24,213,684	24,213,000
施設K	32	75,432,880	23,949,260	17,031,288	4,702,400	12,328,888	12,328,000
施設L	50	57,211,000	31,041,500	28,797,210	11,883,800	16,913,410	16,913,000
施設M	65	198,050,721	37,841,558	26,421,504	8,829,000	17,592,504	17,592,000
施設N	60	66,903,332	44,259,724	43,363,858	17,112,200	26,251,658	26,251,000
施設O	30	63,049,211	42,457,293	32,556,556	5,947,000	26,609,556	26,609,000
施設P	30	64,110,573	41,022,625	32,522,152	3,846,000	28,676,152	28,676,000
施設Q	30	49,845,000	38,550,000	31,939,350	8,588,800	23,350,550	23,350,000
施設R	40	63,296,002	43,561,385	38,957,744	6,457,000	32,500,744	32,500,000
施設S	35	128,502,579	23,994,467	16,351,416	6,529,800	9,821,616	9,821,000
施設T	30	48,577,622	36,455,325	34,479,338	5,415,200	29,064,138	29,064,000
施設U	35	124,173,386	23,892,914	15,688,320	6,824,000	8,864,320	8,864,000
施設V	50	72,658,080	31,632,723	29,714,620	10,095,700	19,618,920	19,618,000
施設W	50	73,962,117	51,062,443	42,454,724	8,853,000	33,601,724	33,601,000
施設X	30	95,826,550	9,840,000	9,886,724	3,966,000	5,874,000	5,874,000
施設Y	30	50,127,000	38,000,000	33,375,960	8,226,920	25,149,040	25,149,000
施設Z	22	35,703,742	30,014,487	20,751,925	2,580,000	18,171,925	18,171,000
施設AA	30	41,762,700	25,349,800	20,841,148	8,119,200	12,721,948	12,721,000
施設AB	50	75,006,623	50,126,621	43,736,195	10,608,970	33,127,225	33,127,000
施設AC	8	4,711,000	4,701,000	1,707,489	1,577,100	130,389	130,000
施設AD	50	42,267,420	21,730,299	17,412,936	5,225,960	12,186,976	12,186,000
総計 (29施設)		2,300,338,442	1,161,145,339	964,367,271	235,973,450	724,726,901	724,711,000

4) 監査の結果及び意見

ア 各施設における会計ルールの整備及び交付要綱の準拠について(意見)

すべての施設で概ね定員に達している状況にあるが、定員あたりの事務費支出額を分析すると下記グラフのように施設によって大きなバラツキが見られる実態となっている。主な要因として社会福祉法人は会計基準、医療法人は病院準則により会計処理しており、法人により採用している会計処理の基準が違うこと、複合型施設においてサービス区分ごとに経費を計上する際の共通経費の按分方法が施設によって違うことなどが考えられる。



(データ出典:健康福祉部提出資料)

また、平成 27 年度と平成 28 年度の補助金申請書類等を閲覧したところ、以下のような事例が見受けられた。なお、平成 27 年度か平成 28 年度いずれかで該当する場合、施設数にカウントしている。

- a 事業費支出のうち保健衛生費支出を補助対象にしていない (22 施設)
- b 固定資産取得支出を補助対象にしていない (11 施設)
- c 人件費積立資産支出を補助対象にしていない (2 施設)
- d サービス区分間繰入金支出を補助対象にしていない (2 施設)
- e 借入金利息支出を補助対象にしてしまっている (1 施設)

さらに、補助金支給事務として以下のような課題が見受けられた。

- a 拠点区分間繰入金支出及びサービス区分間繰入金支出は法人内における振替項目であり会計上の操作を比較的容易に行うことができるため、内容を精査した上で補助対象経費の判断をすべきである点
- b 補助金額の確定は 3 月 31 日に行われ、この時点では各法人の決算が確定していないことから補助金申請書類等は決算見込み書によっているが、法人の決算期である 6 月末に確定する決算書による確認を行っていない点
- c 介護職員の処遇改善により賃上げが行われている中、平成 19 年から補助金額の見直しが行われていない点

当補助金は、事務費基準額が定められ当該事務費基準額が上限となっている。ほぼすべての施設で補助対象経費は事務費基準額を上回っており、結果として事務費基準額での補助となっている。こうした状況を背景に、補助対象経費の確認が後手に回った結果、上記に示した課題が生じている

ものと推察されるが、以下のような可能性も否定できない状況にある。

- a 事務費基準額を上回って補助対象経費が申請されている可能性
- b 事務費基準額が実態に合っておらず、過小な補助金額となっている可能性

県は、共通経費の按分方法を明記させた上での申請書類の確認、あるいは指導監査時における経理の状況の確認、補助対象経費とすべき内容の再検討、確定決算書を提出させての再確認など、補助金支給事務の適正化に努める必要がある。また、昨今、介護職員の労働力不足等に伴い経営環境に大きな変化が生じている状況であり、事務費基準額が現状に照らして相当なものであるか再検討する必要がある。

⑦ 事業者適正化支援事業(サービス係)

事業者適正化支援事業は、県が介護サービス事業所に対して指導等を実施することによって、指定基準の遵守、介護報酬の適正な請求などの介護保険制度の適正な運用及び介護サービスの質の向上を目指す事業である。

介護保険法第24条では「厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。」と定められており、この帳簿書類の提示等による指導業務として、「介護保険施設等指導要領」（平成19年3月12日付け18長福第501号）により、県が主体となって実施している。

事業者適正化支援事業の指導関係業務は、「集団指導」と「実地指導」に大別される。

1) 集団指導

集団指導は、サービス事業者に対し、必要な指導の内容について、一定の場所に集めて講習会形式で行われる。集団指導の内容については、対象者に応じて介護給付等サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づいて行われている。

集団指導の概要は以下のとおりである。

種類	内容	実施時期	実施機関
新規事業者向け	新規に業者指定を受けた者を対象に、各種届出手続、基準等の基本事項や事業者指導について周知	原則毎月 (1か所)	・県(介護支援課) ・長野県国民健康保険 団体連合会
サービス種類別	サービス種類別に開催し、基準、報酬算定上の留意点、指導事例等について周知	各サービス 年1回	・県(介護支援課)
圏域別	圏域別に、テーマ等を設定し研修等を実施(10圏域×1回以上)	年1回以上	・保健福祉事務所(圏域介護保険事業者連絡協議会へ委託)

(出典:長野県ホームページ 事業概要(介護支援課サービス係))

2) 実地指導

実地指導は、指導対象となるサービス事業者等の事業所において、面談形式で行われる。県が単独で行う場合もあれば、市町村等と合同で行う場合もある。実地指導の対象者選定については、毎年度、国の示す指導重点項目に基づいて選定するほか、特に実地指導が必要と認められるサービス事業者等を選定している。県では、概ね毎年3割を実地指導対象として選定しており、3年に1度程度のペースで、それぞれのサービス事業所に対して実地指導が実施されている状況である。

実地指導は、サービス種類によって指導主体が異なっており、施設系は地域福祉課が、居宅系は保健福祉事務所が担当している。

指導主体	主なサービス種類
地域福祉課 福祉監査担当	介護保険施設、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
保健福祉事務所 福祉課	訪問介護、訪問看護ステーション、通所介護、居宅介護支援、福祉用具貸与

注)それぞれ介護予防サービスを含んでいる。

地域福祉課、保健福祉事務所いずれにおいても、実地指導は下記の流れで実施されている。

項目	内容説明
1. 対象者の選定	国の示す指導重点項目や、前年までの実地指導の状況と結果を考慮して、実地指導の対象者を選定し、「実地指導年間実施計画表」を作成する。
2. 対象者への通知	実地指導の対象者に対して、文書により、実地指導の根拠規定及び目的、日時及び場所、指導担当者、出席者、事前提出資料等を通知する。
3. 資料等の事前受領	実地指導の対象者から「事前提出資料」及び「自己点検表」等を受領する。
4. 実地指導の実施	国の定める実地指導に関するマニュアルに基づき、対象者が事前提出した「事前提出資料」「自己点検表」等を基に、説明を求める面談方式にて、実地指導を行う。
5. 指導結果の通知等	実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。
6. 報告書の受領	実地指導の結果、通知された事項については、対象者から文書による報告を受領する。
(監査への変更)	上記実地指導中に、以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査要領」に定めるところにより監査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 ・報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

なお、県内の全介護保険事業所（市町村指定分も含む）の指定状況、報酬に関する届出をシステムにより管理し、介護報酬支払審査事務のため長野県国民健康保険団体連合会へデータを提供するために、「介護保険指定事業者等管理システム」を整備しているが、同システムの維持管理業務についても、「事業者適正化支援事業」の一環として位置づけられている。

ア) 事業概要

目 的	介護サービス事業所に対する指導等を実施することで、指定基準の遵守、介護報酬の適正な請求などの介護保険制度の適正な運用及び介護サービスの質の向上を目指す。				
事 業 内 容 決 算 額	(単位:千円)				
	項 目	実 施 方 法	事業実績	決算額	
	サービス別研修会・実地指導	直接	・各種(新規、サービス別、地域別)集団指導の実施による基準や報酬算定要件等の理解促進(49回) ・事業所に対する実地指導、監査の実施による介護サービスの質の向上の推進(対象事業所の3割)	1,263	
	介護保険指定事業者等管理システム保守管理	委託	・適正な事業所管理のための台帳システム保守(委託先:ニッセイ情報テクノロジー(株))	1,300	
	事業者指導等事務費	直接	・事業所に対する指導通知等の発送経費 ・指導等のための高速道路使用料等	1,312	
	介護保険制度改正に伴う研修会等事務費	直接	・小規模通所介護及び予防給付事業の市町村移行に伴う報酬データ入力	1,549	
	介護保険指定事業者等管理システム改修	委託	・事業所訂正連絡票の電子化(委託先:ニッセイ情報テクノロジー(株))	1,296	
		合計	6,720		
成果目標の 達成状況	項 目	H27	H28 目 標	成 果	達成状況
	サービス別研修会の出席率	83.1%	83.3%	86.9%	達成
	実地指導件数	691 事業所	727 事業所	702 事業所	未達成

イ) 成果の状況

集団指導については、「サービス別研修会の出席率」という形で目標を設定し、電子メールや介護インフォメーション、ホームページで周知を図った結果として、目標値を超える選定事業者の86.9%が研修会に出席・受講できている状況にある。また、欠席した事業者に対しては、当日使用した研修資料等を送付するなどのフォローもできており、一定の成果があがっている。

保健福祉事務所で実施する実地指導については、「実地指導件数」を目標として設定し、前年度実績 691 を 11 上回る 702 事業所に対して実地指導できたものの、小規模な通所介護事業所の市町村移行等の影響もあり、目標には届かない状況であった。

実地指導の結果に目を向けてみると、介護保険制度の導入後 17 年が経過し、制度自体は定着してきているものの、介護サービス事業者による介護報酬の算定誤りや基準違反等による指摘事項が口頭・文書共に多く見られている状況にある。文書指摘を受けた事業所の割合は平成 28 年度も実地指導全体で 42.6%、高齢者関係施設に限定した場合は 53.5%と高い水準となっており、ここ数年横ばいの状況が続いている。

区分	実施 事業所数	指摘なし 事業所数	口頭指摘 のみ事業 所数	文書指摘 あり事業 所数	文書指摘 総件数	文書指摘 割合
社会福祉法人	70	25	0	45	309	64.3%
保護施設等	14	3	0	11	23	78.6%
高齢者関係施設	775	222	138	415	1,006	53.5%
障害者関係施設	451	81	73	297	879	65.9%
児童関係施設	706	490	125	91	202	12.9%
平成 28 年度合計	2,016	821	336	859	2,419	42.6%

(参考)平成 27 年度	1,953	779	389	785	2,114	40.2%
うち高齢者施設関係	764	192	133	439	1,189	57.5%

(参考)平成 26 年度	1,889	757	305	827	2,289	43.8%
うち高齢者施設関係	740	214	106	420	1,174	56.8%

(参考)平成 25 年度	1,895	807	275	813	2,389	42.9%
うち高齢者施設関係	753	226	138	389	1,034	51.7%

(出典:平成 25 年～28 年度「社会福祉施設等に対する指導監査の概要」健康福祉部地域福祉課)

※本表は保健福祉事務所が実施した居宅系及び地域福祉課が実地した施設系事業所の合計である。

ウ) 監査の結果及び意見

1. 全事業所に対する「自己点検」の実施について(意見)

実地指導の結果、対象事業者の 4 割以上が文書指摘により改善を求められている状況が継続していることに鑑みると、事業者適正化に向けて各事業者が抱えている課題は依然として多いと言わざるを得ない。一方、概ね 3 年に 1 度の周期で実施している実地指導については、県及び事業者共に、そのリソースに限界があることから、実施頻度を引き上げることも現実的ではない側面がある。

現在の実地指導は、事業者が事前に提出した「自己点検表」等に基づいて面談方式で実施され、いくつもの課題が明らかにされていることから、各事業者が「自己点検表」によるセルフチェックを実施する意義は大きいと考えられる。

現在は、実地指導実施時のみ「自己点検表」の提出を各事業者に求めている状況にあるが、「自己点検表」によるセルフチェックを毎年実施することで、遵守すべき点や不足している点を事業者自らが認識し、対策を進めていく自己啓発効果も期待できることから、実地指導対象でない事業者を含めた、全ての事業者に対して毎年「自己点検表」を用いたセルフチェックの実施を求めていくことを検討すべきである。

2. 深度ある実地指導結果の分析について(意見)

県では、実地指導の結果について、「社会福祉施設等に対する指導監査の概要」として毎年総括し、その実施結果を施設区分別、指摘種類別に詳細に分析して、長野県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/shido/gaiyo.html>) 等を活用して周知・公表している状況にある。

しかしながら、それぞれの分析は単年度の結果のみのまとめと分析となっており、前年度との比較や、過年度からの趨勢を比較分析する目線は取り入れられていない。

「社会福祉施設等に対する指導監査の概要」より、「介護保険居宅サービス事業（通所介護）」に対する文書指摘事項の1施設あたりの検出件数の推移を例にとってみると以下となった。

(単位:件数 ※指摘事項総件数/実施施設数で算出)

文書指摘事項	H26	H27	H28
通所介護計画の作成等の不備	0.33	0.48	0.40
報酬・各種加算の算定誤り、不備	0.24	0.24	0.36
内容及び手続きの説明及び同意の不備	-	0.22	0.14
勤務体制の確保等の不備	0.20	0.19	0.13
重要事項の揭示の不備	0.21	0.14	-
職員の配置員数が未充足	0.15	-	-
その他	0.51	0.59	0.31
合計	1.64	1.86	1.34

(出典:平成26年～28年度「社会福祉施設等に対する指導監査の概要」より監査人作成)

これを見ると、全体としての指摘事項件数には減少傾向がみられるものの、「報酬・各種加算の算定誤り、不備」は平成28年度で大きく増加しており、「通所介護計画の作成等の不備」とともに、高い水準であることがわかる。

実地指導結果の総括については単年度の結果を取りまとめることのみでなく、前年度との比較や、過年度からの趨勢を比較分析する目線などを積極的に取り入れることで、より深度をもった分析を実施し、より有効な改善策を模索していくことが可能と考えられる。

⑧ 介護サービス情報公表事業(サービス係)

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき平成18年4月から全国的にスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みである。「介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)」を使うことで、利用者は、インターネットでいつでも誰でも気軽に情報を入手することができる。

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法第十節「介護サービス情報の公表」において、以下のとおり定められている。

介護保険法第百十五条の三十五(※監査人により一部加筆抜粋)	
1項	介護サービス事業者は、「介護サービス※1」の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る「介護サービス情報※2」を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
2項	都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
3項	都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。
4項	都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
5項	(省略)
6項	都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
7項	(省略)

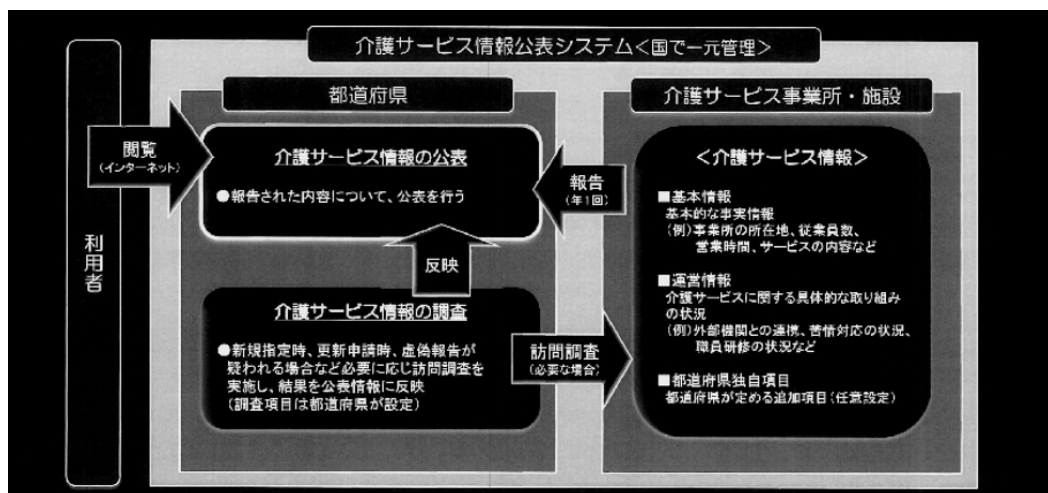
※1 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受けて提供する、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスをいう。

※2 介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定める情報をいう。

介護サービス事業者は、介護サービス情報を県知事に報告する義務を負っており(第1項)、県知事は、報告された介護サービス情報を公表する義務を負っている(第2項)。そして、県知事は、報告について必要があると認められるときは、介護サービス事業者に対して調査を行う権利を有し(第3項)、

未報告、虚偽報告又は調査を拒否した介護サービス事業者については、提出、報告内容の是正、調査を受けることを命令することができる（第4項）。同命令について拒否した介護サービス事業者に対しては、指定若しくは許可の取り消し、停止をすることもできるとされている（第6項）。

介護サービス情報の公表制度は、介護サービス事業所が年一回、直近の介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う（加えて、必要と認める場合には事業所に対して訪問調査を行う）という流れで実施される。



（出典：厚生労働省ホームページ「介護サービス情報の公表制度の仕組み」）

県は、「介護サービス情報の公表制度」について、指定情報公表センターとして「長野県社会福祉協議会」を指定し、「介護サービス情報公表事業」として業務を委託している状況にある。

1) 事業概要

目 的	介護サービス利用者及び家族に対し、介護サービス事業所の情報（職員体制やサービスマニュアルの有無等）を比較・検討できる形で提供することにより、利用者が最適な事業所を選択できるようになることを目指す。			
事 業 内 容 決 算 額	（単位：千円）			
	項目	実施方法	事業実績	決算額
	介護サービス情報の公表事業	委託	指定情報公表センター（長野県社会福祉協議会）へ委託して実施 ○業務内容 (1) 介護サービス情報の公表事務 ・事業所から提出された基本情報等の確認、公表 ・情報未入力事業所に対する督促、苦情対応等 (2) 公表制度の普及啓発 (3) 運営委員会の開催による公正・中立かつ効果的な運営の確保	7,794
			合計	7,794

成果目標の 達成状況	項 目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	公表事業所数	3,515 事業所	3,900 事業所	3,506 事業所	未達成

2) 成果の状況

長野県社会福祉協議会が平成 29 年 3 月 31 日付で提出した、「平成 28 年度介護サービス情報の公表事業業務」の「事業実績報告書」によれば、情報公表業務の実績は以下のとおりである。

対象事業所数	公表数	公表率
3,772 事業所 (新規 167、継続 3,605)	3,506 事業所 (新規 133、継続 3,373)	92.9%

また、情報未報告事業所に対しては、督促通知を、年間で延べ 1,105 事業所に対して実施した旨が報告されているが、同報告書では介護サービス情報を公表した 3,506 事業所のリスト（「平成 28 年度 介護サービス情報の公表 公表済事業所リスト」）は添付されているものの、公表に至らなかった 266 事業所のリストは添付されていない状況であった。

3) 監査の結果及び意見(指摘)

ア 介護サービス情報未公表法人の管理体制強化について

介護サービス情報を公表していない 266 事業所のリストについては、県に報告されていない状況にあるが、前述のとおり、介護サービス情報の報告・公表は介護サービス事業者の義務であり、未報告状態にある 266 事業所は、介護保険法違反の状況にある。

対して県は、未報告の事業者に対して提出命令権を有しており、これに従わない事業者に対しては指定若しくは認可の取り消し・停止権を有している。これらの権利は、県が未報告の事業者に対して、必要に応じて適切に指導監督することを期待するものである。

介護保険法違反の状態にある 266 事業所のリストを入手できていない現状では、県として、未報告の事業者に対する適切な指導管理ができる状況ではないことは明らかであり、介護保険法上期待されている責務を果たすことも困難な状況にあると思慮される。

未報告事業者に対する指導・管理については、委託者である長野県社会福祉協議会による、通知及び電話による督促に頼るのみならず、被報告主体である県として、少なくとも同協議会より未報告事業所の一覧を入手してその状況を把握し、指導監督の必要性を検討しなくてはならない。

⑨ 国保連苦情処理・事業者適正化支援事業(サービス係)

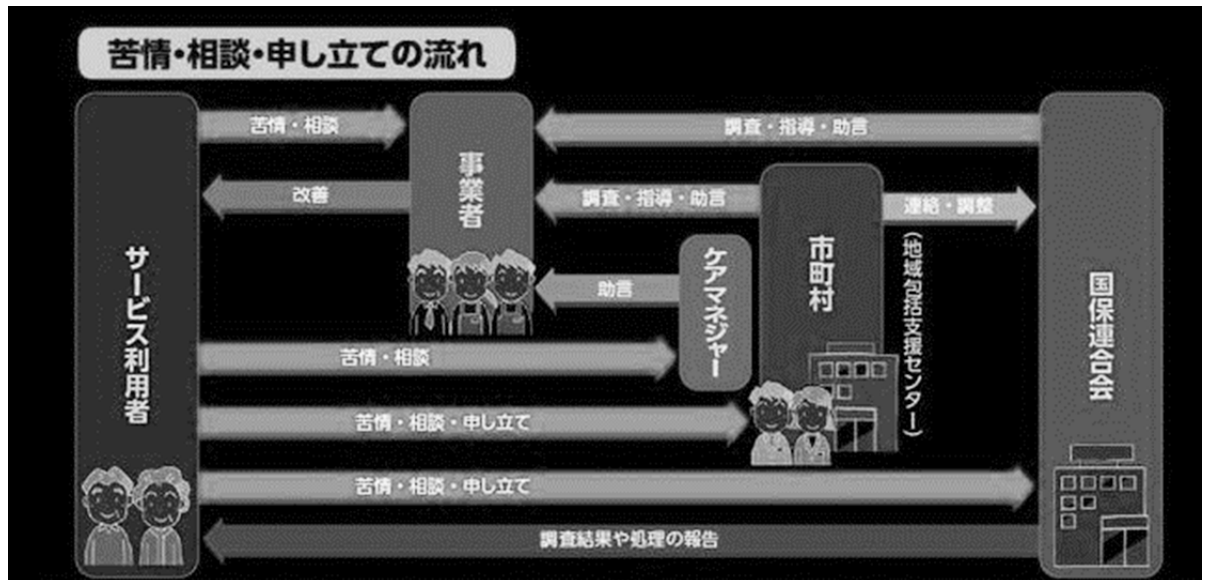
介護サービスの苦情や相談については、各市町村の窓口のほか、長野県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）にも窓口が設置されている。国保連が扱う介護サービスの苦情や相談については以下のとおりである。

国保連で取り扱う苦情	
介護保険法上の指定サービスに関するもの	指定居宅サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービスなど(予防・地域密着型含む)
市町村域を越える案件である場合	苦情申立人居住の市町村と事業者所在市町村が別な場合、保険者(市町村)では、調査ないし指導が行き届かないことも想定されることから、このような場合には国保連合会で苦情を取り扱う
苦情を市町村で取り扱うことが困難な場合	権利関係が複雑で、高度な法律解釈等を求められる場合や、業者が悪質であり調査や指導が難しい場合
申立人が国保連合会で処理を希望する場合	申立人が国保連合会での処理を特に希望する場合には、国保連合会で取り扱う

国保連で取り扱いできない苦情
既に訴訟を起こしている事案や今後訴訟が予定されている事案
損害賠償などの責任の確定を求める事案
契約の法的有効性に関する事案
医療に関する事案や医師の判断に関する事案

(出典:長野県国民健康保険団体連合会ホームページ)

国保連は、介護保険法第176条1項3号において苦情処理機関として明確に位置づけられており、各市町村の対応には限界があることから、介護サービス利用者の苦情・相談・申し立ての受け皿として、介護サービスの質の確保・向上の上で重要な役割を果たしている。

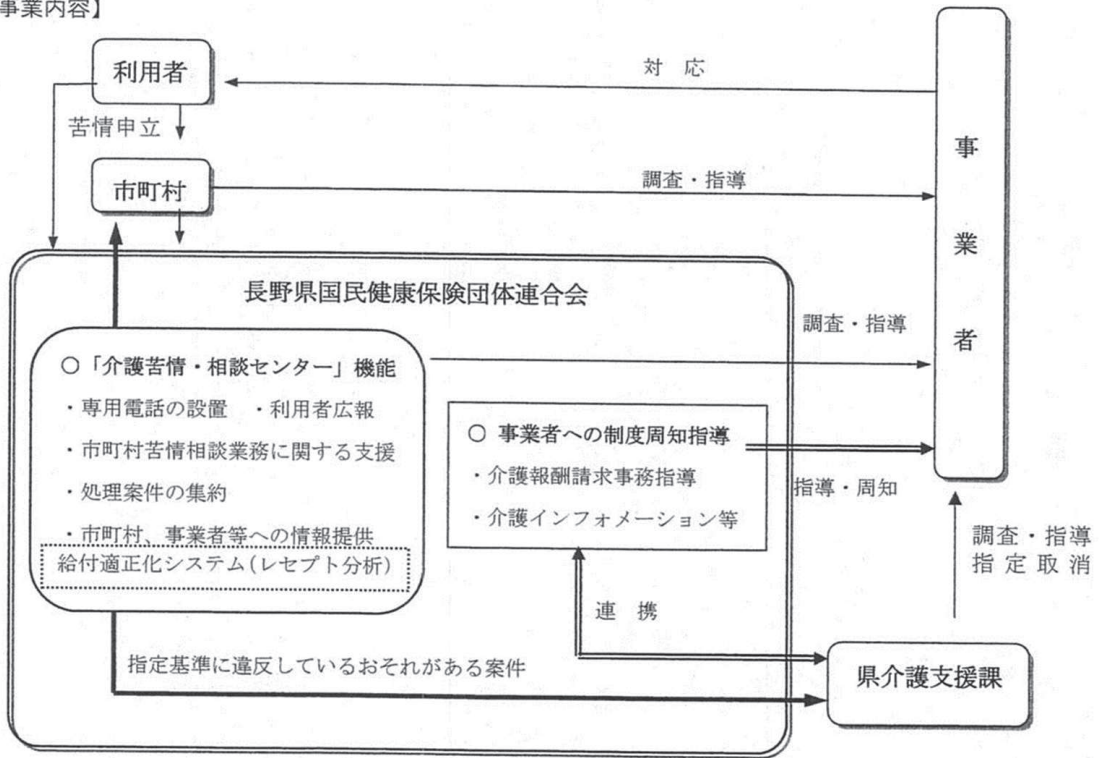


(出典:長野県国民健康保険団体連合会ホームページ)

県は平成12年度より、「長野県国民健康保険団体連合会介護保険補助金交付要綱」に基づき、「国保連苦情処理・事業者適正化支援事業」として、国保連が行う会議サービスに対する苦情処理に要する経費実績に対して補助金という形で支援している状況にある。

また、指定基準に違反している恐れがある案件については国保連から県介護支援課へ報告され、必要に応じた調査・指導、指定取消措置がとれるような連携関係にある。

【事業内容】



1) 事業目的・概要(平成 28 年度)

目 的	長野県国民健康保険団体連合会(国保連)による介護サービスに対する苦情処理業務が適切に行われるよう支援することで、介護サービスの質の確保・向上を図るとともに、介護保険制度に対する信頼性の向上や安定的な制度運営を目指す。				
事 業 内 容 決 算 額	(単位:千円)				
	項目	実施方法	事業実績	決算額	
	国保連苦情処理・事業者適正化支援事業	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談への対応(66件) ・事業者への苦情処理の啓発(苦情・相談事例集の配布) ・県、市町村、事業者等への情報提供、連携(苦情・相談事例集の配布) ・市町村の苦情相談業務に対する助言 	1,316	
			合計	1,316	
成果目標の 達成状況	項目	H27	H28 目標	H28 成果	達成状況
	相談員数	2名	2名	2名	達成
	苦情処理員数	4名	4名	4名	達成

2) 現状

国保連では、平成 28 年度に介護サービスに対する 66 件の苦情・相談に対応し、その結果については平成 29 年 3 月 31 日付「補助事業実績報告書」(長国連介発第 798 号)により、県に報告されている。また同報告書に添付された「平成 28 年度 介護保険事業苦情(相談)処理業務取扱状況」については、介護支援課で確認され、県が実施する介護事業所への指導(実地指導先選定を含む)や監査に活用されている状況であった。

⑩ 喀痰吸引等研修事業(サービス係)

介護職員等が医師の指示に基づき医療的ケア(喀痰吸引及び経管栄養)を安全に実施できるよう、必要な知識及び技術を習得するための研修等を実施し、喀痰吸引等を安全に実施できる介護職員等の養成を目指すものである。

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成 24 年度から一定の研修を受けた介護職員等は、医師の指示のもと医療的ケア(喀痰吸引及び経管栄養)を行うことができるようになったため、不特定多数の者に喀痰吸引等ができる第一号・第二号研修と重度の障害があるなど特定者に喀痰吸引等ができる第三号研修を実施し、人材養成を行う必要がある。

(第三号は平成 24 年度から、第一号及び第二号については、平成 25 年度から登録研修機関が研修を実施している。)

※喀痰吸引等の制度

○ 行うことができる医療行為

喀痰吸引等の制度により実施できる医療行為は以下の 5 つ

- ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・ 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

○ 行うことができる者

医師の指示、看護師等との連携のもとにおいて研修を修了した介護職員等

(ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等の介護職員等)

ア 事業概要

目 的	介護職員等が医師の指示に基づき医療的ケア(喀痰吸引及び経管栄養)を安全に実施できるよう、必要な知識及び技術を習得するための研修等を実施し、喀痰吸引等を安全に実施できる介護職員等の養成を目指す。			
事 業 内 容 決 算 額	(単位:千円)			
	項 目	実 施 方 法	事 業 実 績	決 算 額
	研修受講者負担 軽減事業	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者が実施研修を所属法人以外で受ける場合に、その経費の一部を助成(213人) ・一般財源から地域医療介護総合確保基金繰越金(介護分)へ財源更正 	3,995

	指導者養成講習	直接	・喀痰吸引等研修の講師を務める看護師等の養成(40人×2回)	935																						
	研修実施体制検討委員会の運営	直接	・喀痰吸引等研修の修了評価方法等に関する検討(委員会1回開催)	109																						
	喀痰吸引等業務登録管理事務	直接	・認定特定行為業務従事者、登録特定事業者、登録研修機関の登録管理	1,069																						
				合計	6,108																					
成果目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">H27</th> <th colspan="2">H28</th> <th rowspan="2">達成状況</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <th>成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一号、第二号研修修了者(単年)</td> <td>507人</td> <td>550人</td> <td>557人</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>第三号研修修了者(単年)</td> <td>110人</td> <td>50人</td> <td>96人</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>登録特定事業者数(累計)</td> <td>495か所</td> <td>485か所</td> <td>514か所</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table>				項目	H27	H28		達成状況	目標	成果	第一号、第二号研修修了者(単年)	507人	550人	557人	達成	第三号研修修了者(単年)	110人	50人	96人	達成	登録特定事業者数(累計)	495か所	485か所	514か所	達成
	項目	H27	H28				達成状況																			
			目標	成果																						
	第一号、第二号研修修了者(単年)	507人	550人	557人	達成																					
	第三号研修修了者(単年)	110人	50人	96人	達成																					
登録特定事業者数(累計)	495か所	485か所	514か所	達成																						

イ 成果の状況及び今後の方向性

第一号研修又は第二号研修修了者 550 人(登録研修機関の受講定員総数から推計)、第三号研修修了者 50 人(各年度の推移から推計)及び登録特定事業者数(平成 28 年度末登録見込み数) 485 か所(各年度の推移から推計)を成果目標としている。指導者養成などによる喀痰吸引等研修の質の確保と受講者負担軽減事業の実施により、研修修了者(第一号、第二号、第三号)、登録特定事業者数ともに目標を達成している。

今後の方向性について県は次の事項を掲げている。

- 研修実施体制検討委員会や指導看護師の養成を通じ、研修の質の確保を図っていく。
- 指導者養成講習の開催回数を 2 回から 3 回に増やし、更なる認定特定行為業務従事者の育成を図る。
- 研修受講者負担軽減事業の終了後は、指導看護師等の養成により、研修体制の充実を図る。

⑪ 地域包括ケア構築推進事業(計画係)

厚生労働省は、2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケア体制)の構築を推進している。

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるためには、個々の高齢者の状況や変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を一体的に提供する必要がある。そのためには、保健・医療・介護(福祉)の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアする必要がある。

研修を実施する。

- 退院調整ルールについては、平成 29 年度の策定に向け、引き続き二次医療圏ごとに検討を進めていく。
- 中山間地域における訪問系介護サービスを確保するためのモデル事業を実施する。
- 事業所が連携した 24 時間在宅ケア体制の具体的な仕組みの提案を行い、市町村が主体となるモデル事業を実施する。

⑫ 老人福祉施設等整備事業(施設係)

1) 事業概要

目 的	<p>第6期長野県高齢者プラン(平成 27 年度～29 年度)に基づく、特別養護老人ホーム等施設整備を計画的に進めることにより、特別養護老人ホーム入所希望者数を減らすとともに各圏域サービス見込み量に応じた基盤整備を目指している。</p> <p>成果目標は、広域型特別養護老人ホーム定員を第5期(平成 26 年度末)10,894 床から第6期(平成 29 年度末)11,604 床に増やすことである。</p>			
事 業 内 容 決 算 額	(単位:千円)			
	項目	実施方法	事業実績	決算額
	老人福祉施設等整備事業	補助金	特別養護老人ホームの整備 (計画)創設4件、改築3件、増築3件(入所定員 226 人増) (実績)創設3件、改築1件、増築3件(入所定員 210 人増)	776,448
	老人福祉施設等整備事業	補助金	養護老人ホームの整備 改築1件	3,078
				合計
<p>介護保険施設等整備には、県が事業主体である老人福祉施設等整備事業と市町村が事業主体である地域医療介護総合確保基金事業(介護分)がある。</p>				
	事業別	事業主体	施設種別	
	老人福祉施設等整備事業	県	広域型特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 介護老人保健施設 訪問介護事業所	
	地域医療介護総合確保基金事業(介護分)	市町村	小規模(地域密着型)特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防拠点 生活支援ハウス 施設内保育施設	

成果目標の 達成状況	項 目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	特別養護老人ホーム 入所定員数(広域型)	11,139	11,240	11,251	達成

特別養護老人ホーム等の整備状況(圏域別)(平成 29 年度末)

圏域	計画			実績		
	特別養護老人ホーム	(地域密着型) 特別養護老人ホーム	合計	特別養護老人ホーム	(地域密着型) 特別養護老人ホーム	合計
佐久	1,305	145	1,450	1,300	116	1,416
上小	1,083	203	1,286	1,093	165	1,258
諏訪	1,028	223	1,251	939	194	1,133
上伊那	1,211	194	1,405	1,211	194	1,405
飯伊	1,118	165	1,283	1,118	165	1,283
木曾	312	0	312	312	0	312
松本	1,920	173	2,093	1,850	173	2,023
大北	503	0	503	503	0	503
長野	2,501	906	3,407	2,493	792	3,285
北信	623	29	652	623	29	652
合計	11,604	2,038	13,642	11,442	1,828	13,270

特別養護老人ホーム等の整備状況は計画に対する進捗率が 97.3%である。

2) 成果の状況及び今後の方向性

第 6 期長野県高齢者プラン広域型特別養護老人ホーム整備計画数 11,240 床(平成 28 年度末)に対し、11 床増の 11,251 床を整備した。これにより特別養護老人ホーム入所希望者数減少と介護サービス基盤充実が図られている。

今後は、将来の特別養護老人ホーム入所希望者数減少も考慮しつつ、第 6 期長野県高齢者プランに基づき計画的に整備していく。

3) 補助金の内容

ア 根拠

老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱

(介護保険法第 8 条第 22 項、老人福祉法第 20 条の 5)

イ 補助対象経費

施設整備に要する費用（工事費又は工事請負費及び工事事務費からユニット居室部分相当額、外構工事費、補助金等を控除した額）

ウ 補助対象事業及び補助額

補助金の対象となる事業及び補助額は別表1及び別表2のとおりとする。

（別表1）

下記ア又はイにより算出した金額のうち、いずれか低い額を補助額と定める。

ア 下記に定める補助単価に整備床数(施設数)を乗じた額の合計額

イ 補助対象経費に1/2を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)

補助金の対象となる事業	施設区分	整備区分	補助単価／単位	設置主体
養護老人ホーム及び 特別養護老人ホーム (定員30人以上)の整備	養護老人ホーム	(省略)	(省略)	(省略)
	特別養護 老人ホーム	創設2	4,120 千円／床	市町村 社会福祉法人 農業協同組合 連合会

* 上記以外は省略している。

（別表2）

補助金の対象となる事業	整備区分	補助率	設置主体
老人福祉施設(定員30人以上)の耐震化改修	耐震化改修 (大規模改修)	対象事業費(48,700円 ／㎡×施設の床面積を 上限とする。)の1/2	市町村 社会福祉法人 農業協同組合連合会

エ 交付の条件

補助事業に要する経費の配分を変更するとき又は補助事業の内容のうち次に掲げる事項に係る変更をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

- ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- イ 建物等の用途
- ウ 入所定員又は利用定員
(以下省略)

4) 特別養護老人ホームの入所基準の改正と入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所基準については、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支える機能を重視する観点から、平成27年4月より、新規に入所する者を、原則として要介護3～5のものに限ることとする制度改正が行われ、要介護2または1の者について「特例入所」要件を満たすことが必要となった。そこで、県では、平成27年3月に「長野県指定介護老人福祉施設の入所ガイドライン」を一部改正して通知している。

「長野県指定介護老人福祉施設の入所ガイドライン」は、特別養護老人ホームへの入所希望者が多い状況のため、必要性、緊急性のある入所希望者が優先的に入所できるよう、施設において優先入所基準を定め、在宅サービスを最大限活用しても在宅での生活を送ることが困難な入所申込者が、優先入所できるようにすることを目的に定められた。

5) 監査の結果及び意見

ア 追加工事の契約確認の必要性について(意見)

特別養護老人ホームの施設整備等の補助事業の補助対象経費及び補助額は以下のとおりである。下記①又は②により算出した金額のうち、いずれか低い額を補助額とする。

- ① 老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱に定める補助単価に整備床数（施設数）を乗じた額の合計額（例えば特別養護老人ホームの創設2は4,120千円/床）
- ② 補助対象経費（工事費又は工事請負費及び工事事務費からユニット居室部分相当額、外構工事費、補助金等を控除した額）に1/2を乗じて得られた額

当補助金の補助対象は、平成28年度及び平成29年度においては、広域型特別養護老人ホームについては12施設であった。このうち、補助額は10施設が①を、2施設が②を採用している。

②を採用している2施設（A施設。平成28年度開始、平成29年11月完了）（B施設。平成29年度開始、平成30年3月完了予定）について調査したところ、②が採用された主な理由は、一般競争入札によって契約額が引き下げられたこと及び本体工事の一部を追加工事とすることによって入札対象から除外したためであった。追加工事は、A施設については一部の施設備品の設置工事であり、B施設については厨房の設備工事である。

県は、老人福祉施設等整備事業補助金及び社会福祉施設等整備事業補助金の交付条件の一つとして、「社会福祉施設の整備に係る契約手続きについて（通知）」長野県社会部長 平成17年（2005年）5月23日）によって、「社会福祉施設の建設工事にあつては、必ず一般競争入札を行う」と取扱いを定めている。A施設、B施設共に、本体工事について一般競争入札により建設業者を選定している。

一方、A施設及びB施設の追加工事については、事業者の事後的な決定により追加工事としたこと、軽微な変更該当することから、当補助金の補助対象とせず全額自己財源で賄うこととされ、契約事務については、法人の所轄庁である市の指示に従い、社会福祉法人に関する法令に従い適正に行うこと、実績報告時に報告することを条件として実施を認めている。

A施設については、平成29年12月に追加工事を含めて補助事業の完了検査を実施しており、いずれも適正に完了していると認め、当初予定どおりに追加工事分を補助対象経費から除外して算出された額を交付している。B施設についても、間もなくA施設と同様の検査を実施する予定である。

県は、本体工事については、補助対象とされた工事として、契約に当たっては一般競争入札によることとし、入札前においても事前審査（実施設計審査）を受審することなどの厳しい条件を付している一方、軽微な変更による追加工事については、補助対象外とされた工事として、契約方法を事前に確かめることなく、事後報告（実績報告）で足りるとしている。

しかしながら、本体工事（補助対象とされた工事）と密接に関わると思われる追加工事等（例えばB施設の厨房設備工事）については、当初の本体工事契約と追加工事契約を衡平に扱うために、契約締結に前後して契約手続き等を確認すべきであると考えられる。

A 施設 B 施設 本体工事契約額

	A 施設 (ユニット型)	B 施設 (従来型)
	(円)	(円)
総事業費	670,032,000	387,514,800
建物建設費総額		
建築面積 (㎡)	2,869.55	2,473.14
㎡単価 建物建設費	233,497	156,689
坪単価 建物建設費	771,891	517,981
要綱ア 補助単価×整備床数	223,590,000	181,172,000
要綱イ 補助対象経費×1/2	211,889,000	169,092,000
補助金交付決定額	211,889,000	169,092,000
要綱ア－要綱イ	11,701,000	12,080,000
補助金交付決定額／総事業費(%)	32	44
変更工事費	14,005,440	10,000,000
変更工事費 建築工事	4,301,640	
変更工事費 機械設備工事	1,583,280	
変更工事費 電気設備工事	8,120,520	
変更工事費 厨房機器工事		10,000,000
変更工事費／補助金交付決定額(%)	7	6

イ 特別養護老人ホームへの要介護1、2の入所者について(意見)

特別養護老人ホームの入所者は、原則として要介護3以上である。要介護1又は要介護2であっても、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」があると認められるものについては、特例入所として入所することが認められている。特別養護老人ホーム入所状況等調査(平成29年度実施)によれば、要介護2 594名、要介護1 258名が入所している。

特例入所については、それぞれの特別養護老人ホームにおいて「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」を明らかにしなければならないとされ、市町村等はそれぞれの特別養護老人ホームを指導することとされている(介護保険法第8条第22項、老人福祉法第20条の5、厚生労働省令規則第17条の10、厚生労働省令規則第17条の11)。

県は、「長野県指定介護老人福祉施設の入所ガイドライン」を策定し、それぞれの特別養護老人ホームが、このガイドラインを参考に入所検討委員会を設置し、入所に関する基準及び手続きを作成し遵守するとともに、広報誌などにより公表して周知することを示している。

特例入所の運用については、それぞれの特別養護老人ホームが行い、市町村等には適切な関与が求められていることから、県はいままで指導監査等の対象とはしてこなかった。しかし、特例入所の運用にあたり透明性及び公平性を担保するべきであることから、各市町村及び特別養護老人ホームにおいてガイドラインを踏まえた適正な運用がなされているかその実態を把握し、問題点が認められれば必要な対処を行っていくことが必要である。

【特別養護老人ホーム入所状況等調査結果(平成 29 年7月1日現在)】

	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	合計
特別養護老人ホーム	4,288	4,692	2,606	594	258	12,438

特例入所に関する法令

○介護保険法第 8 条第 22 項(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに入所する要介護者は、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるもの

○老人福祉法第 20 条の 5(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームは、第 11 条第 1 項第二号の処置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

○厚生労働省令規則第 17 条の 10(法第 8 条第 22 項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるもの)

法第 8 条第 22 項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものは、認定省令第 1 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる要介護状態区分に該当する者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるものをいう。

○厚生労働省令規則第 17 条の 11(法第 8 条第 22 項の厚生労働省令で定める事項)

法第 8 条第 22 項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

○指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について(厚生労働省老健局高齢者支援課長)(平成 26 年 12 月 12 日、平成 29 年 3 月 29 日)

記載省略

⑬ 地域医療介護総合確保基金事業(介護分)(施設係)

1) 事業概要

目 的	<p>第6期高齢者プラン(平成 27～29 年度)に基づく地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど施設整備を計画的に進めることにより、地域におけるサービス基盤充実を図るとともに、施設開設準備にかかる経費に対し支援することにより、当該施設が開設時から安定した質高いサービスが提供できるようにする。</p> <p>また、既存特別養護老人ホーム多床室を入所者プライバシー保護ために改修する事業に対し支援する。</p>
-----	---

事業内容 決算額	地域密着型施設整備について、平成 21～26 年度まで、国交付金を積み立てて造成した基金を財源として支援してきたが、平成 27 年度から消費税を財源とした地域医療介護総合確保基金(国 2/3、県 1/3)により行うこととなっている。				
	(単位:千円)				
	項目	実施方法	事業実績	決算額	
	1. 地域密着型施設整備に対する補助	補助金	地域密着型特別養護老人ホーム等 23 か所	1,527,689	
	2. 施設開設準備に対する補助	補助金	特別養護老人ホーム等 27 か所	348,361	
3. 既存施設改修に対する補助	補助金	特別養護老人ホーム等 7 か所	256,127		
4. 基金・運用益積立	直接		3,143,917		
			合計	5,276,094	
成果目標の 達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	地域密着型施設の整備	8 か所	44 か所	23 か所	未達成
	施設の開設準備の支援	9 か所	40 か所	27 か所	未達成
既存施設の改修	—	11 か所	7 か所	未達成	

2) 成果の状況及び今後の方向性

市町村（保険者）公募に対し事業者の応募がなく事業を中止したケースや実施設計等に不測の日数を要し繰越した事業があり目標に達しなかったものの、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を着実に図っている。

第6期長野県高齢者プランにおいて市町村が計画している施設整備が予定どおり行えるよう支援する必要がある。平成 29 年度は第6期長野県高齢者プラン最終年度であるため、平成 28 年度に実施できなかった事業や新規事業について市町村や事業者と連携し目標達成に努めるとしている。

3) 補助金の内容

ア 根拠

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱

イ 実施主体

市町村（広域連合）、民間事業者

ウ 事業内容

(別表1)

事業	対象施設	補助単価 ／単位	対象経費	事業者
(1)地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム(定員 29 名以下) 外	4,270 千円／整備床数 外	工事費又は工事請負費及び工事事務費	市町村
(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	特別養護老人ホーム 外	621 千円／定員数 外	開所等に必要の需用費、備品購入費、開設前の 6 か月間に係る経費 外	市町村 民間事業者
(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業	特別養護老人ホーム 外	路線価の 1／2	定期借地権設定のための一時金	市町村 民間事業者
(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム 外	1,130 千円／個室整備床数	ユニット化等の改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	市町村 民間事業者

上記の補助金の事業内容のうち、県が直接補助する事業の内容は次のとおりである。

(別表2)

事業	対象施設	確定額	補助対象の内容
(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	特別養護老人ホーム等 4 施設	57,554 千円	施設開設準備経費(備品、車椅子等)
(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム等 6 施設	218,327 千円	プライバシー保護のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(4) 健康福祉政策課

健康福祉政策課は、1) 福祉・衛生行政の政策調整に関する業務、2) 健康福祉部の人事・予算に関する業務、3) 医療費助成に関する業務、4) 県立病院機構との連携に関する業務を担当しており、総務係、経理係、企画調整係及び県立病院・医療福祉係の4係並びに付置機関である国民健康保険室で構成されている。各係、室の主な業務は以下のとおりである。

係名	主な業務
総務係	健康福祉部の人事、組織に関する事務、表彰等その他庶務に関すること及び部長庶務に関する事務
経理係	健康福祉部の予算編成・予算執行に関する事務
企画調整係	社会福祉及び衛生施策の政策調整や各種調査、健康福祉部内の他課及び他部局との連絡調整事務等 ○企画調整、統計調査 ○危機管理統括 ○社会福祉審議会 ○社会福祉法人、社会福祉施設の統括
県立病院・医療福祉係	県立病院機構との連携に関すること及び乳幼児・障がい者・母(父)子家庭に対する福祉医療費給付事業の助成に関する事務 ○福祉医療
国民健康保険室	○国民健康保険 ○後期高齢者医療

健康福祉政策課が担当する上記業務のうち、監査人が高齢者福祉政策に関わりが深いと判断し今回の監査の対象とした事業に関し以下に詳述する。

① 後期高齢者医療給付事業（国民健康保険室）

(単位:千円)

事業名	主な事業内容	【上段】決算額 【下段】人件費	事業費 コスト(※)
後期高齢者医療 給付事業費	後期高齢者医療給付費県費負担金(負担金) 後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金(負担金) 後期高齢者医療高額医療費負担金(負担金) 後期高齢者医療財政安定化基金(交付金・貸付金・積立金) 後期高齢者医療審査会経費等	26,145,137 15,828	26,160,965

(※)事業費コストは、決算額と人件費(概算)の合計

ア 事業概要

高齢期における適切な医療を確保し、健康の保持と高齢者の福祉の増進を図るために、後期高齢者医療制度に関連する以下に掲げる事業を実施している。

(単位:千円)

項目	実施方法	事業実績	決算額
後期高齢者医療給付費県費負担金	負担金	後期高齢者医療広域連合が行う療養の給付等に要する費用の一部を負担(負担率:県 1/12)	20,775,764
後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金	負担金	低所得者や被用者保険の被扶養者であった者等の保険料軽減に要する費用の一部を負担(負担率:県 3/4)	3,871,504
後期高齢者医療高額医療費負担金	負担金	後期高齢者医療広域連合が負担する高額医療費(レセプト1件当たり80万円を超える額)について、保険料で賅う部分に対して費用の一部を負担(負担率:県 1/4)	1,168,749
後期高齢者医療財政安定化基金	交付金 貸付金 積立金	県・国・広域連合による基金積立に対する拠出等(拠出割合:県 1/3)基金から広域連合に見込み以上の保険料未納や給付増に対して資金を貸付・交付	328,581
後期高齢者医療審査会経費等	直接	後期高齢者医療の審査請求に係る審査を行う審査会の経費に対する負担等	539
決算額合計			26,145,137
概算人件費			15,828
事業費コスト			26,160,965

昭和36年に「新国民健康保険法」が施行され国民皆保険制度が確立されたのち、昭和40年代後半から地方自治体において老人医療の無料化が単独事業として始められ、これに追随する形で国が「老人医療費支給制度」を創設した時から高齢者のための医療制度が始まり現在の「後期高齢者医療制度」に至っている。「老人医療費支給制度」以降の高齢者医療制度の変遷は以下のとおりである。

年代	制度の変遷	患者負担
昭和48年	「老人医療費支給制度(老人医療無料化制度)」を老人福祉法の一環として実施 70歳以上の老人について医療保険の一部負担分を国と地方自治体が負担して(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)、老人医療費を無料化	なし

↓ 老人の受療が容易になる一方で、国民健康保険の財政が緊迫化

昭和58年	「老人保健法」施行 高齢者は各医療保険に加入したまま老人保健制度を適用 一部患者負担とし、それ以外の財源を税金と各医療保険者(国保、健保、共済)からの拠出金で負担	入院 300 円/日 外来 400 円/月
-------	---	--------------------------

地方自治体が一部負担金を補填して無料化政策を事実上継続。これに急激な高齢化が加わり老人医療費が増嵩
↓
健保組合の老人保健制度への拠出金が増大

平成9年	患者負担の見直し	入院 1,000 円/日 外来 500 円/日 (月4回まで) 薬剤一部負担
------	----------	---

↓ 福祉施設の代替としての社会的入院が医療費に含まれており、この要因からも医療費が増嵩

平成12年	「介護保険法」施行 医療と介護の分離	—
-------	-----------------------	---

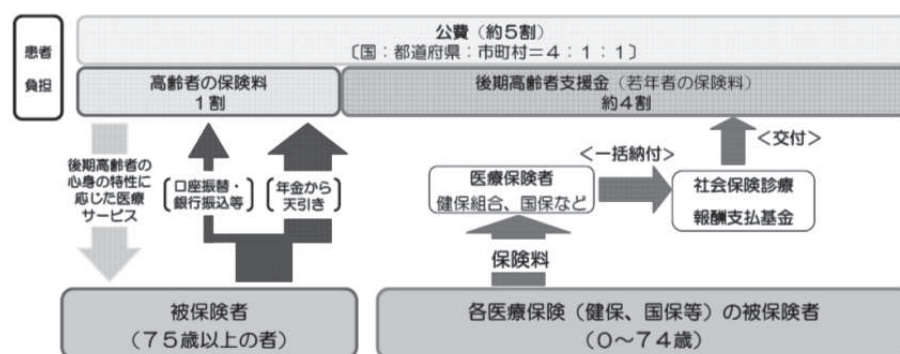
↓ 民間活力の活用のため参入のハードルを下げたことにより供給部門が膨らみ介護費が膨らみ、医療費削減の目的が、医療介護総額ではむしろ増加

平成 13年	患者負担の見直し	定率1割負担
平成 14年	老人保健制度の対象の段階的引き上げ 保健対象者を70歳から75歳へ	定率1割負担 (現役並3割)

↓ 老人医療の抜本的改革の検討（後期高齢者を既存の医療保険から切り離す）

平成 20年	「高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）」施行 患者負担分を除いた医療費を、税金5割、現役世代の保険料4割、高齢者の保険料1割で負担	1割負担 (現役並3割)
-----------	--	-----------------

【後期高齢者医療制度の運営の仕組み】



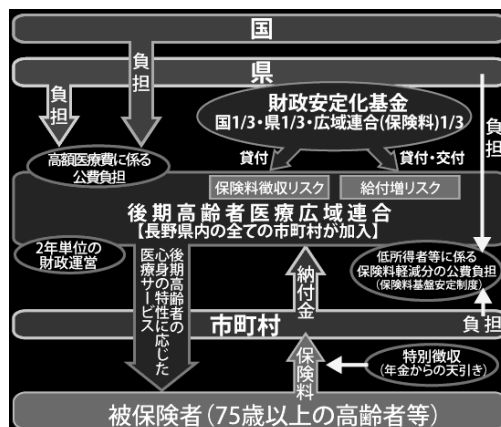
(厚生労働省資料)

後期高齢者医療制度は、医療保険者の老人医療費に対する負担が増大するなか、①高齢者と現役世代との費用負担関係が不明確、②保険料の徴収主体（健保組合等の保険者）と使う主体（市町村）が分離しており財政・運営責任が不明確、③加入する制度や市町村により保険料格差があり不公平、などの課題に対応して創設された制度である。①に関しては分担ルールを明確化（現役世代4：高齢者1）し、②に対しては保険料を納める処とそれを使う処を都道府県ごとの広域連合に一元化することにより財政・経営責任を明確化し、③都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担することを意図している。

長野県においては、県下全ての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が事務を司り、広域連合を中心に市町村が協力して運営が行われている。広域連合は保険料率の決定、保険料の賦課、医療費の支給などの運営全般の事務を行い、市町村は保険料の徴収、各種申請や届け出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っている。県は後期高齢者医療給付費の一部（総額の1/12（平成28年度決算額20,775,764千円））を負担するとともに、広域連合に対しその財政リスクを軽減するために、制度に基づき以下の支援を行っている。

- ・ 保険基盤安定制度における負担（平成28年度決算額3,871,504千円）
- ・ 高額な医療費に対する公費負担（同1,168,749千円）
- ・ 後期高齢者医療財政安定化基金の積み立て（同328,581千円）

【国、都道府県による広域連合の財政リスクを軽減する仕組み】



(長野県後期高齢者医療広域連合ホームページより)

なお、後期高齢者医療財政安定化基金は①保険料不足や給付費の増加等による財政不足に対する資金の貸付・交付、及び②保険料の増加抑制を図るための資金交付を目的に設置されており、基金への拠出負担は国1/3、県1/3、広域連合1/3で、現在の拠出率は10万分の41(国の標準値と同値)である。平成28年度末の基金残高は3,056,589千円であるが、平成29年度には保険料増加の抑制を目的として、このうちの1,000,000千円を取崩して広域連合に交付することを予算化している。

イ 成果の状況及び今後の方向性

高齢者医療制度の変遷で示したように、急速な少子高齢化を背景に制度の改変が繰り返し行われており、現在の後期高齢者医療制度に関してもその制度開始直後から様々な問題点が指摘され制度の見直しが議論されている。

【後期高齢者医療制度の問題点】

独立制度による本質的な問題

- ・75歳以上の高齢者のみを区分し、保険証も別になり、差別的である。
- ・若人に比べて医療費の伸び率が高い高齢者医療費の増加に比例して、高齢者の保険料が増加する仕組みとなっている。

保険料負担

- ・被用者保険の被保険者であった方については、被用者保険における事業主負担が無くなったこと等により、多くの方の保険料負担が増加。
- ・被用者保険の被扶養者であった方については、これまで保険料負担が無かったことにより、保険料負担が発生。
- ・国保世帯内の高齢者が、後期高齢者医療制度に移行し、世帯内で別になったことにより、国保の保険料の応益割の軽減割合が減少し、世帯当たりの保険料負担が増加。

保険料徴収

- ・国保においては、世帯主がまとめて納付していたが、後期高齢者医療制度は、個人単位で納付することとなったため、扶養されている配偶者も納付する必要が生じた。
- ・上記に併せて、原則として、年金からの天引きを実施。
- ・その場合、世帯当たりの税負担が増加するが発生。

高額療養費

・国保世帯内の高齢者が、後期高齢者医療制度に移行し、世帯内で別になったことにより、それぞれの医療保険制度において、高額療養費の自己限度額が適用されることとなり、世帯当たりの自己負担が増加。

健康診査

・従前は、市町村の実施義務であったが、広域連合の努力義務となった中で、受診率が低下。
※実施義務化する場合、都道府県負担の導入を含め、国及び地方公共団体の費用負担割合を定めることが必要。

名称

・「後期高齢者」という名称は、高齢者の心情に配慮していない。

(第2回高齢者医療制度改革会議資料より)

上記のような問題点の指摘に加え、全国の広域連合で使用する国の標準電算処理システムに不備があり、一部の被保険者の保険料軽減判定において誤りがあり、平成 20 年の制度発足以来本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていた事実が公表され、広域連合及び市町村は追加徴収及び還付の対応を余儀なくされ、被保険者の不審を招くこととなった。また、平成 29 年度から実施されている低所得者層に対する軽減特例の廃止・見直しに関し被保険者の納得感を得ることも容易ではないと思われる。

これまで示してきたように、後期高齢者医療制度の運営主体は広域連合及び県下市町村であり、県の役割は高齢期における適切な医療を確保できるよう療養の給付等に要する費用の一部を負担し、後期高齢者医療制度の安定的運営を支援することであり、直接の事業実施主体ではないが、制度変更の動向や保険料の変動に対する県民の関心は相当程度高いと推察されるなか、県として適時適切な広域連合に対する財政支援を実施することを期待する。

また、広域連合の「第三次広域計画（平成 29 年度から平成 37 年度まで）」において「広報活動」が新たに基本方針として加えられているが、幅広い世代に対し後期高齢者医療制度及びその運営に対する理解を深めてもらうことは必要不可欠であり、県の十分なサポートのもと、被保険者の健康づくりの推進や医療費適正化の取組を積極的に発信していくことを期待する。

2. 産業労働部

産業労働部が担当する上記業務のうち、監査人が高齢者福祉政策に係りが深いと判断し今回の監査の対象とした事業に関し以下に記述する。

(1) 労働雇用課

① シルバー人材センター支援事業費

当事業は、(公社)長野県シルバー人材センター連合会が行う事業に要する経費を補助する事業である。シルバー人材センターは、高齢者の就業等を通じて、生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織とされ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、原則として市(区)町村単位の置かれておりそれぞれ独立した運営を行っている。(公社)長野県シルバー人材センター連合会は、都道府県単位のシルバー人材センターであり、県が行う高齢社会対策と円滑な連携の下に、管内におけるシルバー人材センター事業の効果的な運営と発展を図ることを目的として組織され、平成28年度は県としては以下の事業に対して補助を行っている。

なお、詳細については、「Ⅲ. 現地機関及び外部機関 4. 長野県シルバー人材センター連合会」参照。

会員拡大支援事業	・シルバー事業の普及啓発による会員の拡大
未設置地域解消支援事業	・未設置地域に係る状況把握・状況提供 ・新規設立運営ノウハウ等の相談・指導
就業確保・職業開拓等事業	・就業分野の開拓拡大 ・会員の安全・適正就業対策(パトロール指導員の配置)
家事・福祉サービス等推進事業	・介護サービス、子育て支援等地域ニーズ対応事業などとの連携
退職前高齢者生きがい就業体験事業	・退職前高齢者を対象とするセミナーや就業体験を実施
シルバー人材センター活性化推進事業	・法人運営に係る指導 ・「シルバー人材センター事業運営状況」の作成 ・「公益法人運営資料集 No.6」の作成

1) 事業概要

目的	シルバー人材センターが実施する各種事業や会員の獲得を支援することにより、高齢者の多様な就業機会を確保する。			
事業内容 決算額	(単位:千円)			
	項目	実施方法	事業実績	決算額
	(公社)長野県シルバー人材センター連合会運営費補助	補助金	連合会が行う、下記事業に対する補助 ・会員拡大支援事業 ・未設置地域解消支援事業 ・就業確保・職業開拓等事業 ・家事・福祉サービス等推進事業 ・退職前高齢者生きがい就業体験事業 ・シルバー人材センター活性化推進事業	6,482

	全国シルバー人材センター事業協会負担金	負担金	左記協会会費	100	
				合計	6,582
成果目標の達成状況	項目	H27	H28		達成状況
			目標	成果	
	就業率	94.2%	95.4%	92.1%	未達成

(※目標は未達成ではあるが、就業率は全国1位)

2) 成果の状況及び今後の方向性

連合会及び県内 21 か所の拠点センターが連携してシルバー事業の普及や研修等円滑な就業援助に取り組んでいるが、就業率については目標に及ばなかった。人口減少、超高齢化社会にあって、地域の活力を維持し地域の担い手として高齢者に対する期待が高まる中で、センター事業は会員の就業を通じて社会を支え、同時に生きがい、健康の維持・増進に寄与するなど重要な役割を果たしており、引き続き同センターの円滑な運営のため支援を行うとしている。

3) 補助金の内容

ア 根拠

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会事業補助金交付要綱

イ 経費及び補助率

経費	補助率
高齢者等の雇用の安定化等に関する法律に規定する業務を行うために要する次に掲げる経費 事業費 連合会の実施する次の事業に要する経費 1 安全就業対策推進事業 2 会員拡大支援事業 3 未設置地域解消支援事業 4 就業確保・職業開拓等事業 5 家事・福祉サービス等推進事業 6 退職前高齢者生きがい就業体験事業 7 シルバー人材センター活性化推進事業	2分の1以内

なお、同法に基づき、国からも同額補助金が交付され、国が定める交付限度額は以下のとおりとされている。

連合	総計		
	人件費	管理費	
	7,731 千円	4,301 千円	3,430 千円

(厚生労働省シルバー人材センター関連予算 概算要求 説明資料より)

ウ 補助金の内訳

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
会員拡大支援事業	・シルバー事業の普及啓発による会員の拡大	4,113
未設置地域解消支援事業	・未設置地域に係る状況把握・状況提供 ・新規設立運営ノウハウ等の相談・指導	0
就業確保・職業開拓等事業	・就業分野の開拓拡大 ・会員の安全・適正就業対策(パトロール指導員の配置)	6,016
家事・福祉サービス等推進事業	・介護サービス、子育て支援等地域ニーズ対応事業などとの連携	53
退職前高齢者生きがい就業体験事業	・退職前高齢者を対象とするセミナーや就業体験を実施	407
シルバー人材センター活性化推進事業	・法人運営に係る指導 ・「シルバー人材センター事業運営状況」の作成 ・「公益法人運営資料集 No.6」の作成	2,375
事業費合計		12,964
補助金額(上記の 1/2)		6,482

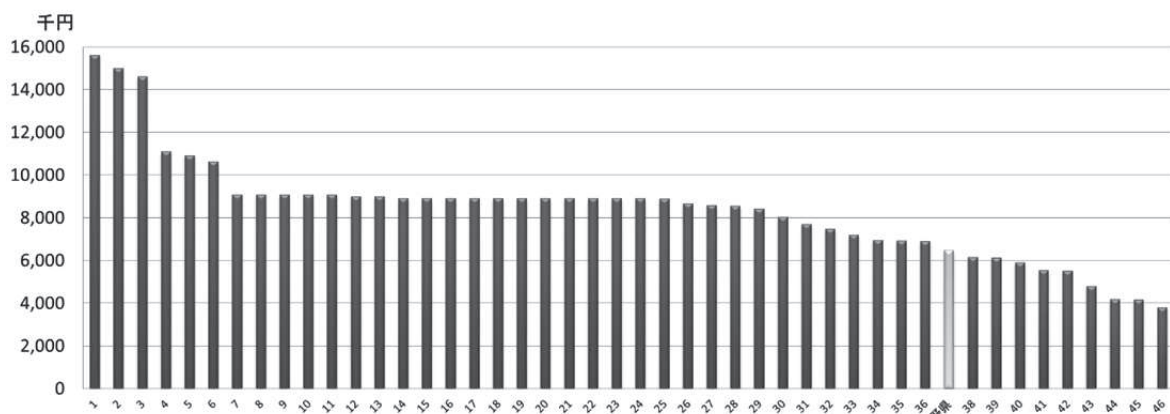
エ 監査の結果及び意見

a 補助金額について(意見)

シルバー人材センター事業運営費は、国 1/2、県 1/2 の補助対象事業となる。

この点、国の制度では 7,731 千円が上限となるところ、実際には県の予算上の制限から 6,482 千円の交付となっている。他県においては、ほぼすべての県で満額交付されている状況であり、長野県は下から 10 番目の補助金額となっている(なお、東京都は、シルバー人材センターの運営補助以外の個別事業にかかる補助額が含まれているため、除外している。)

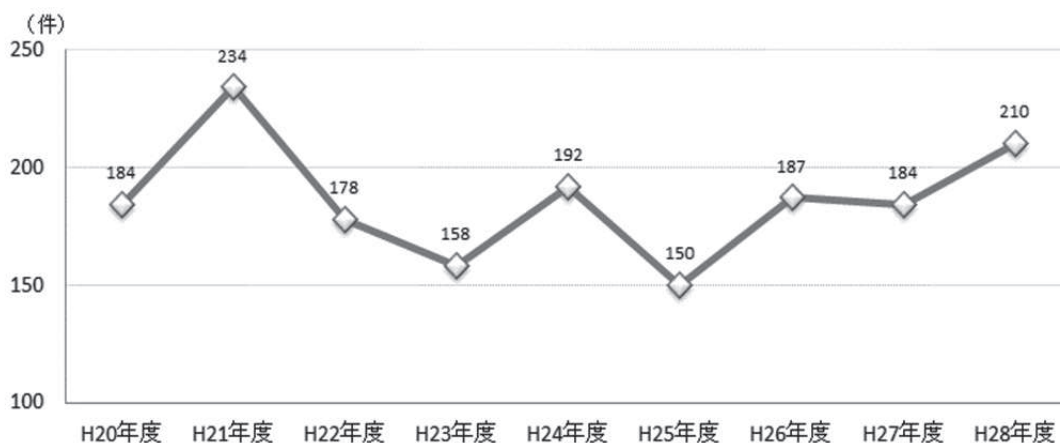
平成26年度 都道府県別補助金予算



データ出典:長野県シルバー人材センター提出資料

こうした中、ここ数年のシルバー人材の就業時の事故件数は増加傾向にある。

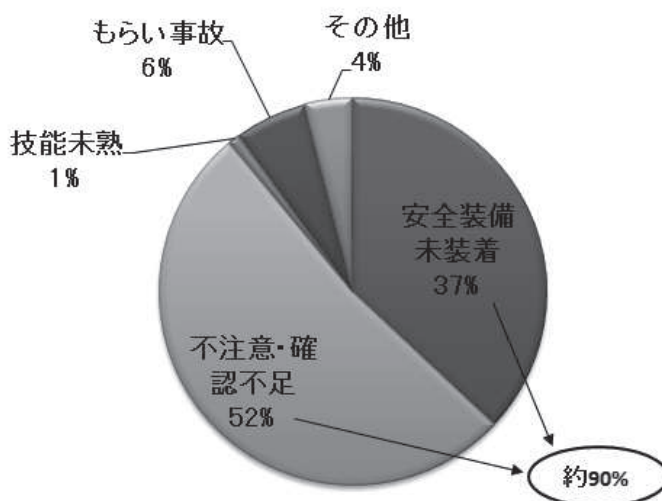
事故発生件数の推移



(出典:長野県シルバー人材センター連合会提出資料)

事故原因については以下のグラフのとおり、安全装備未装着や不注意・確認不足といった人為的なミスが概ね9割を占めており、対策を決めて確実に実行することで事故件数を減らすことは可能である。

平成28年度 事故原因の分類



(出典:長野県シルバー人材センター連合会提出資料)

対策のひとつとして、安全・適正就業にかかる指導支援を行うパトロール指導員を適切に配備することが考えられ、この安全・適正就業推進事業こそが連合会の主たる事業のひとつである。しかしながら、連合会においては、当該補助金の範囲内で事業を行わざるを得ないことから、本来最低限必要とされる事業（パトロール指導員の配置）に十分な予算が配分できていない。パトロール指導員は、安全・適正就業にかかる指導支援を行う要員であるが、上記制約から1名（非常勤職員であり実働は0.45名に相当）で全県21センターをカバーする体制となっており、全センターのパトロール指導の実施に2年を要している。

必要な予算を確保し、安全・適正就業推進事業を適切に実施し、危険ゼロをめざす取り組みを実行していくことも検討すべきである。

3. 警察本部

警察本部が担当する業務のうち、監査人が高齢者福祉政策に係りが深いと判断し今回の監査の対象とした交通安全教育推進事業に関し以下に記述する。

(1) 交通企画課

① 交通安全教育推進事業

「長野県総合5か年計画 第5編政策の総合的展開4-2 県民生活の安全確保」において交通安全計画の目標として以下の数値が掲げられている。

指標名	目標	備考
交通事故死傷者数	10,000人 以下	交通事故による死傷者数 【国の第9次交通安全基本計画をもとに設定】

また、同施策の展開 交通安全対策の推進 において「子どもや高齢者など年齢層に応じ、地域の交通事故の実態を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します」とされ、高齢者に配慮した事業展開が企図されている。

そして、個別計画として位置付けられている「第10次長野県交通安全計画」（平成28年度～平成32年度）の目標においては、上記目標よりもさらに高い目標を掲げ、交通事故死傷者数9,000人（死者数55人）以下とし、死者数の構成率が高い高齢死者数についても減少させることを目指すとしている。また、これを受けた単年度計画である「平成29年度交通安全実施計画」において、特に取り組むべき施策として「総合的な高齢者安全対策」が挙げられている。当該計画において、高齢者事故について以下の記述がみられる。

ア 平成28年の高齢者事故の特徴

高齢者が関係する事故及び負傷数は、いずれも減少しましたが、死者数は69人と**全交通事故死者数の約57%を占め**、昼夜運転中に単独事故を起こし、夕方から夜間にかけては、歩行中に事故に遭うという二極化になりました。

イ 高齢者人口の推移

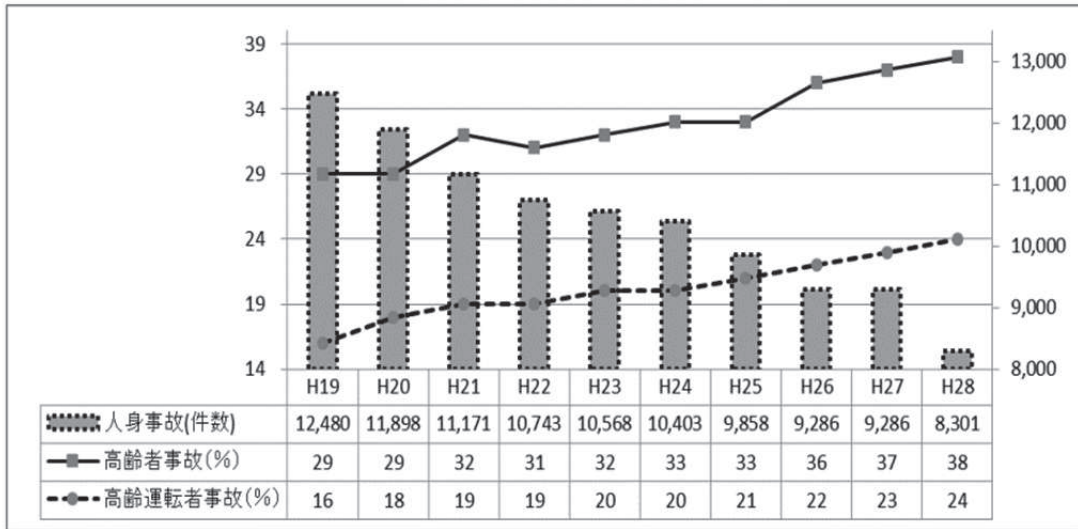
県内における65歳以上の高齢者人口は、平成29年3月末現在、約64万3,000人で全人口の約31%を占め、10年前の約24%から7ポイント上昇しており、**今後も更に高齢化が進む**と予想されています。

ウ 高齢運転免許所持者の推移

高齢化の進行に伴い、高齢者の免許所持者も年々増加しており、平成28年末現在、県人口に占める高齢者の免許所持者の割合は約19.4%で、**全国1位**となっています。

また、高齢者交通事故の発生推移として以下のデータが示されている。

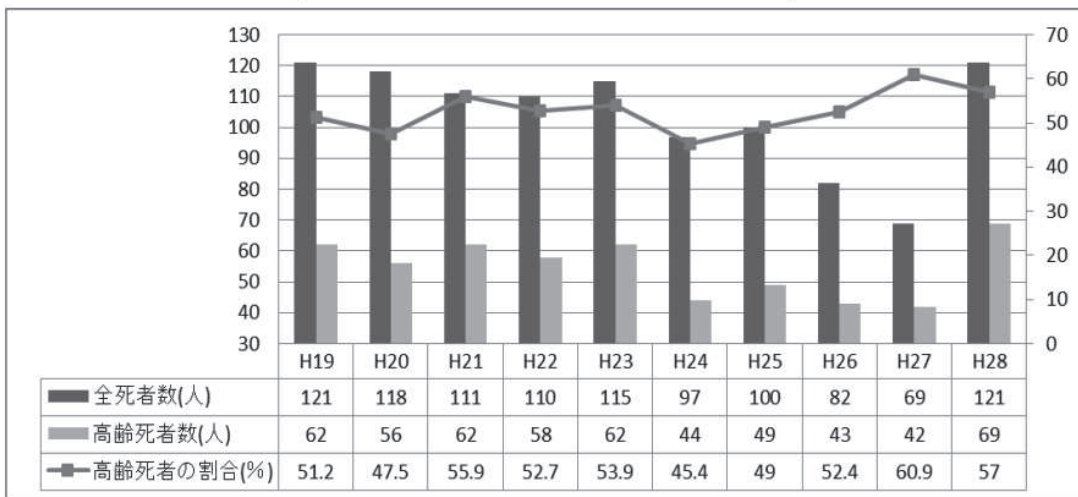
高齢者交通事故の発生推移



※高齢運転者事故は、高齢者第1当事者事故を示す

※県警統計資料から作成

交通事故による高齢死者の推移



※県警統計資料から作成

近年、長野県内の事故件数は減少傾向にある中、高齢者事故の件数や事故率が増加傾向にあり、また、高齢者死者数の割合も高止まりしている状況にあることがわかる。

こうした現状において、特に高齢者の事故抑制に直接的に関連する事業として、「交通安全教育推進事業」を監査対象として選定した。

1) 事業概要

目 的	交通死亡事故抑止と交通事故の総量抑制に重点を置き、多角的な交通事故分析の成果を活用した真に交通事故抑止に資する総合的な交通安全対策を推進する。															
事 業 内 容 決 算 額	(単位:千円)															
	項 目	実施 方法	事業実績	決算額												
	1. 地域交通安全活動推進委員による交通安全活動支援	直接	季別交通安全運動活動への支援・交通安全教育知識向上のための講習会の実施	1,212												
	2. 各対象者に応じた交通安全教育の推進	直接	・高齢者を中心とした運転適性診断の実施 ・チャレンジ号 ¹ や資機材を活用した交通安全教育の実施	2,005												
	3. 交通安全広報啓発活動の推進	直接	交通事故ゼロチャレンジ事業への負担金	720												
	4. 参加・体験型交通安全講習	直接	Sdocプログラム ² に基づくシルバー技能アップ講習	1,833												
			合計	5,770												
成果目標の 達成状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">項 目</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">H27</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">H28</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">達成状況</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">目標</th> <th style="text-align: center;">成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">シルバー技能アップ講習</td> <td style="text-align: center;">受講率 86.6%</td> <td style="text-align: center;">受講率 90%以上</td> <td style="text-align: center;">91.2%</td> <td style="text-align: center;">達成</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	H27	H28		達成状況	目標	成果	シルバー技能アップ講習	受講率 86.6%	受講率 90%以上	91.2%	達成
項 目	H27	H28		達成状況												
		目標	成果													
シルバー技能アップ講習	受講率 86.6%	受講率 90%以上	91.2%	達成												

2) 成果の状況及び今後の方向性

高齢運転者に対する参加体験型講習を実施することにより、身体機能や判断能力が低下している高齢運転者に対する教育の推進を図られ、また、受講者の中には運転免許の自主返納を決断した高齢者もあり、高齢者が関わる交通事故防止には効果があったとされている。そして、道路交通法の改正により、高齢者の講習及び認知症機能検査の拡充等が図られたが、対象とならない高齢者も身体機能や判断能力の低下は確実にあることから、参加体験型講習を更に推進し、高齢者に関わる交通事故防止を図ることとしている。

3) 監査の結果及び意見

ア 交通安全教育について(意見)

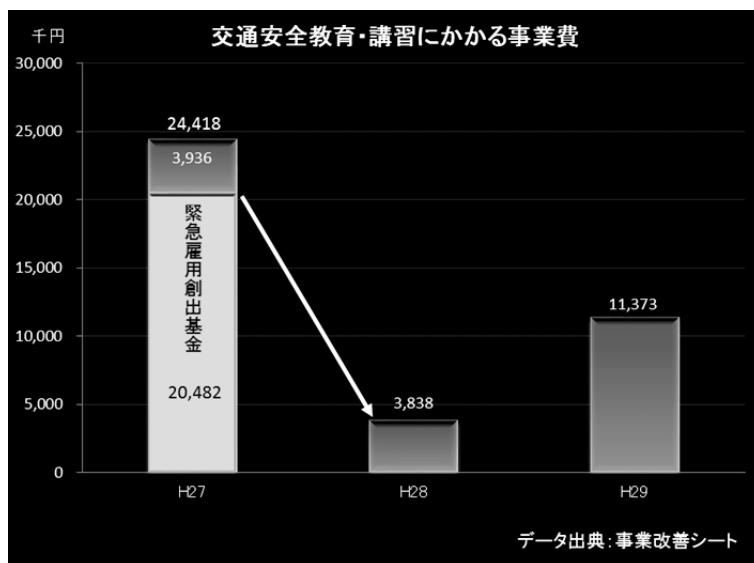
主に高齢者向けの交通安全教育は、平成27年度までは国の緊急雇用創出基金³を活用して、委託事業とすることで教育提供の機会を幅広く設けていた。

¹ 交通安全体験車。高齢者の運転能力診断を行うことができる。

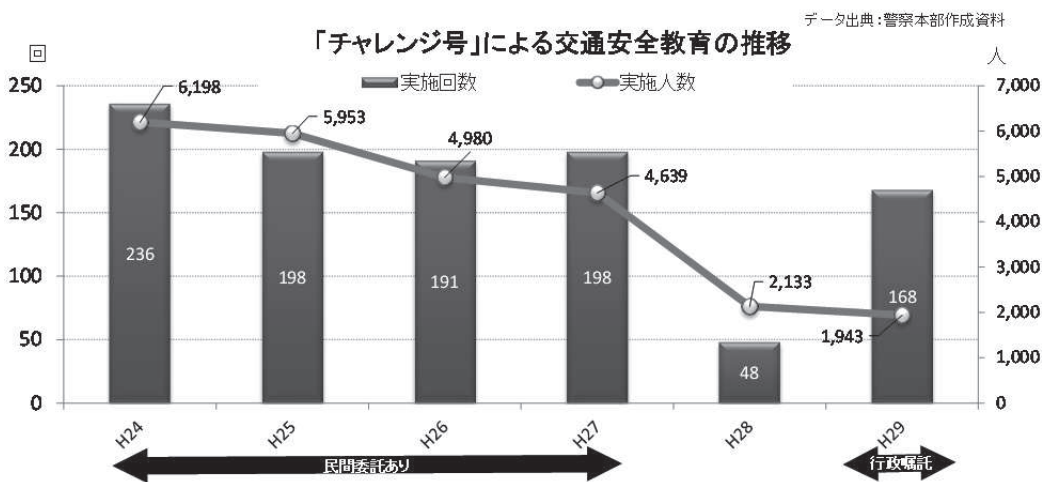
² Senior Driver One Two Checkの略。65歳以上の交通事故第1当事者を対象に参加体験型講習や教習を通じて再教育指導を行い交通事故の再発防止を図るプログラム。

³ 雇用環境の改善等を図る事業を補助する目的で国(厚生労働省)による交付金により造成された基金

しかしながら、基金事業が終了した平成 28 年度以降については、以下に示すとおり、大幅に予算が縮減された結果、活動が制限されてしまっている状況にある。なお、平成 29 年度においては状況改善を図るべく、一定の予算を確保し行政嘱託員の採用を行っている。



その結果、特に顕著に影響を受けているのが「チャレンジ号」による交通安全教育であり、平成 28 年度以降は財源確保が困難なことから民間委託による実施が不可能となり、以下のように交通安全教育の実施回数・人数に大幅な減少が見られる状況となっている。平成 29 年度は、行政嘱託員の採用により回数は増加に転じているが、1 回あたりの実施人数に制限があり実施人数の大幅な増加は期待できない状況にある。



(H29 は 12 月末までの実績)

近年、高齢者が関わる交通事故率が増加しており、高齢者が犠牲となる交通死亡事故は約 5 割を占めている。体験に基づく安全運転教育は、身体機能や判断能力について再認識に、運転のあり方について考える数少ない機会の一つとなる。

事故を未然に防ぐうえでも、交通安全教育の機会を幅広く提供する必要がある。

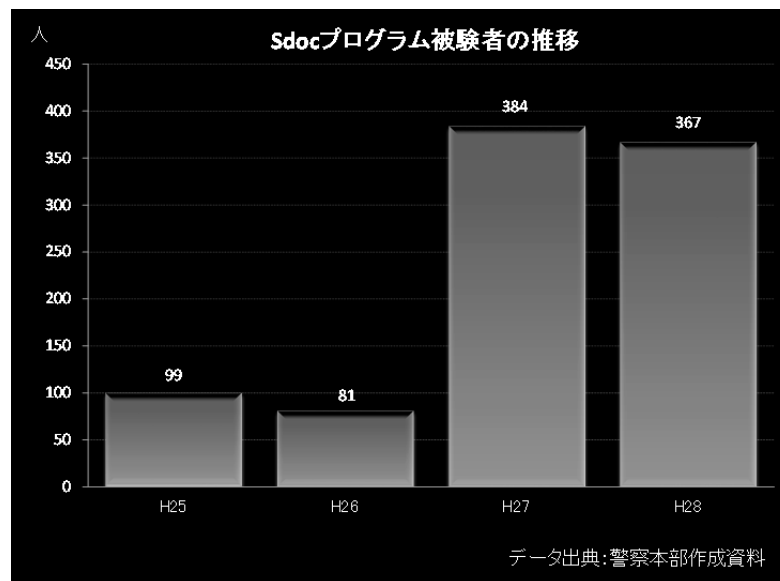
なお、高齢者による事故防止という観点で、自動ブレーキやアクセルとブレーキの踏み間違え防止装置などの先進安全技術を装備した「安全運転サポート車」の存在も大きな抑止力になると考え

られる。この点、広島県警の取組みを紹介する。広島県警では、高齢者を対象に当該「安全運転サポート車」の体験乗車会を各地で企画するとともに、国や自動車販売業者などで協議会を設け官民一体で普及を進める取り組みを実施している。「交通安全サポート車」の機能を正しく理解したうえで、ハンドル操作ミスやブレーキとアクセルの踏み間違えによる悲惨な交通事故を少しでも減らすべく、こうした対応も有効な対策の一つであるとする。

イ 成果目標について(意見)

本事業の成果目標は「シルバー技能アップ講習の受講率」とされている。

シルバー技能アップ講習は、実際に事故を起こした高齢者のうち特に受講の必要があると認められたものに対して実施される講習であり、母集団は以下の状況にある。



被験者数は増加しているものの400名程度と限られており、高齢者による交通事故を未然に防止するといった本事業の目指す姿を考慮に入れた場合、限定的な目標にしかかたっていない。

例えば、交通安全教育の受講率など、事故を起こしていないが本来受講が必要とされる高齢者に対して、如何に安全教育の機会を提供したかといった観点での目標設定も検討する必要がある。

II. 現地機関及び外部機関

1. 長野県福祉大学校

(1) 根拠条例

長野県福祉大学校条例

長野県福祉大学校管理規則

(2) 所在

長野県諏訪市清水二丁目2-15

(3) 主な施設

区分	内訳			
土地	10,322.90 m ² (県有地 9,157.81 m ² 、借地 1,165.09 m ²)			
建物	区分	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	構造等
	本館	1,838.28	3,864.01	RC 3階
	体育館	842.87	752.77	SRC.S 1階
	寄宿舍	410.94	1,049.77	RC 3階
	合計	3,092.09	5,666.55	—

(4) 目的

地域福祉をリードする専門的な福祉人材としての保育士及び介護福祉士を養成する。

(5) 沿革

年月	主な出来事
昭和28年4月	長野県保育専門学院を開設
昭和28年7月	児童福祉法による保母養成施設として指定
昭和32年10月	保育実習室(※1)を開設
平成7年3月	社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士養成施設として指定
平成7年4月	保育専門学院を改組し、長野県福祉大学校(保育学科・介護福祉学科)を開校 長野県介護センターを併設
平成13年4月	学校教育法による専修学校(専門課程)として指定(※2)
平成24年3月	長野県介護センターを廃止

※1 幼児を受け入れており、学生の演習の場ともなっている。

※2 学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(専修学校設置基準等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。

(6) 教育の特色

①教育方針

保育及び介護福祉に関する専門的知識と技術を修得し、専門職として求められる豊かな人格識見の形成を図るとともに、地域社会の様々な場面で専門性を生かした活動ができるような、地域福祉をリードする専門的福祉人材を育成する。

②教育目標

- 「創」…「すばらしい福祉の県信州の創造」に貢献できる人
 ー社会の発展に対する視点を養い、知恵と力を出し合うー
- 「情」…「多様な能力と個性を生かせる人づくり」に貢献できる人
 ー人権を尊重し、情操を磨き、愛情豊かな心を育てるー
- 「働」…「対象者に応じた指導・技術」を展開できる人
 ー専門的知識・技術を修得し、豊かな人格識見の形成を図るー

(7) 学科及び定員

学 科	保育学科	介護福祉学科
修業年限	2年	1年
定 員	1学年 50名、合計 100名	20名

(8) 授業料等

区 分	金 額
授 業 料	年額 166,800円
入 学 料	24,000円
受 験 料	9,600円

その他修学経費として以下の経費が必要（いわゆる私費負担分）

1学年	・教科書費・教材費等	約 55,000円
	・実習に必要な費用	約 18,000円
	計	約 73,000円
2学年	・教科書費・教材費等	約 35,000円
	・実習に必要な費用	約 18,000円
	計	約 53,000円

(9) 職員及び組織

(単位:人)

正 規 職 員					非常勤 職員等
現 員			派遣 職員等	計	
事務	技術	小計			
5	9	14	1	15	52

福祉大学校専属の教授は9名の所属となっている。一般教育科目、専門養育科目の多くの講義に関して、各界のエキスパートを講師として招聘している。

(10) 充足率

保育学科

(単位:人、倍)

年度	推薦入学者			一般入学者			計			充足率
	志願者	合格者	競争率	志願者	合格者	競争率	志願者	入学者	競争率	
H23	29	25	1.16	40	25	1.60	69	50	1.38	100%
H24	23	23	1.00	33	30	1.10	56	48	1.16	96%
H25	43	28	1.53	30	22	1.36	73	50	1.46	100%
H26	36	26	1.38	29	24	1.20	65	45	1.44	90%
H27	47	28	1.67	36	22	1.63	69	50	1.38	100%

介護福祉学科

(単位:人、倍)

年度	一般入学者			充足率
	志願者	入学者	競争率	
H23	25	20	1.60	100%
H24	23	20	1.10	100%
H25	22	20	1.36	100%
H26	21	20	1.20	100%
H27	21	20	1.63	100%

(11) 年度別進路の状況

福祉大学校が長野県保育専門学院から改組された平成7年度以降の進路の状況は次のとおりである。

保育学科

(単位:人)

年度	保育所	保育所以外の社会福祉施設等	その他	進学	合計
H7	26	4	5	8	43
H8	26	7	4	11	48
H9	23	7	5	16	51
H10	21	6	7	19	53
H11	27	5	4	13	49
H12	26	3	4	16	49
H13	24	9	4	13	50
H14	26	7	1	15	49
H15	28	8	1	13	50

介護福祉学科

(単位:人)

年度	保育所	保育所以外の社会福祉施設等	その他	合計
H7	5	16	1	22
H8	6	14		20
H9	3	16		19
H10		21	1	22
H11	3	17	2	22
H12	2	17	3	22
H13	1	20	1	22
H14		16	1	17
H15	3	18		21

年度	保育所	保育所 以外の 社会福 施設等	その他	進学	合計	保育所	保育所 以外の 社会福 施設等	その他	合計
H16	28	7	2	10	47		14	1	15
H17	30	5	1	12	48		20		20
H18	26	4	5	14	49	1	19		20
H19	30	9	0	11	50		17		17
H20	25	3	3	17	48	1	15	1	17
H21	32	1	0	16	49	2	18		20
H22	25	3	2	17	47	3	17		20
H23	26	4	4	15	49		19		19
H24	26	4	3	16	49	4	16		20
H25	20	5	4	17	46	1	16	3	20
H26	21	4	2	17	44	2	16	1	19
H27	24	4	2	13	43	6	13	1	20
H28	30	6	0	15	51	3	10	1	14
合計	570	115	63	314	1,062	43	355	16	414

上表のうち、介護福祉学科の「保育所以外の社会福祉施設等」の平成22年度以降の内訳は次のとおりである。

年度	公務員 (長野県)	準公務員 (※1)	研修 (※2)	一般法人 (※3)	合計
H22		6		11	17
H23	1	6	2	9	18
H24		3		13	16
H25		3	1	12	16
H26	1	4	1	10	16
H27		2	3	8	13
H28		2		8	10

※1 広域連合、社会福祉協議会、公立病院等

※2 一般社団法人日本ユニットケア推進センター実施研修機関、4 法人合同研修

※3 上記以外の社会福祉施設、医療法人等

福祉大学校においては、職員が学生の進路確定まで親身に指導することを心掛けており、年度内に全ての学生が進路を確定し、民間企業、公務員（非正規職員含む）への就職が約4割ずつ、残りが進学その他といった就職状況となっている。

(12) 私費会計の取扱い

福祉大学校においては、次の私費会計の取扱いがある。

私費会計	収入規模	主な内容
長野県福祉大学校後援会	5,761	いわゆる PTA 会計に相当。事務管理費、研修費、教材費等を取り扱う。
長野県福祉大学校いぶき寮(管理維持費)	893	寮の管理維持等にかかる資金を取り扱う。
長野県福祉大学校いぶき寮(積立金)	266	寮のエアコン等の計画的更新にかかる資金を取り扱う。

各私費会計は、それぞれ次の会則等にしたいが、財務事務は県の歳入・歳出事務に準じて実施することとされている。

私費会計	会則、校則 等	規定、取扱要領 等	内規
長野県福祉大学校後援会	長野県福祉大学校後援会会則	慶弔規定	日当に関する内規
長野県福祉大学校いぶき寮(管理維持費)	長野県福祉大学校寄宿舎管理規程	いぶき寮管理運営委員会設置要領	諸経費納入金額、寮生が破損した場合の負担区分等
長野県福祉大学校いぶき寮(積立金)			なし

(13) 監査の結果及び意見

① 卒業生の一定期間経過後の状況把握について（意見）

福祉大学校は、毎年度の卒業生について、卒業時の進路は把握しているが、卒業してから一定期間経過後の状況は十分に把握しておらず、その対応を検討することが望ましい。

福祉大学校の目的は、地域福祉をリードする専門的な福祉人材としての保育士及び介護福祉士を養成することであり、その意味では保育士や介護福祉士を社会に送り出すことがその役目といえるが、卒業生が継続的に保育業務や介護業務に従事し、福祉サービス提供の一助となっていることを示すことも成果の一つとして重要と考える。介護職は比較的短期間で離職する場合もあっており、卒業後、ある程度時間が経過すると環境も変化している可能性がある。

次表は、福祉大学校の保育学科の年度別公立保育所正規就職者数（17期生から23期生）の就職決定年度（平成29年11月28日現在）を示したものである。卒業してから一定期間経過後の状況について、保育学科の卒業生に関しては次表に示した把握は行っているが、公立保育所の正規就職者以外の状況や、介護福祉学科の卒業生の卒業後一定期間経過後の状況については網羅的な把握は行われていない。

保育学科 年度別公立保育所正規就職者数(17期生から23期生)

就職決定年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
17期生	8	1	1		1			11
18期生	-	5	1	1	1			8
19期生	-	-	3	3	1		1	8
20期生	-	-	-	5	5	1	2	13
21期生	-	-	-	-	9	2		11
22期生	-	-	-	-	-	13	6	19
23期生	-	-	-	-	-	-	16	16
計	8	6	5	9	17	16	25	86

※就職決定年度は平成30年1月31日現在の状況

福祉大学校によると、卒業生は、卒業直後しばらくの間は福祉大学校を訪問するなど私的な交流を図ることが多く、福祉大学校側も卒業生の近況を把握しやすいが、卒業後ある程度の期間が経過してしまうと交流を図る機会が少なくなり、近況の把握も難しくなるとのことである。したがって、卒業生の近況を把握するためには、卒業後一定期間が経過した卒業生との交流をどのように図るかが一つのポイントと思われる。

卒業生がどのように社会で活躍しているかを将来の入学志望者を含む県民にアピールするとともに、施策及び財務事務が適切な予算管理のもと「施策目標」を実現するよう経済的・効率的・効果的に執行されているかを明確にするためにも、福祉大学校は卒業生の近況把握に努めることが望ましい。

② 福祉大学校のあり方検討会の報告書の取り扱いについて（意見）（再掲）

施策が「施策目標」を実現するよう経済的・効率的・効果的に執行されるためにも、長野県福祉大学校あり方検討会報告書報告書について、所管課と福祉大学校との間でその取り扱いや位置づけなどに対する認識に違いが生じることがないように配慮していく必要がある。

③ 福祉大学校の学校評価について（指摘、意見）

福祉大学校は学校教育法に基づき設置された「専修学校」に該当する。専修学校の学校評価に関しては「自己評価」の実施及びその結果の公表が義務付けられており、また「学校関係者評価」の実施及びその公表が努力目標とされているが、福祉大学校においては、学校教育法に定める学校評価が行われていない。

〔学校評価に関する関連法令〕

■学校教育法(抄)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、専修学校に準用する。[学校教育法第 133 条、学校教育法施行規則第 189 条等]

「自己評価」については、その結果のとりまとめにあたり評価結果及びその分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討し、ホームページに掲載するなどの方法により公表することが必要とされ、「学校関係者評価」は、保護者、学校の運営や学生の育成に係わりのある者など学校と直接関係のある者、大学教員等の当該学校と直接の関係の有しない有識者などを評価者とする委員会等を組織して評価を行い、自己評価同様今後の改善方策についても併せて検討し公表することが適当とされている。

学校教育法に定める学校評価が行われていないのは、「専修学校」として学校評価を実施する必要があることを福祉大学校及び県所管課とも十分に認識していなかったことが主因である。

福祉大学校においては、評価に関しては種々の取り組みを実施しており、そのような取り組みを活用するなどして、学校教育法に定める学校評価を実施する必要がある。

(指摘)

「自己評価」について、今後福祉大学校の実情を考慮した適切な評価項目を設定して評価を実施し、ホームページ等で公表すべきである。

(意見)

「学校関係者評価」に関しては努力義務とされているが、毎年のP D C Aサイクルの中に内部者以外の視点を組み込むことは有用であり前向きに対応する必要がある。

2. 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

(1) 根拠法令等

社会福祉法第 110 条

社会福祉法人長野県社会福祉協議会定款

(2) 所在

長野市若里七丁目 1 番 7 号

(3) 目的

定款第 1 条によれば、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）は、長野県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

定款第 2 条では、上記目的を達成するため、次の事業を行うことを定めている。

定款第2条で定める事業	
(1)	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
(2)	社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
(3)	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
(4)	(1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
(5)	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
(6)	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
(7)	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
(8)	保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
(9)	共同募金事業への協力
(10)	長野県福祉人材センターの業務の実施
(11)	日常生活自立支援事業
(12)	生活福祉資金貸付事業
(13)	生活困窮者自立支援制度にかかわる事業
(14)	介護支援専門員実務研修受講試験の実施
(15)	介護サービス情報公表センター事業
(16)	介護支援専門員研修事業
(17)	社会福祉事業従事者の福利増進
(18)	長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金事業
(19)	長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済事業
(20)	その他本会の目的達成のため必要な事業

(4) 沿革

年月日	主な出来事
昭和26年8月18日	設立
昭和29年12月28日	法人認可
昭和30年1月24日	法人登記

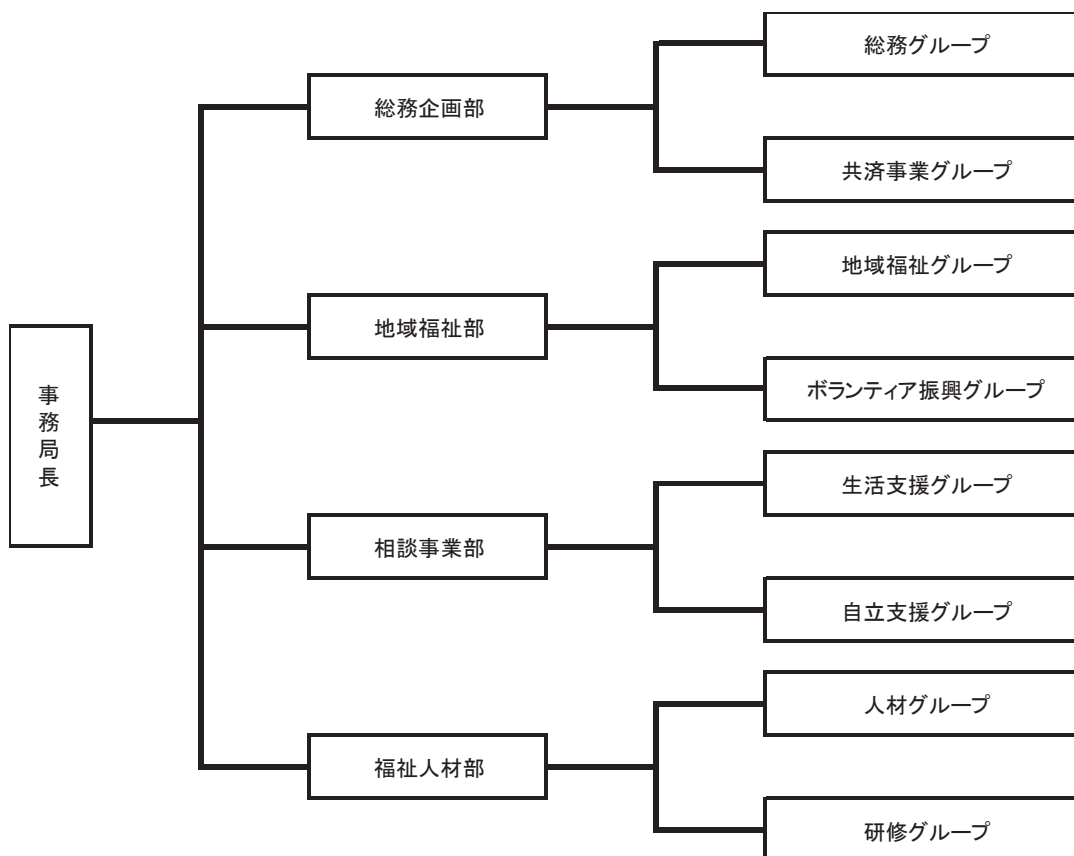
昭和26年3月29日の社会福祉法制定に伴い、同第110条を根拠として、長野県における都道府県社会福祉協議会の位置づけで、同年8月18日に設立されている。

(5) 役職員及び組織

① 役員・職員構成

役員		事務局	
会長	1名	事務局長	1名
副会長、常務理事	5名	正規職員	27名
理事	14名	事務局嘱託職員	32名
監事	2名	まいさぼ嘱託等職員(出向含む)	21名
評議員	38名		
評議員選任・解任委員会	5名		

② 事務局体制



※相談事業部 信州パーソナルサポート事業 生活就労支援センターまいさぼ9所

※福祉人材部 長野県福祉人材センター現地事務所 4所

③ 会員

普通会員		賛助会員	
社協	77 市町村社協	賛助会員	19 団体・個人
民生委員	5,260 人		
団体	71 団体		

(6) 特色

① 住民主体の福祉活動を一貫して推進

県社協は、住民主体の福祉活動やボランティア活動の推進に取り組み、そのために住民組織の性格を持つ市町村社会福祉協議会の基盤強化や、市町村ボランティアセンターの設置促進に取り組んできた。

また、住民の気づきを促すために、福祉体験活動や住民支え合いマップ作りなどの手法を開発しながら、福祉教育に取り組んできており、この活動は現在国が掲げる「地域共生社会」の理念にも採り入れられていると考えられている。

② 多彩な福祉のプロたちが活躍するプラットフォーム機能の発揮

多様な福祉関係者が構成する協議会の性格を活かして、県社協が事業主体となり、多様な福祉関係団体や関係者が協働する事業として、長野県福祉人材センター事業や福祉研修事業、福祉従事者のための共済事業などを実施している。

③ 市町村社協との連携による相談事業の全県的な展開

生活困窮者への福祉の貸付事業（昭和 30 年代～）、成年後見制度を補完する事業として「日常生活自立支援事業」（平成 11 年度～）などの事業は、現場からの提案をもとに、県から県社協への委託事業として、市町村社協の相談窓口を活用して全県あまねく実施しており、全国レベルでのモデルにもなっている。

また、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援事業の受託を受け、市町村社協と連携しながら、積極的な相談支援を行っている。

④ 災害時のボランティア活動のコーディネート

水害、地震などが相次ぐ中で、災害時のボランティア活動が被災地支援の力として定着してきている。社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターによるコーディネートの仕組みを作り、県内でも神城断層地震、長野県北部地震などにおいて、被災地支援を行っている。

(7) 実施事業

平成 28 年度事業報告書によれば、事業実績の概要は以下のとおりである。

部署	事業名	内容
総務企画部	社会福祉法人制度改革への対応	第4次基本構想に基づき、各部の事業の総合的な調整を行うとともに、社会福祉法などの法制度改革に関して会員法人への積極的な情報提供を行った。
	優先課題に係る企画調整	各市町村社協が、様々な生活課題、福祉課題を抱える方々の総合相談・生活支援機能を高めていくた

部署	事業名	内容
		め、県域での仕組みづくりや、モデル事業、長野県社会福祉法人経営者協議会との連携による地域での協働の促進に取り組む検討を行い、平成 29 年度の「長野県あんしん創造ねっと」の始動に向けた企画調整を行った。
	市町村社会福祉協議会への法人運営支援	市町村社会福祉協議会事務局長会議、市町村社会福祉協議会新任事務局長研修、市町村社会福祉協議会事務局長研究協議会を開催した。
	総務・庶務	理事会(6回)、評議員会(3回)、監事監査、評議員選任・解任委員会、会長・副会長会議(5回)、会員の加入促進、顕彰の実施、社会福祉法人長野県社会福祉協議会福祉基金及び長野県ボランティア活動振興基金の運用管理を行った。
	第 65 回長野県社会福祉大会	“つながり 支え合う地域づくり”を大会テーマとして、表彰等の式典並びに地域の特色ある取り組みについて、住民支え合い活動実践報告、講演を実施し、併せて大会アピールを行った。
	広報活動・情報提供	広報誌「福祉だより信州」の発行、ホームページ「ふれあいネット信州」の運営、長野県社協公式キャラクター「ふっころ」による啓発活動、長野県社協メールマガジン「e-だより信州」の配信、「長野県社協報」のメール配信を行った。
	民間社会福祉事業従事者への福利厚生事業	社会福祉事業に従事する職員の待遇や福利厚生の充実等を促進するため、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金事業、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済事業、福利厚生センター事業の受託運営、社会福祉施設職員等退職手当共済事業の受託を実施した。
地域福祉部	住民支え合い活動支援事業	集合住宅地や中山間地域等の異なるモデル地域を選定し、地域課題の抽出分析から課題解決に向けた支え合い活動の発掘と開発まで、住民主体による一連の地域づくりを推進するための視点と方向性について整理・検討を進めた。
	生活支援サービス推進事業	生活支援サービス(住民参加型在宅福祉サービス)の担い手の拡大や公的サービスとの連携・協働により、小地域で要援助者に対する生活全般を支える仕組みの普及を図った。
	市町村社協の支援・基盤強化事業	社協活動・計画策定に係る相談支援、市町村社協職員資質向上事業、市町村社会福祉協議会概況調

部署	事業名	内容
		査、広域圏社協活動支援、長野県内社会福祉協議会職員連絡協議会の活動支援を行った。
	総合相談・生活支援のための人材育成	地域福祉コーディネーター養成研修、地域福祉コーディネーターフォローアップ研修、心配ごと相談所等相談員研修を開催した。
	民生委員・児童委員との協働・支援	長野県民生委員児童委員協議会連合会の運営支援、民生児童委員協議会会長研修、主任児童委員研修、民生委員児童委員研修の開催、民生委員互助給付事業を行った。
	NPO や市民活動団体、中間支援組織、当事者団体、社会福祉団体及び企業等との連携	住民参加型在宅福祉サービスの県的組織である「信州くらしの支えあいネットワーク」の事務局運営を担い、県内の生活支援サービス団体の支援を行った。 長野県社会福祉協議会福祉基金の運用果実により、県的福祉関係団体の県大会・関東ブロック大会等の開催経費を助成した。
	ボランティア・市民活動の啓発及び支援	第40回信州発ボランティア・地域活動フォーラム、第9回地域まめつたいサミットの開催、団塊世代、勤労者と地域を結ぶ情報市場等の実施、ボランティア・市民活動の支援を行った。
	ボランティアセンターの基盤・人づくりの推進	長野県ボランティア活動振興センター運営委員会の開催、ボランティアコーディネーター養成研修(7回)の実施、ボランティアセンター運営連絡会議の開催、ボランティア団体、グループ活動調査を行った。
	災害救援活動及び防災・減災活動の推進	災害福祉広域支援ネットワーク推進会議の開催、災害福祉支援(派遣)チーム養成研修の実施、災害時福祉救援活動マニュアルの作成及び研修の実施、災害福祉広域支援活動の普及、啓発を行った。
	災害ボランティアセンター運営支援スーパーバイザーの養成	災害ボランティアセンター運営支援スーパーバイザー養成研修、災害ボランティア講習へのアドバイザー派遣、災害ボランティアセンター“立ち上げ～終息期”訓練を実施した
	防災を目的とした平常時の活動支援	県内において災害が発生した場合に備え、「長野県社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づき、県内の5ブロック代表社協に資機材を整備した。 県社協内に、本会職員による災害初動時先遣チーム(3チーム、各4名)を編成した。
	熊本地震へのスタッフ派遣	平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震に対して、被災地の災害ボランティアセンター業務等の支援のため、全国社会福祉協議会からの要請に基

部署	事業名	内容
		づき、32 日間にわたり災害初動時先遣チームメンバーの職員など、計 13 名を熊本県内に派遣し、復興支援活動にあたった。
	県主催防災訓練への参加	「長野県総合防災訓練」に参加し、一部の訓練種目を運営した。 「長野県地震総合防災訓練」に参加し、防災関係機関、関係団体との連携を図った。
	地域を対象とした福祉教育	福祉教育研究会(5回)及び福祉教育推進フォーラムを開催し、福祉教育実践事例集を作成した。
	学校を対象とした福祉教育	小中学生ボランティア新聞「やまびこだより」を発行した
相談事業部	総合相談機能の充実	福祉・生活に関する一般相談事業(随時)、相談事業基礎研修、ブロック別ケース検討会の開催、福祉相談・権利擁護相談員ハンドブックの作成、同和地区福祉資金償還等事業、交通遺児等支援事業を実施した。
	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるように以下の福祉サービス利用援助・日常生活自立支援事業の推進を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助契約締結審査会(9回) ・利用者の成年後見制度への移行促進 ・日常生活自立支援事業推進会議 ・日常生活自立支援事業専門員連絡会議(2回) ・生活支援員研修(新任及び中堅) ・日常生活自立支援事業の啓発 ・権利擁護基礎セミナー(2会場) ・成年後見制度に関する無料相談会の開催 ・成年後見等相談(定例相談) ・県内の成年後見制度の普及促進
	信州パーソナル・サポート事業	生活困窮者自立支援法の施行に伴い長野県及び県内3市から事業を受託し、県内町村及び佐久、大町、飯山の各市で包括的かつ継続的な相談支援事業を実施するとともに、「地域生活支援体制モデル事業」を展開し、生活困窮者支援を切り口とした地域づくりの実践に取り組んだ。主な事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・家計相談支援事業 ・支援人材等育成研修事業 ・事業本部による広報活動及びセンター長会議開催 ・まいさぽ出張相談所の設置

部署	事業名	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・まいさぼ訪問による助言 ・法定研修等への職員派遣 ・まいさぼ出張相談所事業推進会議(2回) ・地域生活支援体制モデル事業 ・まいさぼデータベースの改修 ・ネットワークづくり、他団体・他事業との連携による支援
	生活福祉資金等貸付事業	<p>低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため生活福祉資金貸付事業として、以下の事業を実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付相談 ・生活福祉資金等の貸付及び償還の促進 ・担当者会議等の効果的な運営 ・生活福祉資金貸付償還金回収強化事業 ・市町村社協相談員配置事業
福祉人材部	福祉・介護人材確保ネットワーク会議の設置	<p>県内の福祉・介護人材の確保・定着及び育成等について、現状と課題を研究し、今後の取り組みを検討することを目的に、関係機関・団体の関係者が協議する会議を設置した(全体会議である福祉・介護人材確保ネットワーク会議のほか、作業部会を4部会設置)。</p>
	福祉人材無料職業紹介事業	<p>福祉人材の確保や資質向上・定着を図ることを目的に、長野県福祉人材センターを運営。福祉の職場へ就職を希望する人を求職登録し、求人情報の発信・提供、就職相談に対応し、事業所へ紹介・斡旋に努めた。</p>
	福祉・介護人材マッチング支援事業	<p>キャリア支援専門員(4名)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた助言を行い、円滑な就労・定着を支援するため本事業を実施した。</p> <p>また、求職者と事業所のマッチング機会を提供する福祉の就職説明会等を開催し、福祉人材の確保に努めた。</p>
	福祉の職場体験事業の実施	<p>福祉・介護の仕事が魅力ある職場であること等を正しく認識されるよう、学生や一般県民に福祉の職場での就業体験の機会を提供した(体験者数 570 人)。</p>
	潜在的有資格者復職支援事業の実施	<p>福祉・介護の資格を持ちながら現在はこの分野に就労していない、いわゆる「潜在有資格者」を対象に、福祉・介護職場への就労促進を図るため、最新の知識・技能を学習する講座を、1日コースと3日間コースに分</p>

部署	事業名	内容
		けて県内各地で実施した。
	福祉職場 PR 事業	中学・高校生のための福祉出前講座、漫画啓発冊子「笑顔を支えるプロになる」の発行、各種媒体による広報活動、他団体との連携により、福祉・介護サービスの意義、魅力を広く伝える PR 活動を実施した。
	義務教育教員免許志願者等に対する介護等体験調整事業	小学校及び中学校の教諭免許取得希望者に社会福祉施設での介護等の体験が義務付けられていることから、大学から社会福祉施設への受入調整を行った。
	長野県社会福祉法人経営者協議会等の運営支援	長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県社会福祉法人経営青年会の事務局業務を受託するとともに、セミナー等を協力して実施し会の活動を支援した。
	研修情報の発信と受講者情報の管理	県内の福祉研修情報を集約して、冊子(福祉研修ガイド 2017)・ホームページ(きやりあねっと)・ファックス(月例ファックス研修情報)媒体を組み合わせ発信する仕組みを構築し、本会研修情報の効率的な発信を図るとともに、福祉研修関係団体の研修情報の発信を支援した。
	福祉職員生涯研修(県委託研修)	「長野県版キャリアパス・モデル」に対応した階層別研修を中心に実施した。 また、平成 28 年度は福祉事業所での人材育成・定着や、管理者の役割等を明確にするため、平成 27 年度まで実施していた『管理者課程「人材育成編」』を見直し、『上級管理者課程』として位置づけて実施した。
	専門・課題別研修等(独自研修)	福祉職員生涯研修とは別に独自研修を実施し、県社協事業に関わる研修の充実を図った。
	長野県介護支援専門員実務研修受講試験	長野県介護支援専門員実務研修の受講者を決定するための長野県介護支援専門員実務研修受講試験について、長野県から指定試験実施機関の指定を受け、試験を実施した。
	介護支援専門員研修事業(県指定研修[一部委託])	長野県から指定研修実施機関の指定及び委託を受け、介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修を体系的に実施した。
	介護サービス情報に関する指定情報公表センター事業	長野県から「介護サービス情報の公表事業業務」を受託して、継続事業所及び新規開設事業所の公表を行うとともに、公式ホームページ「福祉・介護べんり帖」により、効果的な情報発信に努めた。
	介護職員実務者研修(全国社会福祉協議会からの一部委託)	平成 28 年度から介護福祉士国家試験の受験資格要件が改定され、3年の実務経験に加え、450 時間の実務者研修の受講が必須となった。県社協では、全国

部署	事業名	内容
		社会福祉協議会・中央福祉学院と連携・協力し、実務者研修のスクーリング科目(介護課程Ⅲ及び医療的ケア)を実施した。

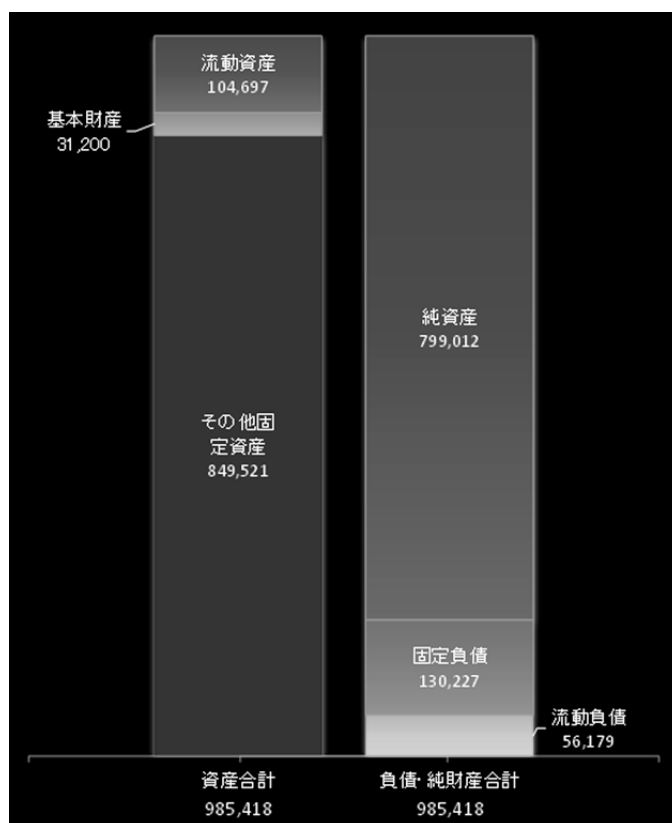
(8) 決算額

県社協においては、会計単位を以下のように区分している。

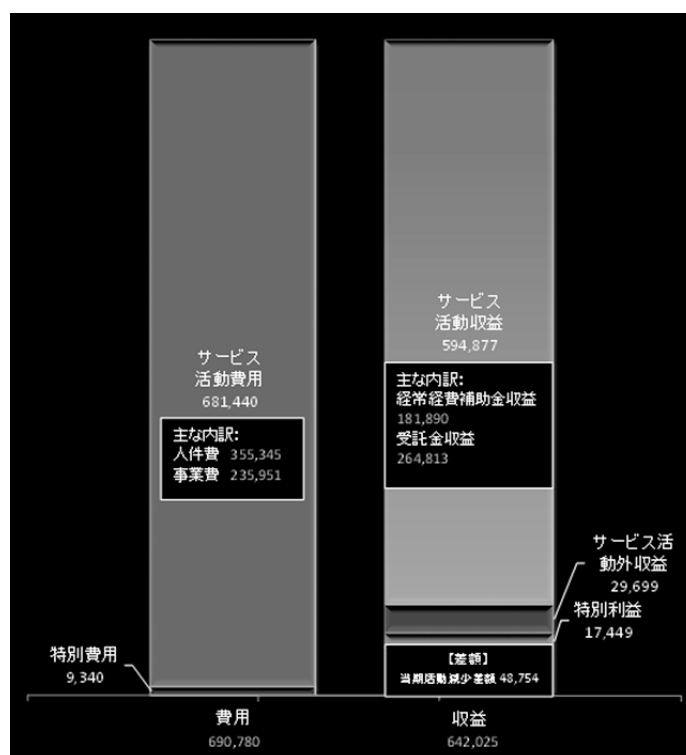
会計単位	事業区分	拠点区分	サービス区分
一般会計	社会福祉事業区分	法人運営事業拠点区分	法人運営事業サービス区分
			共同募金配分金事業サービス区分
		地域福祉事業拠点区分	地域福祉活動推進事業サービス区分
			ボランティア活動振興事業サービス区分
			県社協福祉基金事業サービス区分
		相談事業拠点区分	日常生活自立支援事業サービス区分
			福祉サービス苦情解決事業サービス区分
			信州パーソナル・サポート事業サービス区分
			同和地区福祉資金事業サービス区分
			福祉人材事業拠点区分
	公益事業区分	公益事業拠点区分	地域公益事業サービス区分
			介護支援専門員試験事業サービス区分
			介護支援専門員研修事業サービス区分
			介護職員実務者研修事業サービス区分
介護情報公表センター事業サービス区分			
生活福祉資金会計		生活福祉資金会計	
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	
		臨時特例つなぎ資金会計	
		生活福祉資金貸付事務費会計	
県退職共済事業会計	県退職共済事業拠点区分	県退職共済積立基金事業サービス区分	
		県退職年金共済事業サービス区分	

① 一般会計

1) 要約貸借対照表 (単位：千円)



2) 要約事業活動計算書 (単位：千円)



(出典：社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 平成 28 年度収入支出決算書より監査人作成)

一般会計における収益及び費用の事業区分別内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	社会福祉事業区分	公益事業区分	計	内部取引消去	法人合計
サービス活動収益	513,311	81,565	594,877		594,877
サービス活動費用	583,109	98,331	681,440		681,440
サービス活動増減差額	△69,797	△16,765	△86,563		△86,563
サービス活動外収益	29,699	0	29,699		29,699
サービス活動外費用	—	—	—		—
サービス活動外増減差額	29,699	0	29,699		29,699
経常増減差額	△40,098	△16,765	△56,864		△56,864
特別収益	20,099	11,158	31,257	△13,808	17,449
特別費用	20,498	2,650	23,148	△13,808	9,340
特別増減差額	△398	8,507	8,109		8,109
当期活動増減差額	△40,496	△8,258	△48,754		△48,754

また、社会福祉事業区分における収益及び費用の拠点区分別内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	法人運営事業拠点区分	地域福祉事業拠点区分	相談事業拠点区分	福祉人材事業拠点区分	計	内部取引消去	社会福祉事業区分合計
サービス活動収益	79,095	65,400	251,070	117,743	513,311		513,311
サービス活動費用	139,466	78,179	250,068	115,394	583,109		583,109
サービス活動増減差額	△60,370	△12,778	1,002	2,349	△69,797		△69,797
サービス活動外収益	20,271	9,427	0	—	29,699		29,699
サービス活動外費用	—	—	—	—	—		—
サービス活動外増減差額	20,271	9,427	0	—	29,699		29,699
経常増減差額	△40,099	△3,351	1,002	2,349	△40,098		△40,098
特別収益	33,494	—	4,921	—	38,415	△18,315	20,099
特別費用	25,429	2,905	8,103	2,375	38,814	△18,315	20,498
特別増減差額	8,064	△2,905	△3,181	△2,375	△398		△398
当期活動増減差額	△32,034	△6,256	△2,178	△26	△40,496		△40,496

さらに、各拠点区分における収益及び費用のサービス区分別内訳は以下のとおりである。なお、福祉人材事業拠点区分については福祉人材センター事業サービス区分のみのため、サービス区分別内訳は掲載しない。

ア 法人運営事業拠点区分

(単位:千円)

項目	法人運営事業 サービス区分	共同募金配分 金事業サービ ス区分	計	内部取引消去	法人運営事業 拠点区分合計
サービス活動収益	65,495	13,600	79,095		79,095
サービス活動費用	125,878	13,587	139,466		139,466
サービス活動増減差額	△60,382	12	△60,370		△60,370
サービス活動外収益	20,271	—	20,271		20,271
サービス活動外費用	—	—	—		—
サービス活動外増減差額	20,271	—	20,271		20,271
経常増減差額	△40,111	12	△40,099		△40,099

イ 地域福祉事業拠点区分

(単位:千円)

項目	地域福祉活 動推進事業 サービス区 分	ポランティ ア活動振興 事業サービ ス区分	県社協福祉 基金事業サ ービス区分	計	内部取引 消去	地域福祉事 業拠点区分 合計
サービス活動収益	36,707	28,231	462	65,400		65,400
サービス活動費用	35,582	41,735	861	78,179		78,179
サービス活動増減差額	1,125	△13,504	△399	△12,778		△12,778
サービス活動外収益	—	8,905	522	9,427		9,427
サービス活動外費用	—	—	—	—		—
サービス活動外増減差額	—	8,905	522	9,427		9,427
経常増減差額	1,125	△4,599	122	△3,351		△3,351

ウ 相談事業拠点区分

(単位:千円)

項目	日常生活 自立支援 事業サー ビス区分	福祉サー ビス苦情 解決事業 サービス 区分	信州パー ソナル・サ ポート事 業サービ ス区分	同和地区 福祉資金 事業サー ビス区分	計	内部取引 消去	相談事業 拠点区分 合計
サービス活動収益	70,941	12,839	136,578	30,710	251,070		251,070
サービス活動費用	69,519	12,339	130,564	37,644	250,068		250,068
サービス活動増減 差額	1,421	499	6,014	△6,933	1,002		1,002
サービス活動外収益	—	—	—	0	0		0

項目	日常生活 自立支援 事業サー ビス区分	福祉サー ビス苦情 解決事業 サービス 区分	信州パー ソナル・サ ポート事 業サービ ス区分	同和地区 福祉資金 事業サー ビス区分	計	内部取引 消去	相談事業 拠点区分 合計
サービス活動外費用	—	—	—	—	—		—
サービス活動外増 減差額	—	—	—	0	0		0
経常増減差額	1,421	499	6,014	△6,932	1,002		1,002

② 生活福祉資金会計

1) 要約貸借対照表

(単位:千円)

項目	生活福祉資金会計	要保護世帯向け不 動産担保型生活資 金会計	臨時特例つなぎ資 金会計	生活福祉資金貸付 事務費会計
流動資産	1,521,827	12,775	25,561	4,584
貸付金	621,751	47,231	—	—
長期滞留債権	235,522	—	857	—
その他固定資産	190,906	—	—	2,619
固定資産計	1,048,179	47,231	857	2,619
資産の部合計	2,570,007	60,006	26,419	7,203
流動負債	232	1	512	4,518
固定負債	—	60,000	—	—
負債の部合計	232	60,001	512	4,518
純資産の部合計	2,569,775	5	25,907	2,684
負債及び純資産の部合計	2,570,007	60,006	26,419	7,203

2) 要約事業活動計算書

(単位:千円)

項目	生活福祉資金会計	要保護世帯向け不 動産担保型生活資 金会計	臨時特例つなぎ資 金会計	生活福祉資金貸付 事務費会計
サービス活動収益	4,106	—	—	39,289
サービス活動費用	20,953	—	1,015	69,178
サービス活動増減差額	△16,846	—	△1,015	△29,888
サービス活動外収益	1,970	0	0	0
サービス活動外費用	—	—	—	—
サービス活動外増減差額	1,970	0	0	0

項目	生活福祉資金会計	要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	臨時特例つなぎ資金会計	生活福祉資金貸付事務費会計
経常増減差額	△14,876	0	△1,014	△29,888
特別収益	—	—	—	29,049
特別費用	34,200	0	—	356
特別増減差額	△34,200	0	—	28,693
当期活動増減差額	△49,076	—	△1,014	△1,194

③ 県退職共済事業会計

1) 要約貸借対照表

(単位:千円)

項目	県退職共済事業会計
流動資産	258,800
県退職積立基金積立資産	5,675,569
県退職年金共済積立資産	13,970,661
その他固定資産	6,423
固定資産計	19,652,654
資産の部合計	19,911,455
流動負債	51,077
固定負債	19,860,377
負債の部合計	19,911,455
純資産の部合計	—
負債及び純資産の部合計	19,911,455

2) 要約事業活動計算書

(単位:千円)

項目	県退職共済事業
サービス活動収益	932,588
サービス活動費用	1,195,982
サービス活動増減差額	△263,394
サービス活動外収益	45,487
サービス活動外費用	—
サービス活動外増減差額	45,487
経常増減差額	△217,906
特別収益	1,166,896
特別費用	948,990
特別増減差額	217,906
当期活動増減差額	—

(9) 監査の結果及び意見

① 地域福祉コーディネーターの位置づけについて（意見）

地域福祉コーディネーターは、地域住民生活における課題や福祉における問題に自ら関わり、解決するための過程を支援する専門職であり、地域住民からの相談を受けたり、地域を巡回することにより、その地域が抱えている課題を把握し、解決できるように住民の支援を行うといった多岐に渡る役割を担っている。

厚生労働省において「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（平成 20 年 3 月）や「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現-新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン-」（平成 27 年 9 月 17 日）において、身近な相談相手、地域ニーズのすくい取り、総合的なコーディネート機能の必要性が謳われるとともに、介護保険制度改革においても地域福祉を推進する専門職の必要性が謳われ、地域福祉コーディネーターの活躍が大いに期待されている。

しかしながら、市町村においてもその名称や位置づけに統一感はなく、そもそも設置していない市町村も相当数存在しているのが実態である。また、行政と社協との間で認識に相違がみられる（下記、(A) と (B) の回答数に差異がみられる。）。

対象先	結果	合計	割合
行政	地域福祉コーディネーターを配置している	15	19.5%
	(A)配置している場合その委託先を社協にしている	12	15.6%
社協	(B)地域福祉コーディネーターを配置している	29	37.7%

地域福祉コーディネーターの配置状況

- ・ コミュニティーソーシャルワーカー等、名称を明確にして配置しているケース
- ・ 福祉活動専門員¹を、そのまま地域福祉コーディネーターとして位置付けているケース
- ・ 名称は決まっていないが、地域福祉のコーディネートを担当する職員が位置づけられているケース
- ・ その他、社協として、地域福祉のコーディネートを心掛けていると回答したケース

上記は、平成 26 年 5 月に長野県社協が実施した調査結果。

77 市町村、77 社協に対して調査を行い回答率は 100%。

日常生活の問題が深刻化・複雑化する中、その必要性や専門性の発揮がより一層求められている。資格要件等を適切に定め、「地域福祉コーディネーター」として統一した肩書をあたえるなど位置づけを明確にし、県とも協議を進めながら、推進を図る必要がある。

¹ 従前からの職種で、市町村社協の職員で市町村区域における民間社会福祉活動推進方策について調査、企画連絡調整を行うとともに広報、指導その他の推進に従事する。

② 事業報告書と収入支出決算書のつながりについて（意見）

県社協は、会計単位を「社会福祉事業区分」と「公益事業区分」に区分し、社会福祉事業区分を「法人運営事業拠点区分」、「地域福祉事業拠点区分」、「相談事業拠点区分」及び「福祉人材事業拠点区分」の4つに、公益事業区分を「地域公益事業」、「介護支援専門員試験事業」、「介護支援専門員研修事業」、「介護職員実務者研修」及び「介護情報公表センター」の5つに区分している。また、社会福祉事業区分の4つの拠点区分はそれぞれ事業単位に区分されており、県社協はこれら区分に基づいて収入支出決算書を作成している。

社会福祉法人は毎年度事業報告書を作成する必要があるが、県社協も事業報告書を作成している。事業報告書には県社協が実施した事業についての報告がなされているが、現状は事業報告書で報告されている事業が収入支出決算書のどの事業に該当するものなのかが不明確で、事業報告書と収入支出決算書の結びつけが難しいものとなっている。

組織との関連に関しても、県社協の組織は「総務企画部」、「地域福祉部」、「相談事業部」及び「福祉人材部」から構成されており、これら4つの部が社会福祉事業区分の4区分に該当すると思われるが、各部の事業が収入支出決算書のどの区分に該当するものなのかついて事業報告書では特段説明されていない。

また、公益事業区分も、地域公益事業の平成28年度の収支は、収入支出決算書に含まれる公益事業拠点区分資金収支明細書によると6,196千円の赤字となっているが、その原因を事業報告書から把握することが難しいものとなっている。

県社協においては、高齢者福祉にかかる財務事務が経済的・効率的・効果的に執行されているかを明確にするためにも、事業報告書の見出しに収入支出決算書の事業区分を付記するなどして、事業報告書と収入支出決算書の結びつけを明確にする必要がある。

県社協の事業報告書と収入支出決算書

事業報告書	収入支出決算書
I 総務企画部 1 総合企画・調整 2 総務・庶務 3 広報・情報に係る事業推進 4 民間社会福祉事業従事者への福利厚生事業 II 地域福祉部 1 安心・安全な地域づくりと地域福祉活動の推進 2 地域福祉推進の基盤・人づくり 3 幅広い社会資源・機関等との連携・協働 4 ボランティア・市民活動の啓発及び支援 5 災害救援活動及び防災・減災活動の推進 6 福祉教育の推進 III 相談事業部 1 総合相談機能の充実	○社会福祉事業区分 ●法人運営事業拠点区分 ・法人運営事業 ・共同募金配分金事業 ●地域福祉事業拠点区分 ・地域福祉活動推進事業 ・ボランティア活動振興事業 ・県社協福祉基金事業 ●相談事業拠点区分 ・日常生活自立支援事業 ・福祉サービス苦情解決事業 ・信州パーソナル・サポート事業 ・同和地区福祉資金事業 ●福祉人材事業拠点区分 ○公益事業区分

事業報告書
2 日常生活自立支援事業
3 信州パーソナル・サポート事業
4 生活福祉資金等貸付事業
IV 福祉人材部
1 福祉人材の確保・定着対策促進事業
2 福祉人材の育成・研修事業
3 介護サービス支援事業の拡充

収入支出決算書
●地域公益事業
●介護支援専門員試験事業
●介護支援専門員研修事業
●介護職員実務者研修
●介護情報公表センター

③ 福祉人材の育成・研修事業に対する評価について（意見）

県社協は、福祉サービスを支える人材の確保と質の向上をめざし、「長野県福祉・介護サービス従事者のキャリアパス・モデル及び研修体系検討委員会」（平成 22～23 年度）での検討結果に基づいて、「長野県版キャリアパス・モデル」に対応した階層別研修を実施している。

平成 26 年度からは、当該研修のうち「管理者課程（種別共通）」、「リーダー課程（種別共通）」、「中堅職員課程（種別共通）」及び「新任職員課程（種別共通）」を、全国社会福祉協議会が推進する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」のカリキュラムに準じて実施している。また、平成 28 年度は福祉事業所での人材育成・定着や、管理者の役割等を明確にするため、平成 27 年度まで実施していた『管理者課程「人材育成編」』を見直し、「上級管理者課程」と位置づけて実施している。

県社協が作成している事業報告書によると、福祉人材の育成・研修事業の延べ受講者数の推移は次のとおりである。

福祉人材の育成・研修事業の延べ受講者数の推移

（単位：人）

研修名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
上級管理者課程(種別共通)	—	—	—	—	24
管理者(専門)課程(種別共通)	—	—	163	146	129
管理者課程「人材育成編」(種別共通)	—	—	—	118	—
初任管理者課程(種別共通)	—	—	—	—	103
新任管理者課程「マネジメント編」(種別共通)	—	—	—	86	—
管理者専門課程(介護・福祉)	196	71	—	—	—
管理者専門課程(保育所等)	171	171	—	—	—
管理者基礎課程(種別共通)	304	174	210	—	—
キャリアパス作成担当者課程	—	—	132	—	—
キャリアマネージャー養成課程(種別共通)	180	132	—	122	170
OJT リーダー養成課程(種別共通)	—	—	—	281	317
OJT 推進担当者課程	—	—	328	—	—
リーダー課程(種別共通)	828	772	736	641	483
リーダー課程(保育所等)	—	—	—	—	159
リーダー課程(主任保育士)	—	199	—	—	—
中堅職員課程(種別共通)	—	590	742	718	678

研修名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中堅職員課程(高齢・障害福祉施設)	424	—	—	—	—
中堅職員課程(児童福祉施設)	15	—	—	—	—
中堅職員課程(児童館・児童クラブ)	79	32	—	—	—
中堅職員課程(小規模施設)	—	—	59	75	54
中堅職員課程(子育て支援機関)	153	198	171	—	—
小規模施設スタッフ研修	124	128	—	—	—
新任職員課程(種別共通)	—	—	1,185	995	847
新任職員課程(福祉・介護)	1,062	1,330	—	—	—
新任職員課程(保育所等)	306	374	340	324	360
合計	3,842	4,171	4,066	3,506	3,324

(県社協作成の事業報告書より監査人作成)

福祉人材の育成・研修事業の延べ受講者数合計の推移をみると、「キャリアマネージャー養成課程(種別共通)」や「OJTリーダー養成課程(種別共通)」などは延べ受講者数が増加しているが、「リーダー課程(種別共通)」や「新任職員課程(種別共通)」などは延べ受講者数が減少傾向にある。研修によってその推移に違いがみられるが、受講者数の合計は平成25年度を境に減少傾向にある。

県社協は、実施している事業の評価を事業報告書に記載しており、福祉人材の育成・研修事業は次のように評価している。

研修内容について、受講生からは概ね高い評価をされていると考えられる。キャリアパス対応生涯研修では、階層別に課題の明確化や受講者自身の目標構築ができ、今後のキャリアアップに向けて意義あるものであったとの評価を得ることができた。また、講師団会議を開催することにより、キャリアパス対応生涯研修講師の共通認識を図り、研修内容の充実につなげることができた。今後は、県内講師の養成に力を入れるとともに、講師団会議等で意見があるファシリテーター制度の導入や人材育成を主眼とした管理職課程の強化などを検討していく必要がある。

研修情報の集約・発信については、毎年発行する「きやりあねっと 福祉研修ガイド」や長野県福祉研修実施団体共同サイト「きやりあねっと」が県内の福祉事業者の中でも定着してきており、事業所・職員に多様な研修の選択肢を提示することができている。県社協が実施する各種研修と他団体が実施する専門研修及び福祉現場の職場内研修等との整合性を図りながら連携協働を一層進め、総合的な人材育成支援を進めていきたい。

(県社協作成の事業報告書より)

福祉人材の育成・研修事業に関する事業報告書の記載内容を見る限り、研修内容に対する定性的な評価は行われているが、定員数に対して延べ受講者数がどの程度だったのかなど、研修に対する定量的な評価は行われていない。

昨今は、全国的に有効求人倍率が高く、長野県も同様の状況であり、介護業界を志向する新卒者が減少傾向にある。介護人材を確保するためには現在の介護従事者の定着率を高めることが重要となっており、福祉人材の育成・研修事業の研修カリキュラムもその流れに沿ったものに変えていく必要がある。このような流れに対して、県社協も対応を図ってきていることは把握できるが、その対応が実

際に効果的であったのかどうかは事業報告書で十分に説明しきれていない。県社協においては事業の成果を明確にしておくことが望ましく、受講者数の状況はその判断の目安の一つとなり得るものと考ええる。

高齢者福祉にかかる施策が経済的・効率的・効果的に執行されていることを明確にするためにも、県社協においては、福祉人材の育成・研修事業に関して、受講者数の状況に対する評価を事業報告書において明確にしておくことが望ましい。

④ 福祉人材の育成・研修事業の実施会場について（意見）

次表は、福祉人材の育成・研修事業の平成 28 年度の実施状況を示したものである。

福祉人材の育成・研修事業の実施状況(平成 28 年度)

研修名	会場		修了者数	定員	修了者数/定員
上級管理者課程	浅間温泉みやま荘	松本市	21 人	80 人	26.3%
管理者課程	長野市医師会館	長野市	24 人	80 人	30.0%
	浅間温泉みやま荘	松本市	40 人	80 人	50.0%
初任管理者課程 (新任管理者課程)	長野市医師会館	長野市	35 人	80 人	43.8%
	松本市総合社会福祉センター	松本市	68 人	80 人	85.0%
キャリアマネージャー 養成課程	長野市医師会館	長野市	28 人	80 人	35.0%
	松本市総合社会福祉センター	松本市	56 人	80 人	70.0%
OJT リーダー養成課程	長野市医師会館	長野市	79 人	80 人	98.8%
	浅間温泉みやま荘	松本市	76 人	80 人	95.0%
リーダー課程 (キャリアパス対応)	諏訪湖ハイツ	岡谷市	75 人	80 人	93.8%
	長野県自治会館	長野市	72 人	80 人	90.0%
	松本市総合社会福祉センター	松本市	94 人	80 人	117.5%
リーダー課程 (保育所等)	長野市医師会館	長野市	63 人	80 人	78.8%
	松本市総合社会福祉センター	松本市	96 人	80 人	120.0%
中堅職員課程 (キャリアパス対応)	浅間温泉みやま荘	松本市	77 人	80 人	96.3%
	諏訪湖ハイツ	岡谷市	80 人	80 人	100.0%
	長野市医師会館	長野市	90 人	80 人	112.5%
	浅間温泉みやま荘	松本市	91 人	80 人	113.8%
中堅職員課程 (小規模施設)	長野市医師会館	長野市	18 人	60 人	30.0%
	浅間温泉みやま荘	松本市	9 人	60 人	15.0%
新任職員課程 (キャリアパス対応)	飯島町文化館	飯島町	54 人	80 人	67.5%
	浅間温泉みやま荘	松本市	80 人	80 人	100.0%
	長野市医師会館	長野市	83 人	80 人	103.8%
	諏訪湖ハイツ	岡谷市	61 人	80 人	76.3%
新任職員課程 (保育所等)	松本市総合社会福祉センター	松本市	63 人	80 人	78.8%
	長野市医師会館	長野市	86 人	80 人	107.5%
合計	26 会場		1,619 人	2,040 人	79.4%

(県社協の事業報告書より監査人作成)

平成 28 年度は 26 会場で実施されているが、長野市 10 会場、松本市 12 会場、岡谷市 3 会場、飯島町 1 会場で、長野市と松本市での実施が中心となっている。

定員に対する修了者数の割合をみると、新任職員課程（キャリアパス対応）の飯島町と岡谷市の数値は松本市や長野市と比較すると低いが、リーダー課程（キャリアパス対応）と中堅職員課程（キャリアパス対応）の岡谷市の数値は長野市や松本市と比較しても大きな違いはない。

長野県は、長野市の人口が最も多く松本市がそれに次いでいる。そのため研修も長野市と松本市での実施回数が多くなるのは止むを得ない面もあるが、県土面積の大きさを踏まえると、研修会場をある程度分散させておくことが研修受講者の利便性に適うとも考えられる。このことについては県社協も留意しており、平成 29 年度の福祉人材の育成・研修事業の実施会場は、前年度よりも多くの地域で実施されている（次表参照）。

東信・南信方面で研修を実施した場合、ある程度の受講者減も予想される。しかし、そのような状況があるとしても県社協においては、今後も、福祉人材の確保・育成にかかる施策が効率的・効果的に実施されるために、研修会場を各地域に分散させていく努力を継続していくことが望まれる。

福祉人材の育成・研修事業の平成 27～29 年度の会場一覧

研 修 名	H27	H28	H29
福祉職員生涯研修 新任職員課程【種別共通】 キャリアパス対応生涯研修	長野市医師会館	長野市医師会館	長野県総合教育センター
	みやま荘	みやま荘	須坂市シルキーホール
	諏訪湖ハイツ	諏訪湖ハイツ	須坂市シルキーホール
	伊那市役所	飯島町文化館	諏訪湖ハイツ
福祉職員生涯研修 新任職員課程【保育所】	長野市医師会館	長野市医師会館	須坂市シルキーホール
	松本市総合福祉センター	松本市総合福祉センター	長野県総合教育センター
福祉職員生涯研修 中堅職員課程【種別共通】 キャリアパス対応生涯研修	長野市医師会館	長野市医師会館	須坂市シルキーホール
	松本市総合福祉センター	諏訪湖ハイツ	豊丘村交流センター
	みやま荘	みやま荘	佐久平交流センター
	伊那市役所	みやま荘	みやま荘
			みやま荘
福祉職員生涯研修 後輩育成(チューター)課程			諏訪湖ハイツ
			長野医師会館
福祉職員生涯研修 中堅職員課程【小規模施設】	長野市医師会館	長野市医師会館	みやま荘
	みやま荘	みやま荘	
福祉職員生涯研修 キャリアマネージャー養成課程【種別共通】	長野医師会館	長野医師会館	みやま荘
	みやま荘	みやま荘	佐久平交流センター
福祉職員生涯研修 OJTリーダー養成課程【種別共通】	長野医師会館	長野医師会館	諏訪湖ハイツ
	みやま荘	みやま荘	佐久市古流文化館浅科
福祉職員生涯研修 リーダー課程【種別共通】 キャリアパス対応生涯研修	長野市医師会館	諏訪湖ハイツ	長野市医師会館
	みやま荘	長野県自治会館	佐久平交流センター
	諏訪湖ハイツ	松本市総合福祉センター	長野県総合教育センター
	伊那市役所		

研修名	H27	H28	H29
福祉職員生涯研修 リーダー課程【保育所】		長野市医師会館 松本市総合福祉センター	須坂市シルキーホール みやま荘
福祉職員生涯研修 新任管理者課程【種別共通】	長野市医師会館 松本市総合福祉センター	長野市医師会館 松本市総合福祉センター	みやま荘 伊那市生涯学習センター
福祉職員生涯研修 管理者課程【種別共通】 キャリアパス対応生涯研修	ホテル信濃路 ホテル信濃路 みやま荘 みやま荘	長野市医師会館 みやま荘	みやま荘
福祉職員生涯研修 上級管理者課程【種別共通】		みやま荘	塩尻市市民交流センター

⑤ 1～3か月連続滞納者の取組状況の報告徹底について(意見)

生活福祉資金貸付事業の目的及び概要は以下のとおりである。

目的	<p>生活福祉資金貸付事業とは、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付(低利又は無利子)と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的としている。</p> <p>なお、他の施策や制度(母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金等)の利用が可能な場合には、他方を優先する。</p>																										
概要	<p>◆ 生活福祉資金貸付条件等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総合支援資金</th> <th>教育支援資金</th> <th>不動産担保型 生活資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>失業者等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費等を貸付けることによって、自立生活を促進するための貸付資金。</td> <td>低所得世帯に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした貸付資金。</td> <td>低所得高齢者世帯に一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸し付ける資金。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>生活支援費は月20万円以内(原則3ヶ月、最長1年間) 住居入居費は40万円以内 一時生活再建費は60万円以内</td> <td>教育支援費は月額35,000円以内から月額65,000円以内まで 就学支度費は50万円以内</td> <td>月額30万円以内(土地評価額の7割程度)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付日から6ヶ月以内</td> <td>卒業後6ヶ月以内</td> <td>契約終了後3ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期限 又は 貸付期間</td> <td>10年以内</td> <td>20年以内</td> <td>借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>無利子又は年利1.5%</td> <td>無利子</td> <td>長期プライムレート(上限年率3%)</td> </tr> </tbody> </table>				総合支援資金	教育支援資金	不動産担保型 生活資金	概要	失業者等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費等を貸付けることによって、自立生活を促進するための貸付資金。	低所得世帯に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした貸付資金。	低所得高齢者世帯に一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸し付ける資金。	貸付限度額	生活支援費は月20万円以内(原則3ヶ月、最長1年間) 住居入居費は40万円以内 一時生活再建費は60万円以内	教育支援費は月額35,000円以内から月額65,000円以内まで 就学支度費は50万円以内	月額30万円以内(土地評価額の7割程度)	据置期間	貸付日から6ヶ月以内	卒業後6ヶ月以内	契約終了後3ヶ月以内	償還期限 又は 貸付期間	10年以内	20年以内	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	貸付利子	無利子又は年利1.5%	無利子	長期プライムレート(上限年率3%)
	総合支援資金	教育支援資金	不動産担保型 生活資金																								
概要	失業者等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費等を貸付けることによって、自立生活を促進するための貸付資金。	低所得世帯に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした貸付資金。	低所得高齢者世帯に一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸し付ける資金。																								
貸付限度額	生活支援費は月20万円以内(原則3ヶ月、最長1年間) 住居入居費は40万円以内 一時生活再建費は60万円以内	教育支援費は月額35,000円以内から月額65,000円以内まで 就学支度費は50万円以内	月額30万円以内(土地評価額の7割程度)																								
据置期間	貸付日から6ヶ月以内	卒業後6ヶ月以内	契約終了後3ヶ月以内																								
償還期限 又は 貸付期間	10年以内	20年以内	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間																								
貸付利子	無利子又は年利1.5%	無利子	長期プライムレート(上限年率3%)																								

◆ 貸付対象の世帯

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

◆ 貸付(相談・申込窓口)、償還

相談・申込窓口は市町村社会福祉協議会である。

◆ 償還は「口座振替」または「払込取扱票」により、原則月賦にて返済する。

生活福祉資金貸付事業における滞納管理に関しては、「償還指導マニュアル」が整備されており、滞納期間の長短に応じ市町村社協と県社協のそれぞれの役割及び対応手続（債務者の生活指導及び債権管理手続）が定められている。マニュアルでは、1）滞納が始まった場合（滞納期間3か月以内）、2）滞納が続いた場合（滞納期間4か月～12か月）、3）長期滞納に陥った場合（滞納期間1年以上）の3段階に分けて対応手続が規定されており、滞納期間が4か月を超える場合には、県社協が直接債務者に対して督促通知の送付、電話掛けによる償還指導、呼出し通知の送付などの手続を取ることでとされている。このため、滞納が続いた段階以降に関しては県社協は債務者の状況を直接的に把握できている。

これに対し滞納期間が3か月以内の段階では滞納管理は市町村社協が主体となって滞納理由の把握を電話や訪問による督促を行い、必要に応じ県社協に世帯の状況（滞納理由）を報告することとされているが、県社協は市町村社会福祉協議会に対し生活指導及び債権管理の取組状況の報告を特段求めているとのことである。債務者の生活指導及び債権管理では初動が重要であることから、1～3か月連続滞納者の取組状況の報告を求め滞納初期の段階から債務者の状況を把握し、状況によって必要な初期対応をとっていくことが望ましい。

貸付金の未償還残高及び現在滞納額(平成29年3月)

(単位:件、千円)

	件数	元金	貸付利子	延滞利子	合計
当月末未償還残高 (滞納額を含む)	2,033	795,780	13,538	107,695	917,014
当月末現在滞納額	1,273	258,363	10,883	-	269,246

貸付金償還月次報告書(平成29年3月分)より

3. 公益財団法人 長野県長寿社会開発センター

(1) 根拠法令等

公益財団法人長野県長寿社会開発センター定款

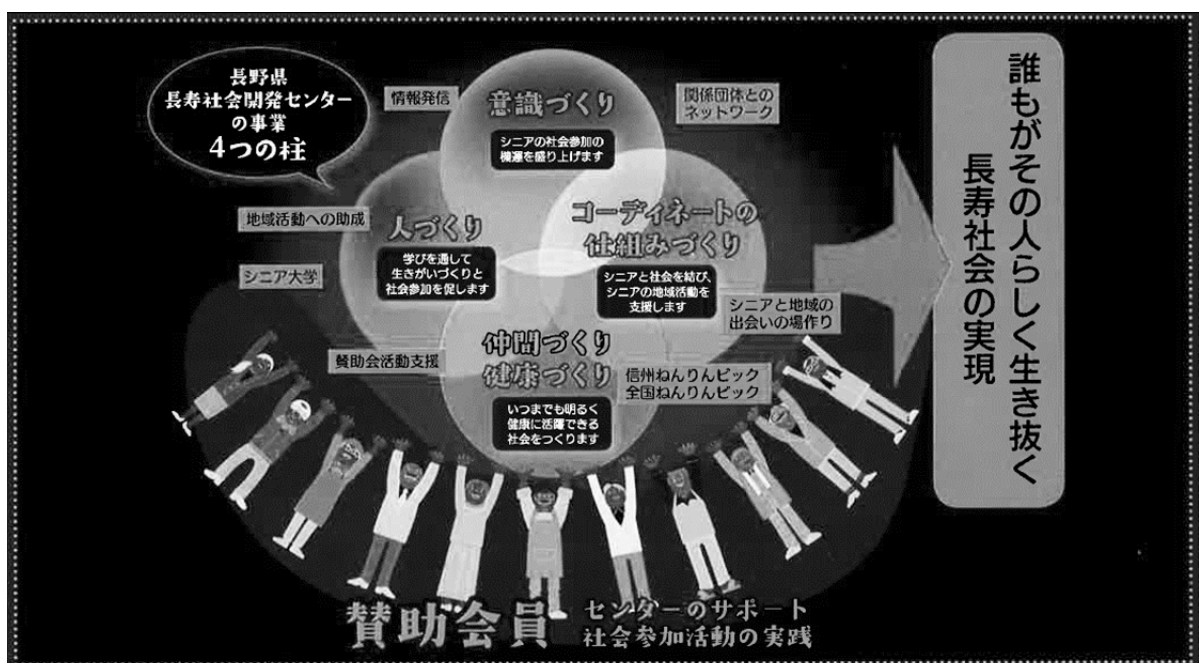
(2) 所在

名称	所在地
本部	長野市若里7-1-7(長野県社会福祉総合センター5階)
佐久支部	佐久市跡部 65-1(佐久保健福祉事務所)
上小支部	上田市材木町1-2-6(上田保健福祉事務所)
諏訪支部	諏訪市上川1-1644-10(諏訪保健福祉事務所)
伊那支部	伊那市荒井 3497(伊那保健福祉事務所)
飯伊支部	飯田市追手町2-678(飯田保健福祉事務所)
木曾支部	木曾郡木曾町福島 2757-1(木曾保健福祉事務所)
松本支部	松本市大字島立 1020(松本保健福祉事務所)
大北支部	大町市大町 1058-2(大町保健福祉事務所)
長野支部	長野市大字中御所字岡田 98-1(長野保健福祉事務所)
北信支部	飯山市大字静間字町尻 1340-1(北信保健福祉事務所)

(3) 目的

定款第3条によれば、「長野県長寿社会開発センター（以下「センター」という）」は、高齢者の積極的な社会参加活動をはじめ高齢者の生きがいの増進と健康づくりを推進する諸事業を実施し、もって豊かで活力ある高齢社会の構築及び発展に寄与することを目的とする。

すなわち、①意識づくり、②人づくり、③仲間づくり・健康づくり、④コーディネートの仕組みづくり、を4つの柱として、「誰もがその人らしく生き抜く長寿社会の実現」を目的としている。



(出典:長野県長寿社会開発センターパンフレット)

(4) 沿革

年月日	主な出来事
平成元年5月1日	設立
平成23年4月1日	公益財団法人に移行

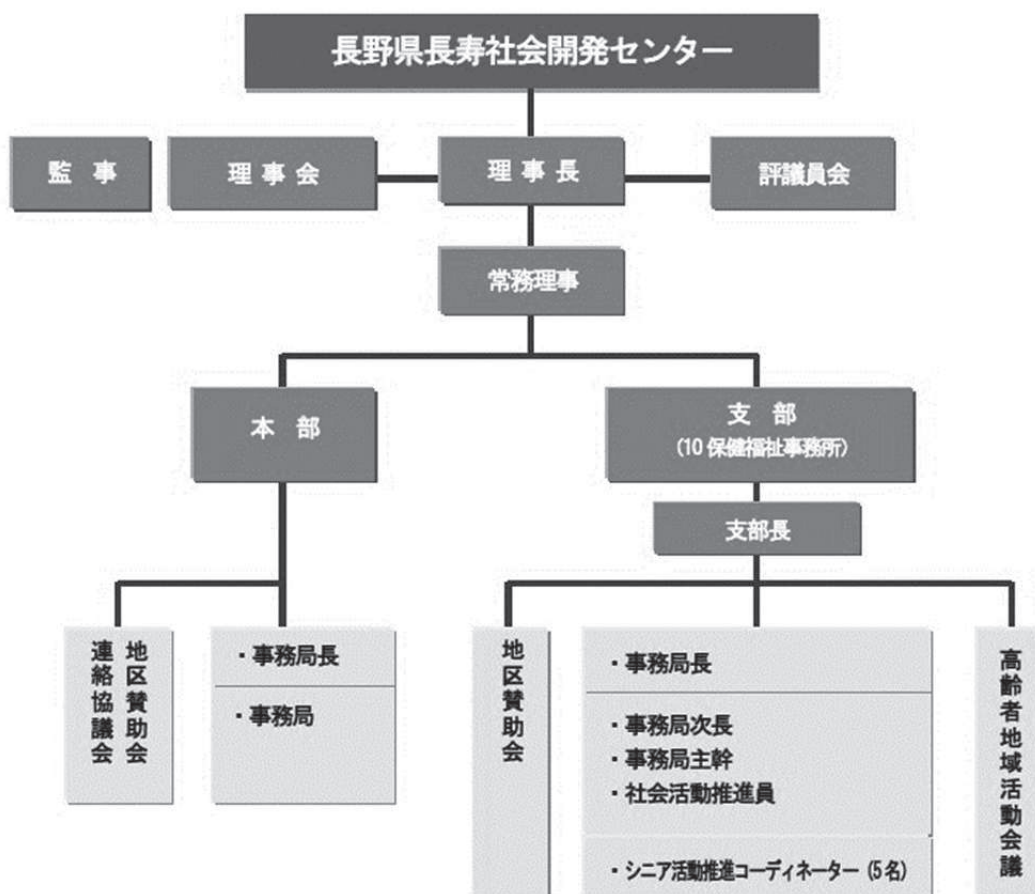
高齢者の生きがいと健康づくりや積極的な社会参加を図るために、長野県において提案された「高齢者会議所」構想をもとに、国のゴールドプランなどに基づき全国に設置された「明るい長寿社会づくり推進機構」として県、市町村、民間の出捐により、平成元年5月1日に設立された。

(5) 職員及び組織

① 役員・職員構成

役員		事務局	
理事長	1名	事務局長	1名
副理事長、常務理事	2名	事務局次長	1名
理事	13名	事務局職員	3名
監事	2名	主任シニア活動推進コーディネーター	1名
評議員	7名	特別推進員	1名

② 組織図



(出典:長野県長寿社会開発センターホームページ)

(6) 実施事業

定款第4条における事業内容は以下のとおりである。

- ①高齢者の豊かな生活を築くための調査研究及び啓発普及事業
- ②高齢者の社会参加活動に関する事業
- ③高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業
- ④高齢者の社会参加活動を振興するための指導者、ボランティア等の人材育成に関する事業
- ⑤賛助会員に関する事業
- ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業

平成28年度事業報告書によれば、事業実績の概要は以下のとおりである。

4つの柱	事業名	内容
意識づくり	情報誌発行事業	情報誌「信州りらく」を年4回発行し、高齢者に関する深い文化や社会参加活動等に関する情報の発信、シニア大学生に対するセンター事業のPRと賛助会員加入促進等を行った。
	広報啓発事業	県内各地で活躍するシニアの活動を、シニア活動推進コーディネーターが情報収集し、まとめた「人生二毛作実践事例集」を作成・配布した。 センターの役割や事業体系・内容等を紹介したパンフレットを配布した。 賛助会員の加入促進に向け、加入案内パンフレットを作成・配布した。
	ホームページ運営事業	ホームページに、イベント、事業、募集案内、情報誌「信州りらく」、地区賛助会の会報、人生二毛作かわら版、シニア大学、ねんりんピック等に関する最新情報を掲載した。
	表彰事業	高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加活動に功績のあった個人(9名)及び団体(8団体)を、信州ねんりんピック式典の席上で表彰した。
	センター支部活動事業	明るく豊かな長寿社会づくりを推進するため、センター支部の自主的な活動を推進することを目的に実施した。
	いきいき中高年社会貢献活動支援事業	地域社会へ貢献しようとする概ね50歳以上の中高年者を中心に結成された11のグループを対象に、その活動経費を助成した。
	高齢者地域活動会議運営事業	高齢者の社会参加をテーマに、県民参加のタウンミーティング(県民大会)を県下10地域で12回開催し、意見交換・情報交換を行った。また、ネットワーク会議も開催した。

4つの柱	事業名	内容
人づくり	シニア大学運営事業	長野県シニア大学(2年制)を10学部(佐久、上小、諏訪、伊那、飯伊、木曾、松本、大北、長野、北信)において実施した。 また、シニア大学運営委員会や、社会活動推進員に対する研修を実施した。
	信州人生二毛作 新たな「学びの場」開設準備事業	さまざまな地域課題に向き合って解決するスキルを持ったリーダーや、リーダーとともに活動できる人材を養成する「学びの場」の開設について、10名の委員で構成する開設検討委員会で検討を行うとともに、県との協議を進め、シニア大学の長野学部に「地域プロデュース専門コース」をモデルとして設置し、平成29年度からスタートすることとした。
仲間づくり・健康づくり	信州ねんりんピック開催事業	高齢者を中心とする多くの県民が参加する文化・芸術祭典及びスポーツ交流大会を、県及び各種団体等との共催により開催し、延べ2,700名が参加した。
	全国健康福祉祭選手派遣事業	第29回全国健康福祉祭ながさき大会へ選手団133名を派遣し、全国の高齢者とのふれあいと交流を図った。
	賛助会員募集・活動推進事業	活動サポーター ¹ 研修会を開催するとともに、シニア大学生への説明会や情報誌の配布によるPR等、積極的に会員募集を行った。 また、個人賛助会員の特典となる料金割引サービスを提供する「割引協力店名簿」を配布した。
	地区賛助会運営費交付事業	地区賛助会が行う活動発表会の開催、会報の発行、会員の加入促進など、運営に係る経費を交付した。
	地区賛助会連絡協議会運営事業	賛助会員代表(20名)と支部事務局長(10名)から構成する連絡協議会を2回開催した。
	賛助会員グループ活動支援事業	賛助会員グループの活動を積極的に推進するため、176グループに対し、活動経費の一部を助成した。
コーディネーターの仕組みづくり	高齢者社会参加促進事業	シニア活動推進コーディネーターを6名(本部と5支部に1名ずつ)配置し、高齢者と地域社会のニーズのマッチングを行うとともに、シニア層の様々な取り組み事例等を情報発信することにより、高齢者の社会参加を支援した。コーディネーターの相談件数は延べ3,532件となった。

¹ 高齢者の仲間づくりと社会参加活動を進め、豊かで活力ある長寿社会づくりを目指すための推進者であり、①財団及び賛助会員活動の啓発、②賛助会員の募集活動、③賛助会員グループ活動の推進及び育成など

4つの柱	事業名	内容
	センターの運営	理事会(2回)、評議員会(2回)、支部事務局次長等会議、地区賛助会連絡協議会、情報誌企画・編集委員会、2016 信州ねんりんピック実行委員会、監事監査を実施した。

(7) 特色

① シニア大学

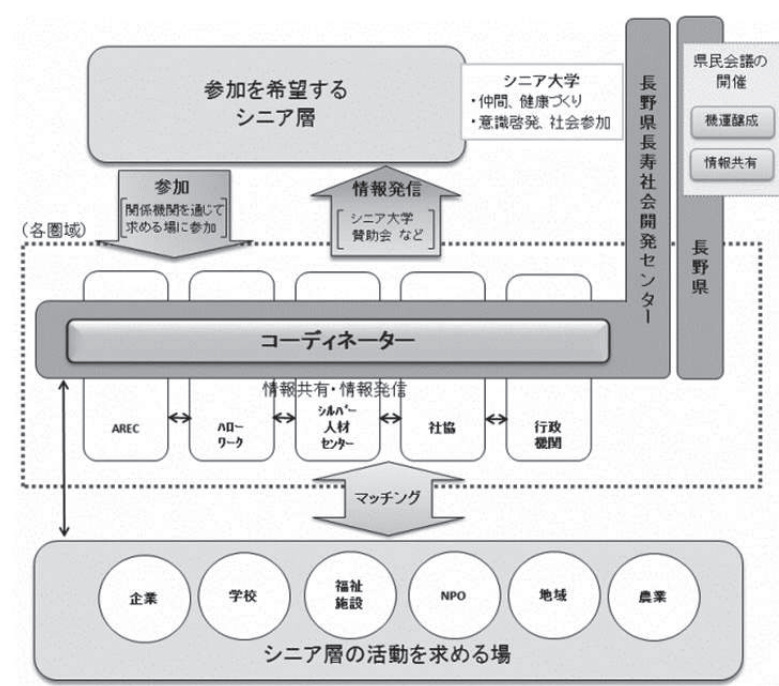
長寿社会開発センターでは、人づくりの事業としてシニア大学の運営を行っている。

項目	内容
目指すもの	シニア世代の多様な生き方、価値観、地域性を大事にしながら、自らの地域の課題に気づき、学習を通して社会参加活動のきっかけをつかみ、卒業後、地域社会の一員としての自覚をもって地域とかかわる人材を育むことを目指す。
開催地	県下 10 学部(県保健福祉事務所単位＝長野県長寿社会開発センター支部単位の配置)
入学資格	おおむね 60 歳以上の県内在住者で、学習意欲が旺盛であり、地域活動等を行おうとする者。なお、シニア大学を卒業してから2年以上経過した者の再入学は可能。
学習内容	実践講座:これまで培った経験・知識を基礎に、自分たちで地域活動として何が できるか考えて実践し、社会参加(貢献)への足がかりとする講座。 教養講座:政治・経済から郷土の自然・歴史・文化、医療・健康・食の安全、生き がい、趣味の持ち方生かし方などさまざまな教養を身に着ける講座。 実技講座:趣味(選択講座)と健康づくり(スポーツ)を行う講座。
学習時間	年限:2年間 年間時数:60 時間
授業料	1人年間 10,000 円

また、平成 29 年度から、シニア大学専門コース(地域プロデュース専門コース)を長野学部においてモデルとして開設した。専門コースでは、さまざまな地域課題に向き合って解決するスキルを持ったリーダーや、リーダーとともに活動できるプロデューサー的な人材等を養成することとしている。

② シニア活動推進コーディネーター

長寿社会開発センターでは、コーディネートの仕組みづくりの事業としてシニア活動推進コーディネーターの配置を行っている。シニア活動推進コーディネーターは本部と 5 支部に 1 名ずつ配置され、関係機関の連携体制の構築や、社会参加に係るマッチングなどを行うことにより、シニアが知識・技術・経験を活かし、社会参加活動や就業などができる仕組みづくりを推進している。



(出典:長野県ホームページ)

シニア活動推進コーディネーターによる人生二毛作社会づくりは、以下の事例のように、多くの実績を生み出している。

事例1) 支えあいの地域づくり(南箕輪村)

「高齢者をはじめ地域住民がお互いに支えあう居場所づくりを進めたい」とする村と、「高齢者の居場所に、住民が担い手として自ら進んで参加できないか」とする村社協と、「地域で貢献したい」とするシニアをマッチングさせた。その結果、村開催の講座に参加したシニアが、高齢者の居場所や子どもの遊び場をつくり、「地域住民がお互いに支えあい安心して暮らせる村づくり」と「地域の担い手として参画するシニアの生きがいがづくり」を目指す取り組みへとつながった。

事例2) 農協の空き店舗を活用した子どもの居場所づくり(長野市)

「子どもの居場所づくりに、小学校前の農協空き店舗を活用できないか」とするPTAと、「空き店舗を活用して地域に貢献できないか」とする農協と、「地域で貢献したい」とするシニアをマッチングさせた。その結果、空き店舗を子どもの居場所づくりとして活用し、またシニアも学習支援等に参加予定となり、「子どもを中心に多世代が交流する地域の居場所づくり」と「子どもの居場所づくりに参画するシニアの生きがいがづくり」を目指す取り組みへとつながった。

事例3) 支えあいの地域づくり(軽井沢町)

「高齢者をはじめ地域住民がお互いに支えあう居場所づくり(通いの場)を進めたい」とする町と、「高齢者の居場所に、住民が担い手として自ら進んで参加できないか」とする町社協と、「地域で貢献したい」とするシニアをマッチングさせた。その結果、町開催の講座に参加したシニアが、最寄りの「高齢者の通いの場」に担い手として参加し、「地域住民がお互いに支えあい安心して暮らせる町づくり」と「担い手として参画するシニアの生きがいがづくり」を目指す取り組みへとつながった。

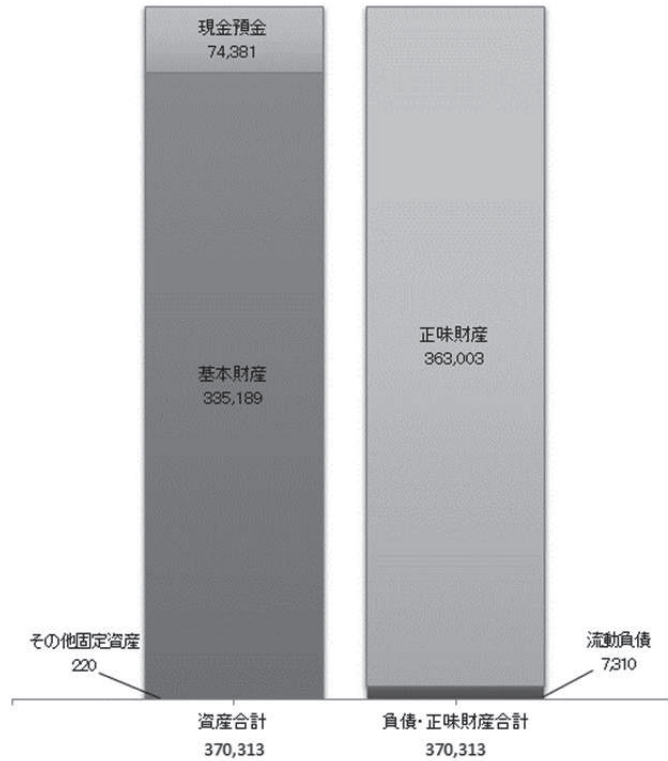
事例4) 学校ボランティアへの参加(塩尻市)

「学校運営や授業に地域住民の協力を得ることができるか」とする学校と、「学校ボランティアとして地域で貢献したい」とするシニアをつなぐための連続講座を教育委員会、自治協、センター

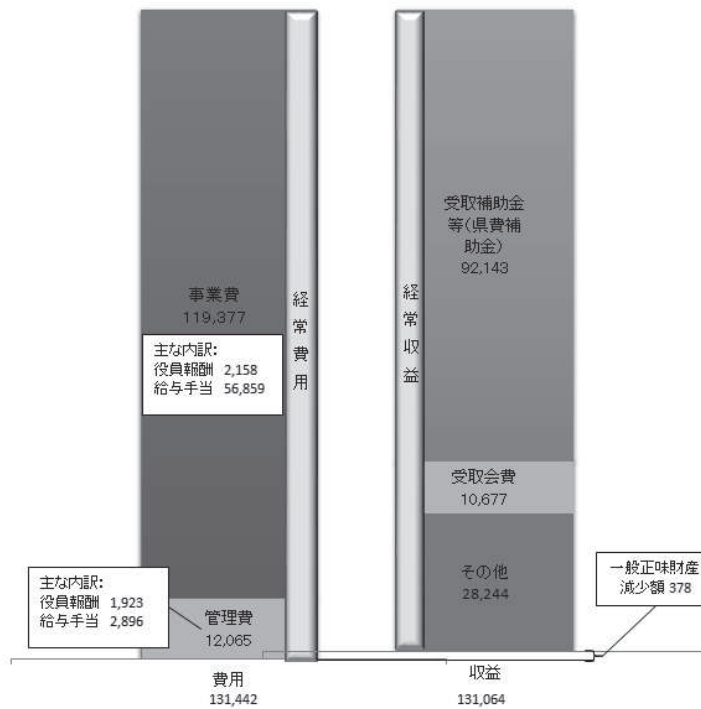
と連携して開催し、その結果、シニアが活動者となり「地域に開かれた学校づくり」と「世代間交流を通じた生きがづくり」を目指す取り組みへとつながった。

(8) 決算額

① 要約貸借対照表 (単位：千円)



② 要約正味財産増減計算書 (単位：千円)

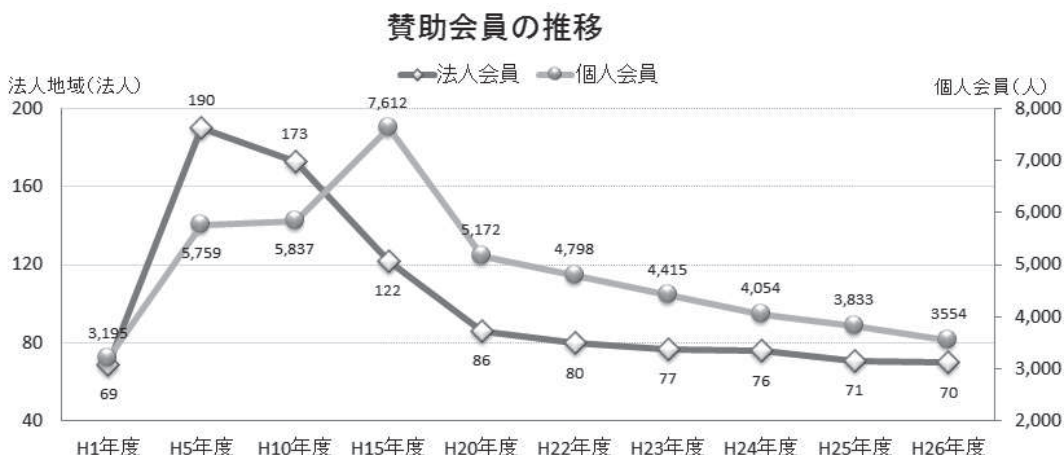


(出典:長野県長寿社会開発センター 平成28年度決算書より監査人作成)

(9) 課題

① 賛助会員の確保

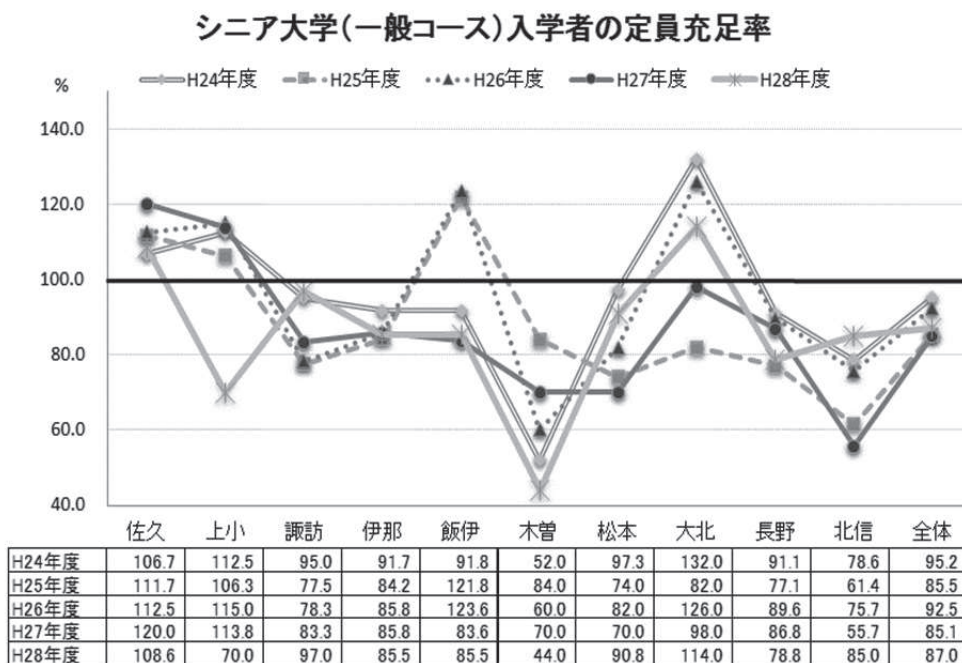
下記グラフのとおり、賛助会員は近年、法人会員・個人会員ともに減少傾向にある。各地区会などを通じて加入促進に向けた取り組みを行っているが、改善には至っていない。



(出典:長野県長寿社会開発センター提出資料より監査人作成)

② シニア大学入学者の定員充足率について

平成 28 年度のシニア大学入学者の定員充足率は全体で 87.0%であり、定員を見直したことから、平成 27 年度の 85.1%よりも改善しているように見受けられる。しかしながら、依然として定員割れの状態が続いており、地域間格差も大きくなっている。(下記グラフ参照)



(出典:長野県長寿社会開発センター提出資料より監査人作成)

(10) 監査の結果及び意見

① 自主財源の確保について(意見)

高齢者による社会参加を推進することで、より生きがいのある暮らしを支えることは非常に意義のあることと考えられる。そのような中、センターにおいては「シニア大学専門コース」や「シニア活動推進コーディネーター」の設置など、他県に例を見ないアイデアをもとにさらなる事業展開が企図されている。

しかしながら、さらなる事業展開のためには財源の確保が必要不可欠となる。この点、現状、法人運営資金の7割程度は県からの運営補助金で賄われているが、近年、賛助会員の減少やシニア大学生の減少により従来確保していた自主財源が減少傾向にある。

今後の法人運営の安定化のためにも、協賛や広告募集、研修会などの場を利用した事業化に向けた検討など、更なる自主財源確保に向けた取り組みを推進する必要がある。

② シニア大学の充足率について(意見)

シニア大学の定員充足率が全体で80%台程度となっている。また、平成28年度において入学者数の減少を背景に定員の引き下げを行っている状況にある。さらに、定員充足率は学部によりバラツキがみられ、地域間格差がみられる傾向にある。こうした中、シニア大学生による働きかけや入学者の追加募集などにより入学者確保に努めている状況にある。

現状、入学資格として「おおむね60歳以上」といった年齢制限が課されているが、上記の状況や「地域課題の解決」というシニア大学の理念を念頭におけば、必ずしも当該制限を課す必要はないように見受けられる。また、希望者には卒業直後の再入学を認めている事例もあるとのことであり、あえて再入学の要件として「シニア大学を卒業してから2年以上経過」といった画一的な制限を設けることにも議論の余地はあるように思える。門戸を広くし、より学習の機会を創出する観点から入学資格の見直しを検討する必要がある。

4. 公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会

(1) 根拠法令等

高齢者等の雇用の安定等に関する法律

(2) 所在

長野県長野市大門町5-1-1 柏与ビル3階

(3) 目的

定款3条によれば、長野県シルバー人材センター連合会の目的は以下のとおりである。

連合会は、県下において定年退職者等の高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的(※1)なもの又はその他の軽易な業務(※2)に係るものの機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助するとともに、この活動を健全に発展させ、又は就業の促進に関連する諸事業を行うことにより、これらの者の生きがいの充実、健康の増進、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした地域社会づくり及び地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(※1)「臨時的かつ短期的就業」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であって、連続的又は断続的な概ね月10日程度以内の就業をいう。(国通達 S61、H16)

(※2)「軽易な就業」とは、一定業務のうち、1週間当たりの労働時間が平均的な労働時間に比して、相当程度短い業務(1週間の就業時間が概ね20時間を超えないもの)をいい、4業務に限定。(国通達 H12)

また、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会によれば、都道府県シルバー人材センター連合は、都道府県が行う高齢社会対策と円滑な連携の下に、管内におけるシルバー人材センター事業の効果的な運営と発展を図ることを目的としている。

(4) 沿革

年月日	主な出来事
平成10年9月25日	設立
平成23年4月1日	公益社団法人に名称変更

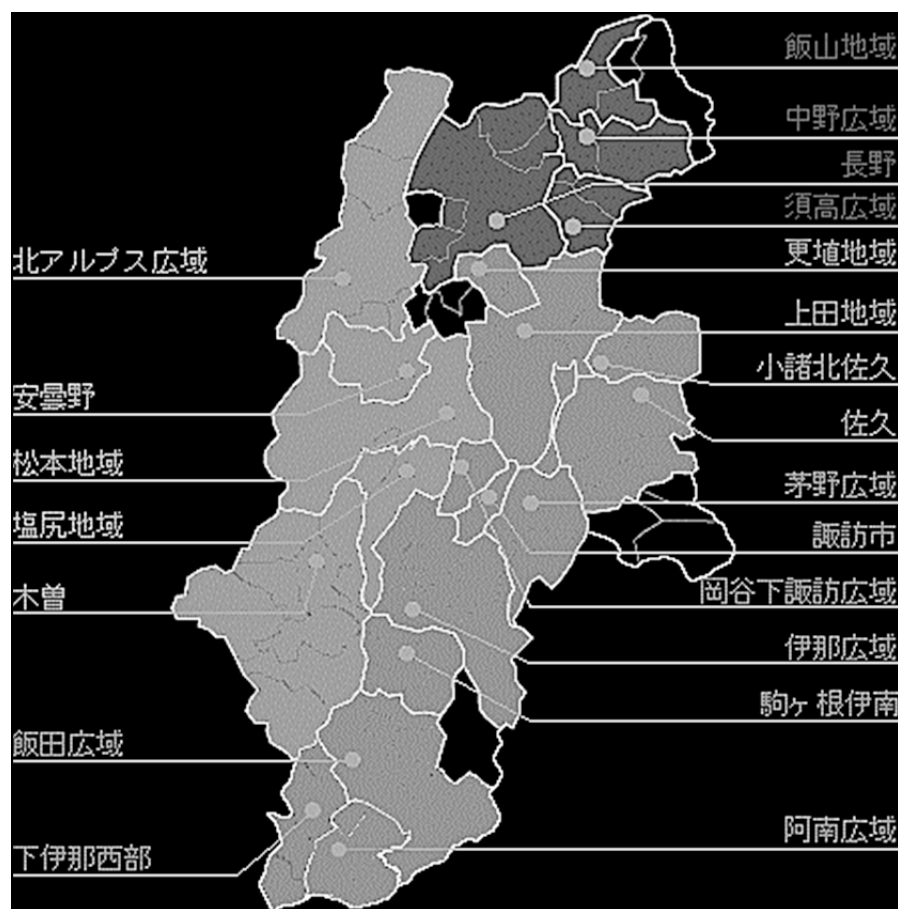
(5) 職員及び組織

① 役員・職員構成

役員		事務局	
代表理事(会長)	1名	事務局長(常務理事兼務)	1名
業務執行理事(副会長、常務理事)	2名	事務局次長	1名
理事	6名	その他事務局職員	3名
監事	2名	パトロール指導員	1名

② 会員の状況(平成 29 年3月 31 日)

正会員 (拠点センター)	21 センター
賛助会員 (構成市町村)	66 市町村
拠点センター登録会員	17,366 人



(出典:長野県シルバー人材センター連合会ホームページ)

(6) 実施事業

定款 4 条における事業内容は以下のとおりである。

- ① 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ② 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- ③ 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- ④ 高齢者の就業に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 高齢者の就業に関する指導相談を行うこと。
- ⑥ 高齢者の就業に関する普及啓発を行うこと。
- ⑦ 高齢者の雇用又は就業の場を確保するため、国、県等の策定する講習会等の事業を行うこと。
- ⑧ 国、県等の策定する雇用対策に係る事業を行うこと。
- ⑨ その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。

平成 28 年度事業報告によれば、事業実績の概要は以下のとおりである。

事業名	内容
安全・適正就業推進事業	会員の安全と適正な就業の徹底を図るため、安全・適正就業推進大会、安全就業研修会、パトロール、各センターにおける研修会の支援、適正就業に係る指導等を実施した。
普及啓発事業	センター事業について、県民や企業等に広く周知し、事業の活性化に資するため、様々な機会を通じて普及啓発活動を行った。
就業開拓等事業	高齢者の多様な就業ニーズや地域ニーズに応えるため、就業分野の開拓、拡大等に係る情報の収集・提供、助言、研修等を行った。 また、広く県民や企業等の理解を深め、新たな受注につなげるため、ラジオコマーシャルを放送し、就業開拓、会員拡大に努めた。
交流研修事業	役職員の資質の向上、活性化を図るため、各種研修会等を実施した。
調査研究事業	シルバー人材センター事業の現状、課題等を把握し、事業の充実と推進を図るため、情報の収集、提供等を行った。
センター設置促進事業	シルバー人材センター事業を県内全域に広めるため、関係機関と連携して未設置地域の解消に向け情報収集、提供を行ったが具体的な設置の動きはない。
指導相談事業	全国シルバー人材センター事業協会の委嘱を受け連合会事務局長が行う個別指導及び長野労働局の経理事務指導に併せ、各センターの事業運営、財政基盤の強化、経理事務等について指導、相談、助言を行ったほか、随時センターからの相談等に対応した。
福祉・家事援助事業	全国シルバー人材センター事業協会、北信越シルバー人材センター連絡協議会の研修会参加等により、県内外における当該事業への取り組み状況等を情報収集し、業務担当研修会等において情報提供を行った。 また、福祉・家事援助サービス事業の指針となる「新訂福祉・家事援助サービスの手引」を各センターに配布するなど、この事業への取り組みを支援した。
退職前高齢者生きがい就業体験事業	シルバー事業の理解を深め、会員拡大につなげるため、定年退職前後の高齢者を対象に、シルバー事業の理念、仕組み等についての説明や退職後におけるライフプランについてのセミナー、就業体験などを実施した。
関係行政機関等への要請	センター事業について、一層の理解と支援を得るため、長野労働局職業安定部長、長野県産業労働部長、長野県議会環境産業観光正副委員長に対し要請活動を行った。
労働者派遣事業	高齢者の多様なニーズに対応した指揮命令のある職域での就業機会の確保と受託事業の適正な就業を確保するため、21 実施事務所と連携を密に派遣事業を推進した。

事業名	内容
有料職業紹介事業	高齢者の就業ニーズに応えるため、臨時的かつ短期的な仕事又はその他軽易な業務に係る「雇用」を希望する地域の高齢者(シルバー会員を含む)を対象として、有料の職業紹介による就業機会の提供を行った。
高齢者活用・現役世代サポート事業	就業機会の拡大、会員の拡大及び高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、地域の実情に応じ、センターが行う育児分野、人材不足分野等における就業機会や会員開拓、マッチング等の取り組みを支援した。
地域就業機会創出・拡大事業	高齢者に、より多様な就業機会を提供できるようにするため、センターと自治体や商工団体等が連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる事業を立ち上げ、高齢者の新たな就業機会を創造する取り組みを支援した。
シニアワークプログラム地域事業(国から受託)	長野労働局から19年連続で受託し、センター、関係機関、事業主団体等の協力を得て、55歳以上の就職を希望する高齢者を対象に、主に短時間雇用を前提とした技能講習を実施し、管理選考会(就職面接会)、雇用につなげる一貫したフォローアップにより高齢者の雇用機会の拡大を支援した。
高齢者活躍人材育成事業(国から受託)	サービス業等の人材不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での担い手を確保するため、地域の60歳以上の高齢者を対象として、当該分野での就業に必要な技能講習を実施し、就業機会の拡大を支援した。

(7) 特色

区分	全国平均	長野県	
	平成28年度平均値	平成28年度実績	順位
会員数	15,285人	17,366人	12位
粗入会率(※)	1.7%	2.3%	6位
契約金額	6,673,544千円	9,248,836千円	10位
受注件数	75,355件	101,727件	13位
就業延人数	1,500,872人日	1,992,265人日	10位
就業率	81.3%	92.1%	1位

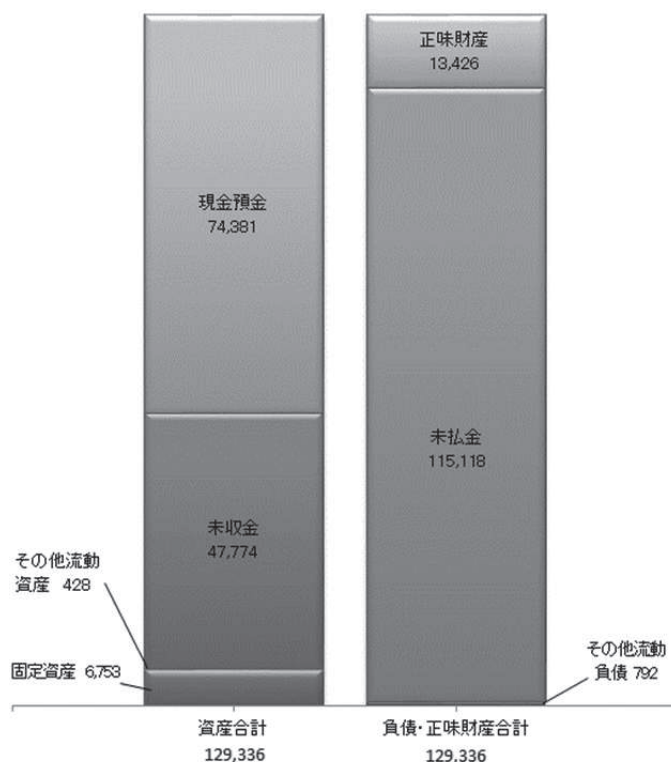
(※)粗入会率=会員数/60歳以上人口

(出典:長野県シルバー人材センター連合会提出資料)

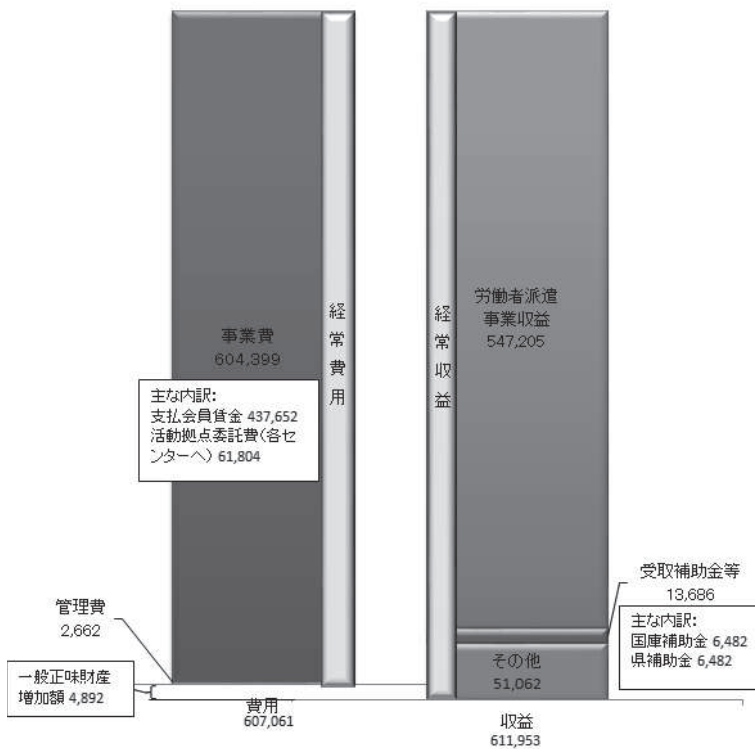
会員数をはじめ、さまざまな指標において長野県は全国上位に位置している。特に就業率は92.1%で全国1位となっており、連合会における事業の成果がうかがえる。

(8) 決算額

① 要約貸借対照表 (単位：千円)



② 要約正味財産増減計算書 (単位：千円)



(出典：長野県シルバー人材センター連合会 平成 28 年度決算書より監査人作成)

(9) 課題

連合会においては、以下の点を課題として把握している。

① 新規会員の確保と退会抑制

会員は7年連続で減少している。会員の不足により受注を制限するケースもあることから、会員の確保が課題となっている。

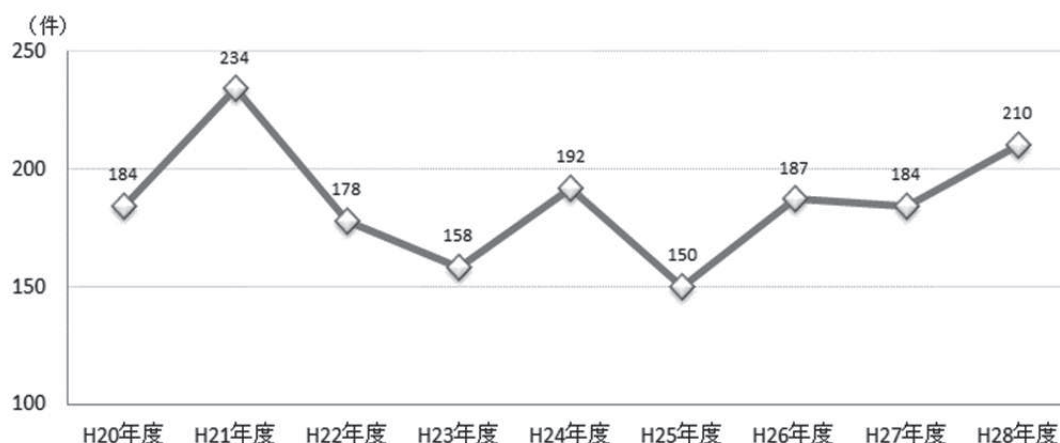
② 会員の希望に応じられる多様な就業機会の確保

草刈りや植木選定作業はシルバー人材センターのイメージともなっている作業であるが、後継者不足や作業時期の集中などの理由で、新規発注に応じられない状況である。その一方で、事務や管理分野の仕事は少ない。会員が希望する仕事に就業できるよう、多様な就業機会を確保することが課題となっている。

③ 危険ゼロを目指し安全作業の実践

安全第一の考えのもと、組織を挙げて安全就業を推進しているが、以下のグラフのとおり、就業時の事故件数は増減を繰り返している状況である。

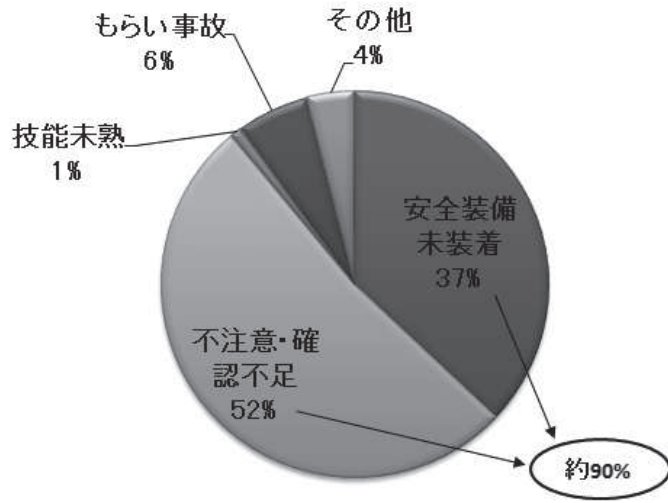
事故発生件数の推移



(出典:長野県シルバー人材センター連合会提出資料)

事故原因については以下のグラフのとおり、安全装備未装着や不注意・確認不足といった人為的なミスが概ね9割を占めており、対策を決めて確実に実行することで事故件数を減らすことは可能である。

平成28年度 事故原因の分類



(出典:長野県シルバー人材センター連合会提出資料)

安全・適正就業推進事業を適切に実施し、危険ゼロをめざす取り組みを実行していくことが課題となっている。